

# 阿見町議会会議録

令和4年第4回定例会

(令和4年12月6日～12月20日)

阿見町議会

## 令和4年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	25
◎会期日程	26
◎第1号(12月6日)	29
○出席, 欠席議員	29
○出席説明員及び会議書記	29
○議事日程第1号	31
○開 会	33
・ 会議録署名議員の指名	33
・ 会期の決定	33
・ 諸般の報告	34
・ 常任委員会所管事務調査報告	35
・ 議員派遣報告	39
・ 議案第86号から議案第95号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	40
・ 議案第96号から議案第101号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	42
・ 議案第102号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	45
・ 議案第103号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	46
・ 議案第104号から議案第106号(上程, 説明, 質疑)	49
・ 議案第107号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	50
・ 請願第4号(上程, 委員会付託)	51
○散 会	52
◎第2号(12月7日)	53
○出席, 欠席議員	53
○出席説明員及び会議書記	53
○議事日程第2号	55
○一般質問通告事項一覧	56
○開 議	57
・ 諸般の報告	57
・ 広聴広報特別委員会委員の選任	57
・ 議会改革等調査研究特別委員会委員の選任	57

・一般質問	58
海野 隆	58
紙井 和美	69
飯野 良治	83
栗原 宜行	89
○散 会	101
◎第3号（12月8日）	103
○出席，欠席議員	103
○出席説明員及び会議書記	103
○議事日程第3号	105
○一般質問通告事項一覧	106
○開 議	107
・一般質問	107
柴原 成一	107
高野 好央	110
川畑 秀慈	119
難波千香子	136
・休会の件	155
○散 会	155
◎第4号（12月20日）	157
○出席，欠席議員	157
○出席説明員及び会議書記	157
○議事日程第4号	159
○開 議	161
・常任委員会委員の所属変更	161
・議案第86号から議案第95号（委員長報告，討論，採決）	161
・議案第96号から議案第101号（委員長報告，討論，採決）	165
・議案第102号（委員長報告，討論，採決）	170
・議案第103号（委員長報告，討論，採決）	171
・議案第104号から議案第106号（討論，採決）	172

・議案第108号から議案第110号（上程，説明，質疑，討論，採決）	174
・議案第111号から議案第116号（上程，説明，質疑，討論，採決）	176
・請願第4号（委員長報告，討論，採決）	178
・意見書案第4号（上程，説明，質疑，討論，採決）	178
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査	181
・会期中の閉会の件	181
○閉会	181

## 第 4 回 定例会

阿見町告示第244号

令和4年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月22日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和4年12月6日
- 2 場 所 阿見町議会議場

## 令和4年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	12月6日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	12月7日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第3日	12月8日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第4日	12月9日	(金)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第5日	12月10日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	12月11日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	12月12日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	12月13日	(火)	休 会		・議案調査
第9日	12月14日	(水)	休 会		・議案調査
第10日	12月15日	(木)	休 会		・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	12月16日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	12月17日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	12月18日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	12月19日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	12月20日	(火)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決
第16日 ～ 第30日	12月21日 ～ 1月4日	(水) ～ (水)	休	会	・議事整理
第31日	1月5日	(木)	午前10時	本会議	・閉会

第 1 号

[ 12 月 6 日 ]

## 令和4年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月6日（第1日）

### ○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君				
副町	長	坪田	匡弘君				
教	育	長	立原	秀一君			
町	長	公室	長	佐藤	哲朗君		
総	務	部	長	青山	広美君		
町	民	生	活	部	長	中村	政人君

保健福祉部長	小澤	勝	君
保健福祉部次長	山崎	洋明	君
産業建設部長	林田	克己	君
教育委員会教育部長	小林	俊英	君
政策企画課長	糸賀	昌士	君
総務課長	石田	栄司	君
財政課長	坂入	紀章	君
人事課長	黒岩	孝	君
管財課長	荒井	孝之	君
防災危機管理課長	山崎	厚	君
都市計画課長	鶴田	広秋	君
都市整備課長	井上	稔	君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	村山	幸二	君
上下水道課長	堀越	多美男	君
学校教育課長	飯村	弘一	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳
書記	湯原	智子

## 令和4年第4回阿見町議会定例会

### 議事日程第1号

令和4年12月6日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議員派遣報告
- 日程第6 議案第86号 阿見町職員の定年等に関する条例の一部改正について  
議案第87号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について  
議案第88号 阿見町職員の降給に関する条例の一部改正について  
議案第89号 阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について  
議案第90号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
議案第91号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
議案第92号 阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について  
議案第93号 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について  
議案第94号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について  
議案第95号 阿見町職員の再任用に関する条例の廃止について
- 日程第7 議案第96号 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第6号）  
議案第97号 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第98号 令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第99号 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
議案第100号 令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）  
議案第101号 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第102号 防交第1-1号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負

変更契約について

- 日程第9 議案第103号 土地の処分について
- 日程第10 議案第104号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について  
議案第105号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について  
議案第106号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 日程第11 議案第107号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

午前10時00分開会

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年第4回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（平岡博君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

15番 紙井和美君

16番 柴原成一君

を指名します。

---

#### 会期の決定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る11月29日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和4年第4回定例会につきましては、去る11月29日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て、審議をいたしました。

会期は本日から令和5年1月5日までの31日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、12月7日は午前10時から本会議で、一般質問4名。

3日目、12月8日は午前10時から本会議で、一般質問4名。

4日目、12月9日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、12月12日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、12月20日は午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決。

16日目から30日目までは議事整理。

31日目、令和5年1月5日は最終日となります。

今定例会は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、当初予定の最終日から16日間延ばした1月5日を最終日としておき、12月20日に委員長報告、質疑、討論、採決までの全ての議事が終了したときには、会期を短縮し、12月20日に閉会といたします。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

○議長（平岡博君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から1月5日までの31日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から1月5日までの31日間と決定しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第86号から議案第107号のほか、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願、以上23件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、令和5年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願ひ、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望、新業務報酬基準制定に伴う建築物の設計等業務発注に関する要望及び各種業務報酬算定基準の採用に関する要望、民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情の4件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、令和4年10月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告します。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和4年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、12月1日及び12月2日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 常任委員会所管事務調査報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、命により、令和4年11月17日に実施した総務常任委員会所管事務調査について御報告いたします。

調査先は、令和4年8月、今年です、竣工稼働した江戸崎地方衛生土木組合環境センターの新ごみ焼却場で、調査目的は、阿見町の次のごみ処理体制をどうするかについて参考にするためであります。

江戸崎地方衛生土木組合は、稲敷市と美浦村を構成自治体とし、ごみ処理施設の設置運営、公共的土木事業及び火葬場及び斎場の設置運営など、複合的一部事務組合となっております。管内人口は、令和4年11月1日現在で、稲敷市3万8,516人、美浦村1万4,618人、総人口5万3,134人であり、人口は減少傾向にあるということです。

新ごみ焼却場は、1日70トン—35トンの2炉と、小規模ながら24時間連続燃焼を行い、ごみの焼却による熱エネルギーを有効活用するサーマルリサイクルを行っており、二酸化炭素削減など循環型社会の実現に寄与する環境に優しい施設となっております。

また、運営については、DBO方式を採用しています。DBO方式—デザイン・ビルド・オペレート方式とは、公共団体等が資金を調達し、民間事業者が施設の設計・建設・運営を一体的に委託して実施する方式とのことで、15年間の長期契約を行っております。

阿見町のごみ焼却場である霞クリーンセンターは、1997年、平成9年4月に稼働いたしました。一般的に焼却施設は設計寿命30年とされており、現在25年が経過し、施設の延命措置を行いつつ稼働しているのが現状です。

現在、阿見町が加入する3つの広域行政の統合化・複合化が進んでいる中で、最新のごみ焼却場施設の視察を通じて、阿見町の次のごみ処理体制はどうあるべきかということを考える上で、時宜にかなった極めて有意義な調査だったと思います。

最後に、今回の研修視察を受け入れていただいた江戸崎地方衛生土木組合の皆様、選挙中にもかかわらず対応していただいた高野貴世志組合議会議長には大変お世話になりました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

以上、総務常任委員会所管事務調査報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） おはようございます。それでは、命によりまして、民生教育常任委員会所管事務調査を御報告申し上げます。

民生教育常任委員会では、令和4年11月4日に東京都港区元麻布保育園、同じく11月7日に牛久市を訪問し、視察研修を行ってまいりました。元麻布保育園では、委員5名、執行部からは保健福祉部次長と子ども家庭課長、事務局職員1名、牛久市では、委員6名と生涯学習課長、事務局職員2名が出席をいたしました。

まず、東京都港区元麻布保育園では、医療的ケア児と障害児の保育について説明を受けながら、施設の見学をさせていただきました。元麻布保育園は、待機児童の解消や多様化する保育ニーズに対応するとともに、区内で初めて医療的ケア児・障害児の集団保育を行うため、令和2年1月に開設をされました。ゼロ歳児から5歳児まで計194人の定員のうち、医療的ケア児と障害児の定員は20人で、現在13人が在籍しているとのことでした。

実際に施設を見学させていただくと、医療的ケア児・障害児専用のクラスが設置されており、専門家によって、それぞれのお子さんに必要な支援ができる体制が整えられておりました。さらには、子供たちの活動内容によっては健常児と一緒に様々な交流をしていました。

港区でも、平成19年と平成27年に障害児保育の請願が提出された経緯があるとのことですが、本町でも本年6月議会において、分離型認可保育園の設立及び障害児保育行政の拡充を求める請願が提出され、採択をされております。

元麻布保育園の開設・管理には、多額の費用がかかっているということも伺っておりますが、当町でも今後建設が予定されている（仮称）子育て総合センターに、障害児の相談・支援の機

能を持たせ、保護者を含めた障害児への支援が充実するようにお願いしたいと思っております。

次に、牛久市では、コミュニティ・スクールについて伺ってまいりました。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことであります。学校運営協議会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定された法定の協議組織であり、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支えて、地域とともにある学校づくりを進める仕組みになっております。

当町でも、阿見第二小学校が先行して実施をしておりますが、牛久市では平成31年から全小中学校で取組が始まり、牛久市教育振興基本計画の中に、「一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり」を掲げて、学びの共同体として学校運営協議会の方々に参観ではなく参加をしてもらったということで、協働した様々な活動が行われるようになったそうであります。

さて、阿見町議会民生教育常任委員会としましては、本年4月以降、15項目のうち、まずは5項目について様々な角度から調査を行い、先進地を視察した上で、各調査や、また視察研修で学んだことを町政に活かせるように、提言書を作成いたしました。執行部におかれましては、ぜひ前向きなる検討をお願いしたいと思います。

最後に、コロナ禍にもかかわらず、今回の研修を快く受け入れてくださいました東京都港区、並びに牛久市の関係者の方々に大変にお世話になり、感謝しております。この場をお借りして厚く御礼申し上げ、民生教育常任委員会所管事務調査の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。それでは、産業建設常任委員会所管事務調査について御報告いたします。

産業建設常任委員会では、令和4年11月8日及び9日に山形県寒河江市と山形市を訪問し、視察研修をしてまいりました。出席者は委員5名、執行部からは商工観光課長、随行で事務局職員1名が同行いたしました。

まず、寒河江市では、観光協会の法人化について、寒河江市さくらんぼ観光課と一般社団法人寒河江市観光物産協会の方々にお話を伺いました。

寒河江市では、もともとは商工観光課の中に観光協会が入っている組織だったということで、阿見町と同じような状況でしたが、旅行形態の変化や地域間競争の激化に対応し、財務状況や運営体制を充実させるため、平成26年7月30日に一般社団法人として観光物産協会を設立いたしました。

設立当初は正職員が1名、事務職員が2名という小規模の組織でしたが、ふるさと納税の受

付業務を市から受託することで規模が拡大し、現在は非常勤を含め職員26名で、市からの指定管理事業を受託するほか、通信販売や飲食物販売などの自主事業を実施しております。

事前の質問を含めて多くの質問に回答してもらいましたが、印象的だったのが、法人化のメリットとデメリットについての回答でした。効果的な事業を行うためには信用と体力が必要で、法人化することで信用を高め、ふるさと納税の業務受託を通じて収益を上げて体力を増して、現在ではフットワークが軽く自主的に事業を実施することができるようになってきたということでした。

次に、山形市では、山形市におけるベニP a yの運用状況について、山形ブランド推進課の方々にお話を伺うことができました。

このベニP a yは、山形市が直接委託で実施するもので、独自のスマートフォンのアプリによりプレミアム付き電子商品券を運用するものです。ちなみに委員会で訪問したときは、ちょうど今年度第3弾の期間中で、その際の概要は、プレミアム率25%、加盟店数1,340店舗、販売総額最大10億円というものでした。なお、山形市民でなくても利用できるということで、出席者の1名が実際に利用してみましたが、実に簡単に使うことができたということが印象的でした。

話を戻しますと、山形市でもこれまでに紙の商品券も実施してきましたが、キャッシュレスを推進するため、今回は電子のみでの実施ということです。電子化により、加盟店の換金の手間を大幅に省くことができたり、利用者データを簡単に分析できたりと、様々なメリットがあったということです。

質問の際、阿見町でも今年度、既存のスマホアプリを使った還元キャンペーンを実施しましたが、山形市では既存のアプリを使わず、独自のアプリを使ったということでした。お尋ねしましたところ、山形市の域内流通で済ませたい、ほかのところにポイントを持って行ってほしくない、そのような考えがあったという率直な御回答をいただきました。また、ベニP a yのアプリはデジタル地域通貨も対応可能ということで、今後の展開について尋ねましたところ、山形市で地域通貨の仕組みをうまく運用していけるか、運営費用の負担をどうするかなどの課題もあることから、地域通貨の仕組みを使うことはまだ考えていないということでした。

寒河江市、山形市ともに、このほか多くの説明や質問に対する御回答をいただきました。今回の視察研修で学んだことを、今後の委員会活動に活かしてまいりたいと思っております。

最後に、コロナ禍にもかかわらず今回の研修を快く受け入れていただきました寒河江市、山形市の関係者の方々には大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、産業建設常任委員会所管事務調査報告とさせていただきます。

○議長（平岡博君） 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

---

#### 議員派遣報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。

地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則第121条第1項の規定により、議会の議決で決定した議員派遣報告を行います。

副議長川畑秀慈君、登壇願います。

〔副議長川畑秀慈君登壇〕

○副議長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。それでは、命により、議員派遣報告をさせていただきます。

去る11月11日、河内町東共同利用施設つつみ会館大集会室において令和4年度県南町村議会議員大会が開催されました。

これは県南地区の町村議員の情報交換と資質の向上及び研さんを目的とするものであります。

阿見町からは、議長をはじめ15名、議会事務局から2名の出席がありました。

まず、大会宣言の後、決議が採択されましたので、読み上げさせていただきます。

一つ、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備を期する。

一つ、大震災及び豪雨災害からの復旧復興と大規模災害対策の確立を期する。

一つ、地方創生とデジタル社会の実現に向けた施策の推進を期する。

一つ、分権型社会の実現と道州制導入反対を期する。

一つ、町村財政の強化を期する。

一つ、脱炭素社会の実現等に向けた環境保全対策の推進を期する。

一つ、農林水産業振興対策の強化を期する。

一つ、地域商工業等振興対策の強化を期する。

一つ、地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する。

一つ、少子化対策の推進及び社会福祉施策の強化を期する。

一つ、教育文化の振興を期する。

一つ、交通及び生活環境の整備促進を期する。

一つ、消防体制の強化を期する。

一つ、監査機能の強化を期する。

以上、14項目の決議が採択されました。

続きまして、「県政の取組について」「茨城のこれからの方向」をテーマに、大井川和彦茨

城県知事の講演がありました。

初めに、日本の国民一人当たりのGDPは主要国中23位で、先進国の中、最下位となっている。時間当たりの労働生産性は23位であり、アメリカが80.5ドルに対して日本は49.5ドルと大きく差が開いている。その中、日本は人口減少問題を抱えている。人口減少が問題なのは、労働人口に当たる15歳から64歳が減少していくことである。

また、地球規模の気候変動、ロシアによるウクライナ侵攻、米中対立を含む国際情勢の大きな変化の中、エネルギーや食糧を含む資源価格の高騰、量子コンピューターの開発等の技術革新が大きく進む中、前例主義が通用しない時代になっている。

これからの時代は、前例踏襲、横並び、事なかれ主義、国が行っていることをうのみにするというのではなく、自分の頭で考えて仮説をつくる。仮説を基に、挑戦する。スピード感を持ち選択と集中をして、優先順位を明確にする。そして、繰り返し挑戦し、そこから学び、どんどん物事を変えていくことが大事だ。

と、このようなことについてのお話があった後、産業、インフラ、農業、観光、教育、医療、DX、環境など、様々な分野において大井川知事がこれまで行ってきた県政の取組についてのお話がありました。

新たな挑戦というところでは、阿見町議会でも議会改革を進めておりますが、ちょうど当日はマニフェスト大賞「躍進賞 優秀賞」の受賞式が重なっていて、議員2名、議会事務局から1名が出席しておりました。

大井川知事の講演を通して、現在の茨城県の全体的な取組とその方向性について知識を得るとともに、マニフェスト大賞の受賞式を通して、新たな挑戦の重要性を改めて認識する、そのような1日となりました。

以上、議員派遣報告を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） 以上で、議員派遣報告を終わります。

---

議案第86号	阿見町職員の定年等に関する条例の一部改正について
議案第87号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第88号	阿見町職員の降給に関する条例の一部改正について
議案第89号	阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について
議案第90号	阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第91号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第92号	阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に

- について
- 議案第93号 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 議案第94号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第95号 阿見町職員の再任用に関する条例の廃止について

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議案第86号から議案第95号までの10件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますこと、心から感謝申し上げます。

議案第86号の阿見町職員の定年等に関する条例の一部改正についてから、議案第95号の阿見町職員の再任用に関する条例の廃止について、関連議案となりますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

主な内容は、職員の定年年齢を60歳から65歳まで、2年度に1歳ずつ段階的に引き上げるもの、管理監督職に就く職員を原則60歳で非管理監督職に異動させるもの、60歳から定年年齢までの間の給料月額を60歳到達日の給料月額の7割水準とするもの、60歳以後引き上げられた定年年齢まで短時間勤務の職に再任用することができるものであります。

また、定年年齢の引上げにより、年金と雇用の連結を趣旨とした再任用制度は、令和5年4月1日において廃止され、改正法の附則において令和14年3月31日までの特例として、現行の再任用制度と同様の制度が盛り込まれるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案10件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いし

ます。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第86号から議案第95号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

---

議案第96号	令和4年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第97号	令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第98号	令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第99号	令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第100号	令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第101号	令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第7、議案第96号から議案第101号までの6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第96号から議案第101号までの、令和4年度一般会計ほか5件の補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案第96号、一般会計補正予算は、既定の予算額に5億4,004万9,000円を追加し、189億1,594万9,000円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第16款国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額、出産・子育て応援交付金を新規計上。

第17款県支出金で、出産・子育て応援交付金の県補助分を新規計上。

第21款繰越金で、財源調整のため、前年度繰越金を増額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第2款総務費の地域安全対策費で、特定空家解体等委託料を新規計上。

第3款民生費の老人福祉費で、介護サービス事業者等への物価高騰対策支援金、保育所費で、保育施設等への物価高騰対策支援金を新規計上。

第4款衛生費の保健衛生総務費で、出産・子育て応援給付金、予防費で新型コロナウイルスワクチン接種事業の令和3年度分精算に係る国庫支出金等返還金を新規計上。

第5款農林水産業費の農業振興費で、認定農業者等への物価高騰支援として農業用生産資材価格高騰緊急対策事業補助金を新規計上。

第6款商工費の商工振興費で、運送事業者への物価高騰支援として運送事業者支援金を新規計上。

第9款教育費の体育施設費で、町民体育館大規模改修工事に係る設計委託料を新規計上。

そのほか第2款総務費から第9款教育費まで、各施設の光熱費について増額するものであります。

議案第97号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額に168万6,000円を追加し、47億7,463万2,000円とするものであります。

その主な内容は、諸支出金で、国庫支出金等返還金を増額するものであります。

議案第98号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に1,299万4,000円を追加し、36億8,283万9,000円とするものであります。

その主な内容は、保険給付費で、介護予防サービス給付費を増額、諸支出金で、国庫支出金等返還金を増額するものであります。

議案第99号の後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に449万9,000円を追加し、10億9,417万9,000円とするものであります。

その主な内容は、後期高齢者広域連合納付金で、保険基盤安定納付金を増額するものであります。

次に、議案第100号、水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について、1,443万5,000円を増額するものであります。

その主な内容としましては、電気料金の値上げに伴い、動力費を増額するものであります。

次に、議案第101号の下水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について、それぞれ700万5,000円を

増額、第4条に定めた資本的収支について、それぞれ8万2,000円を減額するものであります。

その主な内容としましては、収益的収支で電気料金の値上げに伴い動力費を増額、その財源として他会計補助金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 詳細は委員会でやっていただくとして。一般会計補正予算の24ページ、農業振興推進事業ですね。補助金として農業用生産資材価格高騰緊急対策事業補助金で1,940万円を計上しておりますけれども、この内容について少し説明してください。

○議長（平岡博君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

産業建設部長林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

当該補助金の概要でございますが、対象としましては、認定農業者及び認定新規就農者合わせまして97名に対して補助するものでございます。

内容としましては、令和3年度申告したもののうち、肥料費、飼料費、及び動力光熱費、こちらの申告額の10分の1以内の額ということで、想定しております。

この理由としましては、県のほうで10分の7——7割程度の補助金を検討しているとか、実施をするということが報告されておりますので、重複補助にならないように、その辺を見込んでの算出となっております。

概要は以上になります。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 今回12月の補正で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、合計5,736万7,000円かな、計上されているわけですね、補正予算に入っていると。それで、8つあるのか全部で、そのうち6つは事業者への補助をしているわけですね。しかし、この農業関係の補助事業についてだけ補助対象を絞っているんですよ。そのほかの事業は、やっている事業者全てに補助をしているんですね。

昨日、町内で農業をやっている方と、この件についていろいろとお話ししたんですけども、

やっぱりその方も電気代とか燃料代か、相当高騰して苦しんでいると、こういう話があって、なぜ今回補助対象をこういう要件で絞ったのか。農業をやっている人はみんな同じように苦しんでいると思うんですよ。なぜ絞ったのかという説明をしてください。

○議長（平岡博君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

産業建設部長林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

1つは、やはりそういう高騰分というものに対する算出が、なかなかそういう資料を基に、計画を基に進めていた方でないと算出することができないというのがございまして、他市町村等を調査したところ、やはり認定農業者という形で補助をしているところが多いと。

あと、今度県のほうでも、それに伴う新たな補助を検討しているようですが、こちらについても認定農業者、法人格の者、そういった限定された農業者に対して補助をするという方針を打ち出しておりますので、町もそれに準じたということでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第96号から議案第101号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第102号 防交第1-1号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負変更契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第8、議案第102号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第102号の防交第1－1号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和3年第3回定例会において議決をいただいた当該工事の請負契約に関して、請負金額の変更に伴い、阿見町契約規則第37条第1項の規定により変更契約を締結するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更した内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第102号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

産業建設常任委員会では、付託案件の審査の上、来る12月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

---

#### 議案第103号 土地の処分について

○議長（平岡博君） 次に、日程第9、議案第103号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第103号の土地の処分について提案理由を申し上げます。

本案は、荒川本郷地区の町有地を売払いするものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

仮契約日は令和4年11月24日であります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 売れていくというのはいいことだと思うんですが、今までにURから買った、譲り受けた土地が何平米で、今回売った土地の合計が幾つで、残りの面積はどのようになっていますか。

○議長（平岡博君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

産業建設部長林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

URから譲り受けた土地、こちらで処分対象となる面積が9万9,986平米になります。これまでに処分した面積は……。すいません、訂正させていただきます。売却見込み面積が28万5,772平米になります。このうち売却済みとなったものが9万9,986平米になります。

あと、残面積ですが、ちょっと今計算をさせていただきますので、時間をいただきたいと思っております。

○議長（平岡博君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 引き算すればこちらで分かりますので、結構でございます。

○議長（平岡博君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 土地の処分ということで、町有地処分がこの住宅開発を促して、定住促進ということによろしいかと思うんですが、こういう開発にはコントロールが必須だと思います。財政事情も考慮しながら、町有地の処分というのを関係各課と連携、協議というのはいっているのでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

荒川本郷地区は、市制に向け人口5万人を目指し、まちづくりを進めているところです。こちらの地区の都市基盤ですね、こちらを整備するに当たりましては、議員おっしゃいましたように、財政をはじめ体制についても整理をしていくことが必要になります。このため、関係部署で構成しておりますワーキングを開催するほか、当該地区のまちづくり方針、こちらを検討していく委員会も立ち上げ、開催をしているところです。

このような経過を踏まえていることから、関係部署との連携については図られているというように認識しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） この町有地の処分によって、土地の処分によって、計画人口と想定する児童生徒数というのは分かりますか。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） はい、お答えいたします。

昨年度、学校教育部門のほうで人口推計に伴う調査をしていると思いますので、そちらのほうでそちらの数字をつかんでいるかどうか、ちょっと御確認いただければと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 今回の土地の処分で開発が入りますよね。それで、その処分についての人口と児童生徒数の、どれぐらいの予想を立てているのかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（平岡博君） 林田克己君。

○産業建設部長（林田克己君） 今回プロポーザルを行いまして、事業者からの企画書に基づきますと、約99区画の宅地が整備されるというように伺っております。99区画なので、ここでどういう家族構成で入ってくるかということについては、ちょっと詳細が分からないんですけど、その99区画のほうから御推測いただくようになってしまうと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第103号については、会議規則第39条第1項の規定によ

り、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第104号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

議案第105号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

議案第106号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

○議長（平岡博君） 次に、日程第10、議案第104号から議案第106号までの3件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第104号から議案第106号までの、一部事務組合の協議について関連しますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、圏域住民の安全・安心・快適な生活環境の向上を目的とし、現行の稲敷地方広域市町村圏事務組合に龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合を合流させて、地方自治法第285条の規定に基づく複合的一部事務組合を設立するものであります。

議案第104号の、龍ヶ崎地方衛生組合の解散については、地方自治法第288条の規定により、龍ヶ崎地方衛生組合が令和5年3月31日をもって解散することについて協議をしたいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第105号の、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分については、地方自治法第289条の規定により、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について協議をしたいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第106号の稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について協議をしたいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第104号から議案第106号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第104号から議案第106号までについては、去る11月29日議会運営委員会が開かれ、来る12月20日の本会議において討論・採決を行うこととされましたが、このことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

---

#### 議案第107号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（平岡博君） 次に、日程第11、議案第107号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第107号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年12月14日に任期を迎える、教育委員会委員の湯原敦子氏を再任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、長年にわたり教諭として勤務し、4月より阿見町教育委員会委員として教育行政に携わっております。人格・識見ともに優れ、また地域住民からの信頼も厚く、教育委員会委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第107号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第107号については、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって議案第107号については、原案どおり同意することに決しました。

---

請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（平岡博君） 次に、日程第12、請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題とします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託します。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月20日の本会議において審査の結果

を報告されるようお願いいたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時06分散会

第 2 号

[ 12 月 7 日 ]

## 令和4年第4回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月7日（第2日）

### ○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君				
副町	長	坪田	匡弘君				
教	育	長	立原	秀一君			
町	長	公室	長	佐藤	哲朗君		
総	務	部	長	青山	広美君		
町	民	生	活	部	長	中村	政人君

保健福祉部長	小澤	勝君
保健福祉部次長	山崎	洋明君
産業建設部長	林田	克己君
教育委員会教育部長	小林	俊英君
政策企画課長	糸賀	昌士君
総務課長	石田	栄司君
財政課長	坂入	紀章君
人事課長	黒岩	孝君
町民活動課長兼 男女共同参画室長兼 町民活動センター所長兼 男女共同参画センター所長	白石	幸也君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	村山	幸二君
子ども家庭課長	遠藤	朋子君
健康づくり課長	監物	輝子君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	竹之内	英一君
生涯学習課長	木村	勝君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡野	友浩君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳
書記	湯原	智子

令和4年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和4年12月7日 午前10時開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 広聴広報特別委員会委員の選任について

日程第3 議会改革等調査研究特別委員会委員の選任について

日程第4 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

令和4年第4回定例会

一般質問1日目（令和4年12月7日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 海野 隆	1. ごみ処理行政の広域化・共同化について	町 長
2. 紙井 和美	1. 子どもと子育て世代の声を聴く仕組み作りについて 2. 若者の視点と能力を町政に反映させ、住み続けたいと思える町づくりについて 3. 乳がん自己検診用グローブの導入でがん検診受診への啓発を	町長・教育長 町 長 町 長
3. 飯野 良治	1. あみスポーツフェスタの成果と課題	教育長・町長
4. 栗原 宜行	1. 心の不調により休職する町職員は、減少したか	町長・教育長

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

諸般の報告

○議長（平岡博君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

去る12月2日、落合剛議員が、公職選挙法第90条の規定により、阿見町議会議員の職を辞したことに伴い、現在2名欠員となっております。

去る12月6日、予算決算特別委員会を開催し、副委員長を互選した結果、副委員長は5番高野好央君となりましたので、御報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

広聴広報特別委員会委員の選任について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、広聴広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

公職選挙法第90条の規定により、2番落合剛君が阿見町議会議員の職を辞したことで広聴広報特別委員会に欠員が生じたため、議長は、阿見町議会委員会条例第5条第2項の規定により、6番樋口達哉君を指名します。

お諮りします。

6番樋口達哉君を広聴広報特別委員会の委員に指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

---

議会改革等調査研究特別委員会委員の選任について

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、議会改革等調査研究特別委員会委員の選任についてを議題とします。

公職選挙法第90条の規定により、2番落合剛君が阿見町議会議員の職を辞したことで、議会改革等調査研究特別委員会委員に欠員が生じたため、議長は、阿見町議会委員会条例第5条第2項の規定により、16番柴原成一君を指名します。

お諮りします。

16番柴原成一君を議会改革等調査研究特別委員会の委員に指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

---

#### 一般質問

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずね場であり、したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずね場でもありません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、11番海野隆君の一般質問を行います。

11番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔11番海野隆君登壇〕

○11番（海野隆君） おはようございます。海野隆でございます。

ただいま茨城県議会議員選挙が2日に公示され、来る11日が投開票日になります。茨城県政を担うにふさわしい、地域の振興に寄与できる議員が誕生するよう期待したいと思っております。

今回私は、ごみ処理行政の広域化・共同化について質問をいたします。

現在、稲敷・龍ヶ崎地方の広域事務組合である、し尿処理を行う龍ヶ崎地方衛生組合、消防及び水防を行う稲敷地方広域市町村圏事務組合、ごみ処理を行う龍ヶ崎地方塵芥処理組合の3組合の統合化・複合化が進行しております。

今議会に関連議案が上程され、議決されれば来年度より新組合が発足するという段取りになっていると思いましたがけれども、昨日、美浦村議会では、3組合統合に関する議案を上程し、全会一致で否決するという結果になりました。

反対の理由を、これは新聞報道ですけれども、見ますと、地域手当による自治体の負担増への懸念がある、あるいは、統合によるごみ処理におけるメリットの検討が不十分だという理由だったようでございます。

統合には、構成する全市町村議会で可決される必要があります、これをもって令和5年4月1日の統合は白紙となったと思われまます。

阿見町議会議員の立場からすれば、阿見町が加入していない塵芥処理組合を含む統合に対して、私は懸念を持っておりました。その最大の懸念は、現在、単独で処理を行っているごみ処理行政をどのようにしていくのかという方向性を、阿見町議会で一度も明確に議論しないままここに至っているということでございます。

阿見町のごみ処理は、2020年3月に中間見直しを行った2014年度から2028年度を最終年度とする一般廃棄物処理基本計画を基に推進されております。計画中、ごみ処理広域化の検討の項目では、他市町村との連携等による広域的なごみの処理においては、ごみ処理施設の集約による全連続炉化によるダイオキシン類の排出抑制、効率的な熱回収及び高効率発電が可能となるばかりでなく、小規模処理施設を個別に整備するよりも、施設集約化により全体の整備費用が安くなることから、国でも広域的なごみ処理を推進しています。

町でも、中間処理施設である霞クリーンセンターが稼働開始後18年を経過、現時点では25年を経過しておりますけれども、建屋及び機器等施設の老朽化が進行していることから、広域化を視野に入れた次期施設の整備について検討を開始していますと書いてあります。

この時点で、阿見町単独でのごみ処理を継続するという選択ではなく、少なくとも1つ以上の他市町村との連携、広域化による処理を前提としているものの、明確な基本方針があったとまでは言えません。

そこで、今後の阿見町におけるごみ処理行政について、以下伺いたいと思います。

1つ、国（環境省）は、2019年に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」という通知を出し、これを受け、茨城県は令和4年3月、茨城県ごみ処理広域化計画の新たな計画を策定しました。その計画で阿見町はどのように位置づけられているのか、お伺いたします。

2つ目、現時点で阿見町のごみ処理広域化をどのように進めていくのか、決定したものがあ  
るのか、お伺いしたいと思います。

3つ目、阿見町は今年度中に人口5万人を達成するかもしれないと思われませんが、単独での  
ごみ処理行政を継続する余地、例えば補助金等の要件などはあるのか。また、単独処理と広域  
処理でのメリット・デメリットについてお伺いいたしたいと思います。

4番、かねて、ごみ処理行政の広域化については、ごみ処理場の設計寿命がほぼ同一で、斎  
場でも広域行政を実施している牛久市とのすり合わせを行ってきたものと理解しておりますが、  
現段階でどの程度進展しているのか、お伺いをいたします。

5番目、3組合管理者間の議論の議事録では、地域手当に関わる問題や塵芥組合の受付業務  
の直営化、退職者不補充などの人件費で疑問を呈していたと思われませんが、こうした問題は解  
消したのかどうか、お伺いいたします。

6つ目、今回の稲敷・龍ヶ崎地方の3組合、事務組合統合が進んだ場合、阿見町のごみ処理  
行政は、新たに設立される組合の下で行われると理解してよいか伺いたいと思います。

最後の7点目ですが、10年後の阿見町ごみ処理体制はどのようになっていると思われるのか、  
構想を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしく願ひいたします。

海野議員の、ごみ処理行政の広域化・共同化についての質問にお答えいたします。

1点目の、新たな茨城県ごみ処理広域化計画における阿見町の位置づけについてであります。

令和4年3月に策定された茨城県ごみ処理広域化計画では、現在29ブロックとなっている広  
域ブロックについて、おおむね30年後に10ブロックとする計画となっており、当町は牛久市、  
龍ヶ崎市、稲敷市、河内町、利根町、美浦村と同じ第6ブロックに位置づけされております。

なお、第6ブロックの将来的な構想としては、1回目の広域化として、令和16年度から当町、  
牛久市、並びに龍ヶ崎市、河内町、利根町で構成する龍ヶ崎地方塵芥処理組合が広域化を実施  
し、2回目の広域化として、令和24年度から稲敷市、美浦村で構成する江戸崎地方衛生土木組  
合が加わるという内容となっております。

2点目の、現時点で阿見町のごみ処理広域化の進め方で決定したものはあるかについてであ  
ります。

現時点において町では、平成27年3月に策定し、令和2年3月に中間見直しを行った阿見町  
一般廃棄物処理基本計画において、広域化を視野に入れた次期施設の整備について検討を開始

することを決定しております。

3点目の、阿見町単独でごみ処理行政を継続する余地があるか、また単独処理と広域処理でのメリット・デメリットについてであります。

ごみ処理施設の更新に当たっては、巨額の費用を要するため、国の循環型社会形成推進交付金の交付対象に採択されることが必須条件となります。

主な採択基準としては、人口5万人以上であること、ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討をすること、プラスチック資源の分別収集及び再商品化の実施等々となっており、イニシャルコストとしての施設の建替費用、ランニングコストとしての施設の維持管理費用等を考慮すると、スケールメリット等を活かし、交付金が活用できる広域化が第一の選択肢であると考えております。

次に、単独処理と広域処理でのメリット・デメリットについてであります。

単独処理の場合のメリットとしては、現在のごみ収集運搬方法やごみの直接搬入方法、ごみ処理手数料、ごみ袋の値段等のごみ処理に関する運営方法について、町単独で決定することが可能なため、現状との継続性が高いことによる町民や事業者への影響が少ないことが挙げられます。

デメリットとしては、施設更新の際、国からの交付金を受けることができる可能性が低いことによるイニシャルコストの負担増、小さい施設の稼働による処理能力や維持管理費の非効率性によるランニングコストの負担増などが挙げられます。

広域処理の場合のメリットとしては、施設更新の際、国からの交付金を受けることによるイニシャルコストの負担減、大きな施設の稼働による処理能力や維持管理費の効率性によるランニングコストの負担減などが挙げられます。さらに、処理能力の大きさは燃焼安定につながるため、発電や熱回収という再生可能エネルギーに利活用しやすくなり、電気料の負担減や地球温暖化対策へ寄与できること等が考えられます。

デメリットとしては、現在のごみ収集運搬方法やごみの直接搬入方法、ごみ処理手数料、ごみ袋の値段等の運営方法について、広域内での検討の結果によっては、住民サービスに影響が出るものが挙げられます。

また、広域化後のクリーンセンターの位置によっては、ごみ収集車の搬入や直接搬入の運搬距離が長くなる可能性がありますので、中継施設の設置の必要性があること等が考えられます。

4点目の、牛久市とのすり合わせがどの程度進展しているのかについてであります。

牛久市とは、担当課レベルで平成22年度から随時、ごみ処理広域化勉強会として、更新費用、維持管理費、施設の管理運営方法、事務処理方法等の比較検討を行っております。現在も検討段階であり、両市町で広域化を進めるという具体的な進展には至っておりません。

5点目の、3組合管理者間の議論の議事録にある地域手当等の問題は解消したのかについてであります。

まず、現行の給与制度において格差がある3組合職員の地域手当につきましては、その是正と構成8市町村の財政負担を考慮し、新組合設立後、経過措置を講じながら、令和13年度に支給割合を5%に統一する案で決定しております。

次に、運営経費の削減策である民間委託業務の直営化については、搬入受付業務を直営化することにより、10年間で約1億円のコスト削減になると試算されております。また、10年間の退職者不補充の方針に変更はなく、これによる影響額を新規採用者の人件費見合いで算出した結果、1億2,864万円の削減効果があると試算されております。

このような統合によるスケールメリットを活かした行革効果と併せ、共同処理事務の一元化に向けた連携体制が構築できるという中長期的なメリットを、11月7日に開催された稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会において関係8市町村長が確認し合い、令和5年4月1日に新組合を設立することで合意し、関係議案を上程することに決しました。

6点目の、3組合統合が進んだ場合、阿見町のごみ処理行政は、新組合の下で行われると理解してよいかについてであります。

3組合統合・複合化の計画書では、統合後の第2段階でごみ処理の広域化と斎場事務の複合化の取組を進めることとしており、ごみ処理の広域化については、プロジェクトチームとして、塵芥広域化推進チームの設置を予定しております。

ごみ処理広域化を検討する組織の設置を新組合の第2段階で検討するということでもありますので、3組合の統合イコール阿見町のごみ処理行政が新組合の下で行われるということではありません。

7点目の、10年後の阿見町ごみ処理体制の構想についてであります。

1点目の質問で答弁した、茨城県ごみ処理広域化計画における阿見町の位置づけに基づいて、ごみ処理体制を整備していくことが、当町をはじめ周辺市町村にとっても有意義な選択ではないかと考えております。なお、10年後となる令和14年度は、霞クリーンセンターの使用目標年度となっております。1回目の広域化は令和16年度からの予定であります。数年の稼働延長は可能であると考えております。

今後とも、県や周辺市町村、関係組合との協議を継続し、議会及び地域住民の理解を得ながら、将来にわたって、地域における安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 答弁ありがとうございました。

本当に昨日、美浦村の議会が全会一致で3組合統合のための関係する3議案でしたかね、を否決したということは、私は驚きました。事前に、そのような状況になるのではないかという情報はありましたけれども、再度11月17日に管理者が集まって、それで各議案を各市町村議会に上程して議決をすると、こういう意思を一致させたにもかかわらず全会一致で否決したということについては、本当に驚きましたけれども。

自治体の仕事というのは、主に私たちが生活していく上で極めて必要な行政サービスを提供することにあります。市町村のような基礎的自治体が行う基礎的行政サービスでは、地域住民の暮らしに密着した業務、例えば戸籍住民登録や諸証明の発行、あるいは消防団の活動強化のための必要な措置、ごみ処理、上下水道や公園や緑地の整備やまちづくり、公共施設の運営管理などが行われております。

その中で、とりわけて住民に密着したごみ処理行政というのは非常に重要だと思います。毎日毎日処理しなければ住民の快適な生活が維持できないという意味では、本当に大事な仕事だというふうに思います。

そこで、今回の3組合の統合・複合化で、今回はたまたま令和5年4月1日スタート、このことは白紙に戻ったと私は思います。たとえ今後、美浦村を除く阿見町も含めた全ての市町村で議決をしたとしても、これは規約上そうはならないということで、白紙に戻ったと思いますが、先ほどの答弁を聞いていても、単独はもうやらないということはどうも決まったようだなというふうに思いますけれども、それでは、広域化といっても、どこで広域行政を行うのか。牛久と行うのか、それとも3組合の枠内で行うのか。

先ほど私質問した、その答弁をお聞きしても、ちょっと具体的には分からないと。つまり3組合統合をしても、その第2段階で、またそれも検討するんだということで行っているようですけども、阿見町のごみ処理行政の広域処理の枠組み相手は、まだ阿見町として決めていないということですけども、その3組合が、例えば……。今回は白紙に戻りましたけれども、次、来年やるのか再来年やるのか分かりませんが、その段階でそれが統合になった場合でも、まだそういう答弁になるのでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

もし3組合が統合になった場合と仮定しましてのお答えになりますけれども、もし3組合が統合されたとしても、その段階で阿見町のごみ処理行政が広域化するというわけではございません。

3組合の統合がまず第1段階でありまして、その次の第2段階としてプロジェクトチームを

発足して、塵芥広域化推進チームの設置が予定されておりましたので、その中で阿見町を含めた広域化を検討するということでもありますので、3組合が統合しても、そのまま広域化決定というわけではございません。そういうような計画でございました。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 分かりました。まだ、もう少し検討しなければいけないということだと思いますけども。

それともう1つ、先ほど私の質問の中で、阿見町単独でゴミ処理行政を継続する余地があるかということを知りたいと思います。それで昨日ですか、委員長報告で、総務常任委員会で江戸崎地方衛生土木組合を視察した報告をさせていただきましたけれども、非常にコンパクトで総人口も5万3,000人程度。そこで、連続燃焼して発電を行うというような、ちょっと今まで私が考えていたところよりは相当、技術というかな、が進展しているんじゃないかなというふうに思うんですね。

阿見町の10年後の人口は、私分かりませんが、少なくとも阿見町は今人口が微増していて、5万人を突破して単独市制を施行するというような状況になっているとなると、5万人という要件もクリアできるんじゃないかと。メリット・デメリットあるんですけど、単独処理と広域処理の。それは後でちょっと申し上げますけれども。そうすると、単独処理ということも改めてもう一度考慮してみると、こういうことは考えていないですか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

ゴミ処理施設を……。国の補助金はやっぱりこれ、いただくというのが必須条件になってくると思います。巨額の費用がかかりますので。その中で、やはり町長答弁ありましたとおり条件が幾つかございます。

人口が5万人以上であること、その前提として広域化もちゃんと検討しておくこと、またプラゴミなどの再処理と資源化の施設を持つこと、そういうことが条件になります。その中でやはり、人口5万人以上であること、こちらのほうが、やはり10年後を見据えたときに非常にリスクは大きいんじゃないのかなというふうに考えています。

そして、やはりメリット・デメリットで言いますと、スケールメリットを活かすということが、阿見町をはじめ周辺市町村にとっても、行政コストにとってメリットが大きいと思いますし、ひいてはそれが阿見町、そして周辺地域の住民の間接的なメリットにつながっていくと思いますので、やはり広域化という選択が第1の選択、最善の選択ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） よく分かりました。

それで私、今回質問をするに当たって、メリット・デメリットとか、ごみ処理行政のサービスの比較とかということで、土浦市と、それから江戸崎地方衛生土木組合、それから龍ヶ崎地方塵芥処理組合、阿見町、牛久市、この比較を調査していました。

今、広域化という選択で行くんだということだと思いますけれども、それがベターなのではないかということのようではございますけれども、広域化によってごみ処理行政が行われる場合、大事なことはやっぱり阿見町民、現在の阿見町のごみ処理における住民サービスが低下しない。これは非常に重要だと思います。

いくらスケールメリットがあるからいいんだとかって言っても、統合したら住民サービスがぐっと落ちちゃったと。例えば消防行政を単独から統合しましたけれども、これ絶対条件が、やっぱり今までの救急車の駆けつける時間も全然遜色ないと。遜色があった場合には、町長は強力に申し入れて、臨時的に本郷ふれあいセンターに救急車を配置すると。そのことによって、単独でやっていたより、あの辺の周辺はすぐ駆けつけるような体制になったわけですよ。そこはとても大事だというふうに思います。

ごみ収集回数の頻度とか、それからごみ袋の値段、分別の種類、ごみ焼却場への持込みによる料金体系、家庭ごみ戸別収集を実施しているかどうかとか、そういったことは非常に重要だと思います。

それで統合するとなると、そうしたことを一体化するための多くの課題、問題……。たくさん市の町村が集まりますから、ひょっとしたら押し切られるみたいな、あるいは経済効率だけ考えて、これからは燃えるごみの収集は週、今まで3回やっていたんだけど2回にしますよと。こんなことだって起きる可能性があるわけですよ。

と思いますけれども、そういったごみ収集回数の頻度、つまり住民サービスの点について、阿見町として広域行政化に向かって進んでいくという基本的な方針の中で、どんな考えを持っているのか。行政サービスね、どんな考えを持っているかということについて、総括的に伺いたいと思います。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

ごみ処理行政の広域化に伴いまして、先ほど出ましたいろんな項目、ごみの収集回数であったり、運搬方法、ごみの直接搬入の方法、ごみ処理手数料、またごみ袋の値段と、様々な課題があると思います。そういうことが、広域化によりまして、急に住民サービスが大きく低下し

たり、大きく変化したりしないように十分な必要がある、これは当然考えていかなければいけないことだと思っております。

また、各構成市町村におきましても分担金を払うようになると思いますので、そちらのほうについても十分な検討が必要であると考えております。ただし、約10年後には広域化するしなにかかわらず、霞クリーンセンターが耐用年数を迎えます。いろいろな意味で耐用年数あります。構造的な耐用年数、経済的な耐用年数、社会的な耐用年数、そういうものを踏まえて改築が必ず必要になりますので、そのときの状況によって、やはり多少変化は必要かと思えます。

例えば、そのときの社会的要求によりまして、今プラごみの選別しておりませんが、プラごみの選別が必要になるとか、そういうものを考えていかなければいけないと思えます。

ただし、いずれにしても、やはり包括的には広域化することが行政的なメリットもございますけれども、それがひいては、やはり地域住民の大きな経費削減になりまして、直接的にはないにしても間接的にはその費用が別のサービスに使えるとか、そういうふうな大きなメリットが発生すると思われまますので、広域化のほうの考えで推進を進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

先ほど、ちょっと比較をしてみたということなんですけれども、例えば持込みの手数料ですけれども、焼却場に住民が直接持ち込むときの手数料については、家庭系と事業系に分かれていますので、家庭系だけ取ってみると、阿見町は50キロまでは無料、それ以降10キロにつき150円。50キロまでは無料なんです。

ところが、土浦市は無料のカウントはなくて、最初から10キロにつき130円ずつ取っていくと。それから龍ヶ崎地方塵芥処理組合、今度3組合統合の中の1つの組合だったんですけども、これも何キロまで無料ということではなくて、10キロごとに160円取っていくと。こういう状況になっていて、阿見町よりは相当高いというイメージがあります。

それから、例えば燃えるごみの収集回数、これも大体週3回か2回かって話なんですけれども、阿見町は現在は週3回やっていますね。牛久市は2回、それから江戸崎地方衛生土木組合も2回、土浦市も2回、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、ここは龍ヶ崎市と河内町は3回だけでも利根町は2回と、これは中でも分かれているようでございます。

それから、ごみ袋の価格。一種のごみ処理手数料みたいなものですよね。これは阿見町が一番安くて99円、45リットル、一番大きいやつ10枚で99円。一番高いのは土浦市300円。先日までこれ500円だったんですね、市民の大きな反発があつて300円に減らしたと。江戸崎地方衛

生土木組合は205円。それから龍ヶ崎地方塵芥処理組合は……。これ市町村によって全然値段が違って、一番安い龍ヶ崎市が110円、利根町は200円取っていると、牛久市は121円と。直接販売店の値段は、ちょっとこれとは違うようですけども、そういう値段だと。

それから家庭ごみ戸別収集。これは今、阿見町でも、高齢者一人世帯とか障害を持たれている方々はごみを出すのに非常に苦勞するという状況があって、そのごみ出しをどうやって支援しようかということが課題になっていると思いますけれども、阿見町以外では、例えば牛久市では、ごみ持ち出し困難な高齢者世帯は家庭ごみを戸別収集すると。家の前に出しとけば、それを持っていくということですね。

それから、龍ヶ崎地方塵芥処理組合は、視覚障害者及び肢体不自由で1，2級，それから要介護認定の1から5，要するに要介護認定を受けてれば家庭ごみ戸別収集をします。もちろん申出があつてのことですけれども。江戸崎地方衛生土木組合も、家庭ごみ戸別収集については実施していると。土浦市は、重度視覚障害者の世帯に家庭ごみの戸別収集をします。そういうことで相当サービスに差があるのではないかなと私は思います。

阿見町にとっても、これ県内の市町村，全国の市町村にとっても非常に大きな問題になっているのは不法投棄ですよ。これは町長も一生懸命この不法投棄問題に取り組まれているようですけども、私も本当にこの間、住民から相当情報提供を受けて、廃棄物対策課ね、村山課長いますけども大変お世話になりました。それを住民と一緒に処理したりとかということでもやりましたけれども。

下本郷の不法投棄の現場に行つて、ここなんですよつて行って見ましたけれども、やっぱり相当の量が不法投棄されていました。ふつと見たら土浦市の袋に入つて、可燃物。袋が転がっているんですよ。だから、何でこんなところに持ってっちゃつたのかなと。思われるのは多分引っ越しとか、業者が請け負つたか、私はそれは分からないけれども、いずれにしても、そういう経路の中で、阿見町にわざわざ捨てたということだというふうに思いますけども。

先ほど持込みごみの料金が市町村によって大きく異なると。特に阿見町は安かつたわけですよ。かつて土浦市と思われる、つまり町外の事業所から発生したごみを、阿見町のごみ処理場に事業系の持込みごみとして持ち込まれたと。こういうことがあつて、いろんな対策取つたんだけど、料金も土浦にほぼ同じように上げていったということがありました。

それで、そういったいろんなことがあつて、家庭ごみ収集方法では、やっぱり戸別収集をするということも必要かなとか、それから事業系のごみについては、やっぱり値段を均一化して、どこに行つても同じぐらいにすると。そういうことをしっかりやる必要があるんじゃないかなと思いますけれども、現行の阿見町のごみ処理行政の中での改善の必要性があるかどうかということについて、お伺いしたいと思います。

ちょっと長くなって申し訳ない。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

ただいま御質問ありましたとおり、初めに事業系のごみの直接搬入についての手数料なんですけども、議員御指摘のとおり、かつて周辺市町村より非常に安かったということがございました。そのことについては、平成23年度から周辺市町村との均衡化を図りまして、現在は少し値段は違いますけども、大体同等額としておりまして、他市町村の持ち込みがないようにしております。

また、クリーンセンターへの他市町村のごみの持込みなどにつきましては、抜き打ち検査も実施しております。方法としましては、ピット前の広場にパッカー車のごみを開けてもらいまして、中の点検をしております。そういうふうにして注意して行っております。

あと、改善の必要性としましては、先ほど申し上げた高齢者宅等の家庭ごみの戸別収集、こちらにつきましては今現在実施しておりませんが、こちらのほうは町長公約にもなっております高齢者のごみ出し支援制度ということで、導入に向けまして関係各課——高齢福祉課、廃棄物対策課、社会福祉課を中心として協議は行っております。

現在は、支援対象者の要件ですとか収集するごみの種類や頻度、支援制度の基準を検討しております、事業実施に向けて制度の策定に今取り組んでいるというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

今回この質問をしたのは、統合がひょっとしてなるんじゃないかと私自身は思っておりました。私も、いろんなことはあるけども、やっぱり各市町村が力を合わせて、ごみ処理の広域化をしようという、これまでの積み上げ、いろんな積み上げを考えると、なるのではないかなと、議決されるのではないかなと思っておりましたけども、美浦村議会で全会一致で反対ということになったということだったので、ちょっと状況が変わったので、質問も少しピントが外れているところもあったかもしれません。

しかし、来年4月1日からスタートはしないことになりましたけれども、もともとごみ処理の行政については、1段階、2段階という形で検討するということになっておりますので、これは令和6年度以降になるのか、6年度以降になることは間違いありませんけども、どこかの時点でまた様々な課題、懸念、不安、そういうものを解消して、統合化の歩みをもう一度歩み出すのではないかなと私は思います。

そういう中で、やっぱり先ほど私が申し上げた住民サービスの低下になってはいけないと。

こういうことも含めて、今後、私も広域の議員にもなっておりますので、町民の行政サービスが不利益にならないよう、今後も留意して、議会を通じてしっかりと発言していきたいと思えます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、11番海野隆君の質問を終わります。

次に、15番紙井和美君の一般質問を行います。

15番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔15番紙井和美君登壇〕

○15番（紙井和美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、子どもと子育て世帯の声を聴く仕組み作りについてであります。

近年、少子化に歯止めがかからず、厚生労働省の調べでは、子供の出生数が過去最少の危機的状況と言われていています。出生数は、2015年の100万5,677人から、本年2022年の1月から9月まで、59万9,636人。1年間の予想では約77万人で、最も少なかった昨年よりもさらに4万人も減少しています。

背景には、若い人たちの結婚出産の意欲の低下が見られ、結婚したら子供を持つべきと考える人は、2015年を境に大きく減少し、男性で55%、女性では36.6%となっています。婚姻の数も10万件単位で減少しており、将来も持続可能な社会を維持するという意味でも喫緊の課題であり、子育て支援は社会保障の大きな柱であると考えます。

まずは、若い人が子供を産み育てるに当たり、経済的な支援のみならず、保護者の不安を軽減し、子供を産み育てたい環境をつくるために、子育て世帯の声をしっかり聴くこと。安心して家庭生活を送れるよう、子供の心の安定を図るため、子供自身の声をしっかり聴くことが大事であると考えます。

また、共働き夫婦の現状として、まだまだ女性が家事・育児の中心を担う風潮が根強くあります。共働きの女性の意見の多くは、家事・育児の負担が女性に偏っている、子供の体調が悪いときに休むのは女性、両立できないので仕事を辞めざるを得ない、頼る人がいないなどが挙げられています。女性の社会進出や活躍を促すことは、新たな価値観を生み出し、社会の大きな発展につながると考えます。

阿見町は、子供を育てるのに適した環境だと若い世代がどんどん定住してもらえるように、小さな声もたくさん吸い上げながら進めてほしいと考えています。

そこで、以下の点について伺います。

1、子どもの思いを把握するために、子ども本人の声を聴くような取組はどのように行って

いるか。

2, 子どもの思いを把握した上で、ピアサポートや専門家による伴走支援を行ってはどうか。

3, 男女共同参画の観点から、共働き夫婦における女性の子育てにかかる比重を軽くするための施策について、当事者たちの声を聴くための取組は、どのように行っているか。

4, 建設予定の（仮称）子育て支援総合センターの進捗状況は。また、同センター設置までの間における子どもと子育て世帯の声を聴くための専門窓口について。

以上4点についてお伺いをいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 紙井議員の、子どもと子育て世代の声を聴く仕組み作りについての質問にお答えいたします。

1点目の、子どもの思いを把握するために、子ども本人の声を聴くような取組はどのようなものを行っているかについてであります。

当町では、これまでも阿見町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、子供の養育者へのアンケート調査を行い計画に反映させるなど、子供たちを取り巻く環境の整備に取り組んでまいりました。

本年9月の川畑議員の一般質問でお答えしたとおり、今後、子ども・子育て支援に関する計画の策定に当たっては、子供の養育者へのアンケート調査だけでなく、子供本人の意見も反映させる措置を講じてまいります。

また、児童虐待の対応において、養育に問題のある家庭についての通報等があった場合には、訪問等により家庭の状況把握や子供の安否確認を行っております。その際に、子供の置かれた状況に配慮しつつ、対象となる子供が自分の気持ちを話せる年齢である場合には、本人がどのように感じ、どうしたいと考えているのかを聞き取るなど、子供に寄り添った対応を行っております。

小中学校における取組、2点目のピアサポートや専門家による伴走支援については、教育長より答弁いたします。

3点目の、男女共同参画の観点から、共働き夫婦における女性の子育てにかかる比重を軽くするための施策について、当事者たちの声を聴くための取組についてであります。

現在、当町では令和4年3月に策定しました阿見町第4次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現を目指し、あらゆる施策の推進を図っております。また、プラン策定の基礎調査として、男女共同参画に関する意識調査アンケートを実施し、子育て世代を含め多く

の町民の方々から得られた御意見等を町の男女共同参画関連施策に反映させております。

今後も子育て世代がどのような支援を求めているのかを把握していくことと、相談者が気軽に話せる環境を整えていくことが重要であると捉えており、不安や要望を傾聴しながら子育て世代をトータル的にサポートしてまいります。

4点目の、(仮称)子育て支援総合センター設置に向けた進捗状況、同センター設置までの間における子どもと子育て世代の声を聴くための専門窓口についてであります。

(仮称)子育て支援総合センターの設置に関しましては、令和7年度中の開設を目途に、現在、関係課で組織した建設検討委員会により、施設に必要な機能、面積、組織体制などを検討しているところであります。

子どもと子育て世代の声を聴く窓口については、現在も健康づくり課、地域子育て支援センター、在籍している保育施設、子ども家庭課などで子育てに関する相談を受けております。そのほか、児童館には放課後に子供たちが遊びに来ますので、そこでの様子によっては職員からお声がけをし、相談を受けることもあります。専門の窓口という考え方ではありませんが、どこに相談しても、それぞれが連携して対応できる体制を整えております。

また、先月には、町長と子育て世代の語る会を開催し、子育て中のお母さん方の生の声を直接伺っております。

今後もセンターの開設にかかわらず、様々な機会を通し、声を聴く場や相談しやすい雰囲気づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○議長(平岡博君) 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

[教育長立原秀一君登壇]

○教育長(立原秀一君) よろしく申し上げます。

子どもと子育て世代の声を聴く仕組み作りについての質問にお答えします。

1点目の、子どもの思いを把握するために、子ども本人の声を聴くような取組はどのようなものを行っているかについてであります。

小中学校においては、発達段階に応じて定期的なアンケートや児童生徒との面談を行っております。表現することが苦手な児童生徒もおりますので、思いや願いを伝えやすい雰囲気づくりや、受け取る側の教職員の傾聴の姿勢が大切であると考えております。

2点目の、子どもの思いを把握した上で、ピアサポートや専門家による伴走支援を行ってはどうかについてであります。

子供同士が支え合うピアサポートは、互いを思いやり助け合う好ましい人間関係づくりにおいても非常に有効であると認識しており、学校現場でも積極的に取り入れていきたいと考えて

おります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図り、子供の思いに寄り添いながら、切れ目のない支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時5分といたします。

午前10時57分休憩

---

午前11時05分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

紙井和美君。

○15番（紙井和美君） それでは、再質問させていただきます。

小中学校においては、発達段階に応じて定期的なアンケートや児童生徒の面談を行っているということなのですが、その大まかな内容と、あとアンケートの内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えさせていただきます。

学校生活アンケートにつきましては、月に1回から数か月に1回程度行っております。

質問内容につきましては、学校生活が楽しいですか、困っていることはありませんか、相談したいことはありませんか、いじめを受けていますか、または、いじめられている友達を見たことがありますか等の質問内容となっております。

心配な記述があった児童生徒については、すぐに個別に話を聞き、対応をするようにしております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） そのアンケートに導き出された傾向性というのは分かりますでしょうか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

多くの児童生徒につきましては、学校が楽しい、心配なこともないと答えておりますが、中には学習に対する悩みや、友達関係、家庭での悩みを記載している児童生徒もおります。そういった記載があった際には、生徒指導担当や管理職と情報を共有しまして、必要な場合はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し対応してまいります。

一例を紹介させていただきますと、間もなく中学3年生は高校入試——受験がありますので、受験に対する不安や心配なことを訴える生徒が増えてまいりますので、スクールカウンセラーに受験当日に緊張を和らげる方法ですとか、勉強の気分転換の方法などの特別授業を行ってもらったケースもございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

専門家による伴走支援についてなんですけど、今のアンケートもありましたが、なかなか自分の意見を伝えられない子供の場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにうまく伝わっているかどうかというのが少し不安になるところであります。

事前に資料をお送りしました、子供の意見を代弁していくというアドボケイトという、いわゆる子供の声を代弁する代弁者ということなんですけれども、そういう役割を担う方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

表現することが苦手な児童生徒については、議員から御紹介いただきましたアドボケイトのような役割は非常に有効であると認識しております。

また、ピアサポートということで、子供たち同士が悩みを聞き合って、「誰々ちゃんが困っているよ、先生」というように、友達を介して、そういった情報を共有することも重要であると考えております。

また、学校現場におきましては、担任以外にも教科専科の教員や養護教諭、支援員等もおりますので、子供に関わる全ての大人がしっかりと子供の声に耳を傾けることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ぜひ継続してお願いをしたいと思います。

次に、男女共同参画の観点で再質問させていただきたいんですけれども、阿見町第4次男女共同参画プランを策定した基礎調査の中で、男女共同参画に関するアンケートを実施したというふうに言われましたけれども、子育て世帯等から具体的にどのような意見が出て、それをどのような形でプランに反映したかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（平岡博君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

プランのほうで意識調査アンケートを行っておりまして、そのアンケートの中から子育て世代からの回答そのものを抽出しますと、男女がともに家事、子育て、教育、介護、地域活動に参加していくために必要なことという設問に対して、企業が男女ともに家庭と仕事を両立できる環境を整えるとか、仕事と家庭の両立を支援するための保育や介護の充実、介護体制の充実等の回答が上位を占めておりました。

このことから、働きたい人全てが望む働き方ができるようにワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、プランでは、事業者等へ育児・介護休業制度の普及啓発を図ること、また多様なライフスタイルに応じて子育てや介護、仕事、地域活動などが両立できるよう、子育て介護サービス等の充実と情報提供に努めること等をプランに明記し、子育て世代への支援体制づくりを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

共働き夫婦における、女性の子育てにかかる比重を軽くしていくための施策として、どのようなものが考えられているのでしょうか。また、その取組と内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャスバイアスと言われる無意識の思い込み、先入観の解消のための啓発活動をはじめ、子育て支援として育児への参加促進や、働きながら子育てする人の支援という施策を設けております。

また、子育て家庭等への包括的な支援としまして、相談窓口の周知と相談体制の充実、それらを各担当課において実施しているというような状況であります。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 働きながら子育てをする人の支援、どのような施策がありますでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

家庭生活と仕事の両立支援に向けましては、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図り、継続就労を支援することを目的としておりまして、例えば子ども家庭課ですと、病児病後児保育事業や社会福祉協議会に委託しているファミリーサポートセンター、そういうような

事業がございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 相談窓口の周知と相談体制の充実っておりますけれども、その施策についてお尋ねします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

様々な生活上の困難や課題を抱える人々に対して相談窓口を周知するとともに、個々の状態に合わせた支援を行うために、生活に困窮している方は、例えば社会福祉課、子供に関する相談については子ども家庭課や健康づくり課、DVに関しては町民活動課というような、相談窓口は広く設けております。

また、相談は様々な生活上の課題を複合的に抱えている場合が多いことから、関係各課で連携を取るために、庁内では絆会議と称しまして、そういう組織を設置しております、包括的な支援に努めているという状況です。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 絆会議が継続しているということで、非常に期待しておりますので、今後ともよろしくお願いします。

あと、中央公民館に、男女共同参画都市宣言と掲げている垂れ幕、懸垂幕ですかね、それが今取り去られているんですけれども、それはどのようになっているんでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

ただいま御指摘を受けました懸垂幕でございますけれども、設置後9年が経過しております、多少劣化した状態でありましたので、申し訳ございませんが、今年6月に一旦取り外しをしております。今後、設置箇所とか設置方法、あと懸垂幕の模様替えも含めて再設置を検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

次に、（仮称）子育て支援総合センターについてお伺いしたいと思います。

ここを開設した折には、障害児を育てる保護者からの相談についても、社会福祉課と連携して窓口の設置への仕組みが必要かというふうに考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 保健福祉部次長山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

現在、健康づくり課や子ども家庭課それから子育て支援センターなどでお聞きしている、お子さんの食事、それから健康、成長や育児不安等、こういった子育てに関する様々な相談を、今後新しく設置される子育て支援総合センターで受けることになっていきますけれども、その中には、お子さんの障害に関する相談、こういったことも入ってくると思います。

そういった相談があった際には、内容に応じて社会福祉課の障害児に関する事業、例えばつぼみ教室などもありますので、そういったものとか、その他各種サービスがございますので、そちらの提供につないでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） できる限りスムーズに要望にお応えできるようにしていただきたい。窓口設置もそうですけれども、障害児の通所療育支援、また相談などが、児童発達支援センターなんかも兼ねられるといいなというふうに考えていますので、町独自の取組として今後も検討していただきたいというふうに思っています。

次に、子育て相談の便利なツールとして、子育て支援アプリが大いに役立つ。ほかの市町村でもたくさんの方がやっておりますけれども、町長公約の中にもありました当町の取組についてお伺いをしたいと思います。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい。子育て支援アプリにつきましては、来年度からスタートをするということを3か年実施計画等で採択されておりますので、そういったことでスタートしていきたいというふうに考えております。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） どうか、これからも子供を真ん中に置いた、そういった町の施策を進めていっていただきたいというふうに思っています。

子育てをリスクと考える若い人たちが増えている中で、それをリスクと捉えるのではなくて、希望として子育てをしていくということは、やはり地域の力が大事かなというふうに思っておりますので、誰もが住み続けたい阿見町になるように、今後も支援をみんなでしていきたいというふうに考えまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 次に、若者の視点と能力を町政に反映させ、住み続けたいと思える

まちづくりについてお伺いをいたします。

2016年に18歳選挙権がスタートいたしました。以来どのようにしたら若者が政治に興味を持つか、どのようにしたら選挙に行くかと、様々な自治体で試行錯誤をしております。しかし、実際のところ、選挙に行こうと促すことに重きを置くことにとどまり、なかなか具体的に若者の政治参画を促す施策はなされていないのが現状であります。

しかし、本当に大事なことは、若者の声を丁寧に聞くことが重要であります。どうすれば若い世代の意見を政治に反映できるかというところにあるのではないのでしょうか。しかし、ただ声を聞くだけなら全国どこでも行われており、それを大きく活かして初めて、若い人が政治に期待をし、そして自分が声を上げていく意欲が湧いてくるのではないかというふうに考えております。

それを実現しているのが、全国でも類を見ない愛知県新城市の若者議会であります。16歳から29歳までの参加者20名が幾つかのグループに分かれて、若者たちで市からの1,000万円の予算案をほぼ1年かけて議論をいたしまして、ほぼその予算案どおりに予算を執行するというような制度であります。若者議会は、新城市若者条例、また新城市若者議会条例に基づいて設置をされております。職員の助言を受けながら、若者が活躍できるまちにするために、若者を取り巻く様々な問題を考え、話し合うとともに、若者の力を活かすまちづくり政策を検討しているところであります。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

当町の若者の視点と能力を町政に反映させるための取組はどのようなものか。

また、若者の意見を町に反映させ、町政を担う意欲を持ってもらうための若者議会を開催してはどうか。

以上2点についてお伺いをいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 若者の視点と能力を町政に反映させ、住み続けたいと思えるまちづくりについての質問にお答えいたします。

1点目の、若者の視点と能力を町政に反映させるための取組はどのようなものかについてであります。

当町では、令和6年度以降の総合的かつ計画的な町政運営の指針となる阿見町第7次総合計画の策定に向け、18歳以上の町民を対象とした町民意向調査を6月に実施し、若者も含めた、まちづくりに対する町民意向を分析し、計画策定の基礎資料としております。併せて、大学生を対象とした、町長と学生の語る会を11月に開催し、茨城大学、茨城県立医療大学から14名の学生の皆様に御参加をいただき、将来の居住地選択において何を重視するかなど、今の若者の

率直な声をお聞きしました。

また、誰もが主役になれるまちづくりの推進の一環として、令和元年度から町民討議会を3回開催しております。町民討議会は、18歳から75歳までの町民を対象に、無作為抽出方式で参加者を募り、「住みたいまちってどんなまち？」をテーマとして自由な発言によるワークショップ形式で行っております。

町民討議会の目的は、討議会の参加を通じて、地域でのリーダーや町政を担う意欲を持てるような人材の育成につなげていくこと等ではありますが、討議結果についても、町政への貴重な意見として捉え、阿見町総合計画審議会において審議が進められております。

2点目の、若者の意見を町に反映させ、町政を担う意欲を持ってもらうための若者議会の開催についてであります。

御紹介いただいた愛知県新城市の若者議会は、若者が活躍するまちの形成を目指し、世代のリレーができるまちを実現するため、新城市若者条例に基づき平成27年からスタートした、全国初の独自性のある取組です。若者議会が予算提案権を持ち、予算の使い道を若者自らが考え政策立案し、市長への答申、市議会の承認を経て、市の事業として実現するという一連の流れは、将来を担う若者がまちづくりに参画する仕組みを制度化したのものとして、大変参考となる先進事例であり、今後、調査研究してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

11月に行われた大学生を対象とした町長と学生の語る会、参加は14名ということですが、応募方法と参加定員、また応募者の人数についてお伺いします。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

まず、応募方法につきましては、総合計画審議会委員であります茨城大学人文社会学部の蓮井教授、それから茨城大学農学部の伊丹教授、茨城県立医療大学人間科学センターの岩井教授に、それぞれ学生5名程度、計15名の推薦をお願いいたしました。参加定員につきましては、時間内に参加者全員が発言できるように配慮しまして、15名といたしました。

実際に推薦いただいた人数につきましては、茨城大学人文社会学部が4名、茨城大学農学部が7名、県立医療大学保健医療学部が3名ということでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。2019年にもまた大学生・高校生など22人の

方が参加をしています。それで阿見町のよいところ・足りないところ、将来住みたいまちなど活発に意見をいただいて、内容も拝見をいたしました。

今回開催の語る会のテーマと、あと出た意見はどのようなものか、お尋ねします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

語る会のテーマとしましては、「持続可能なまちづくり」といたしました。

主な意見としましては、10年後どんなまちに住んでみたいかという質問に対しまして、交通利便性がよいまち、豊かな自然があるまち、買物利便性がよいまちといった意見がございました。特に移動環境に関して、自転車や徒歩で移動できる範囲に生活に必要な施設が立地していることや、大型商業施設に行ける公共交通が充実していることが重要視されております。

また、就職などを機に地元を離れるケースを想定し、地元に戻れるとしたらどんな理由かという質問に対しましては、家族や知人がいる、住み慣れている、愛着があるといった意見がございました。家族や友人といった人とのつながりがあり、地元が結束するお祭りやイベントに対しても愛着があったこと、また両親の老後を考えるといずれは戻る必要があるといったことが理由として挙げられておりました。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） その出た意見は、町にどのように反映されているのかということと、あと出された意見に対して、御本人たちにどのように経過をお知らせしているのか、その手だてをお尋ねします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

意見につきましては、取りまとめた結果概要を11月24日に開催しました第3回阿見町総合計画審議会の資料としてございます。

反映方法としましては、求められるまちの姿を基本構想の基本理念や、10年後のまちの姿の根拠資料としまして、具体的なアイデアは、基本計画施策の検討資料となります。

また、参加者への経過をお知らせする手だてにつきましては、結果概要の送付とともに、阿見町第7次総合計画策定特設サイトにおきまして御確認をいただくようお知らせをさせていただきます。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） それは継続して行うのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

町長と学生の語る会につきましては、総合計画の基本計画の期間である5年ごとの見直しに合わせまして、その時点の若者の意見を計画に取り入れるために、その前段で実施していくという予定でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 先ほどの、吸い上げた意見、それを実行するためにはどうしたらいいのかということ。また、どういうことが必要なのかということを考えていく場を設けるとするのは、これも非常に重要なことではないかなというふうに思うんです。その部分からステップアップする考えというのはありますでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

若者の意見を吸い上げて実現していくためには、吸い上げた意見を政策に反映する仕組みづくりが重要でございます。そうした一連の流れが制度化されている新城市の若者議会は大変参考になる先進事例でございます。

また、当町におきます若者を対象とした新たな取組としましては、これ政策公約でもございますけれども、町の課題や未来について定期講座を開催し、地域のリーダー育成を狙いとするあみ未来塾の創設に向けまして、現在、生涯学習課において準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） あみ未来塾について、ちょっと具体的にお知らせいただいてよろしいでしょうか。

○議長（平岡博君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

あみ未来塾につきましては、来年度から実施できるように予算措置及び検討を進めております。将来の地域のリーダーとなる若者、例えば大学生や商工会の青年部、農業後継者など、二、三十人程度を対象にして、5回から10回程度の定期講座やワークショップなどを実施する予定でございます。

テーマとしましては、SDGsとか環境問題などの大きな課題、あとはまちづくりに関する身近な課題が考えられます。講座の最後にみんなで学んだ成果などを発表して、今後の活動に

つなげていただきたいと思いますと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 非常によい取組だと思います。それをステップアップしていきながら、継続をぜひお願いしたいなというふうに願っております。ぜひとも若者の声が、町の施策に貢献できるように、また自分たちのまちに魅力を感じて、期待を持って住み続けたいという若者が増えるように、みんなで応援していきたいと思ひまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 3問目の質問に移らせていただきます。

次に、乳がん自己検診用のグローブの導入でがん検診受診への啓発を、についてお伺いをいたします。

日本人女性のうち乳がんを発症する割合は約9人に1人とされており、また、乳がんで死亡する女性の数は年間約1万人弱とされ、乳がん撲滅キャンペーンは、年を追うごとに拡大をしております。いかに予防し、早期発見するかが重要な鍵となってまいります。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

- 1、本町の乳がん罹患率の推移、また、早期発見についての取組はどのように行っているか。
- 2、乳がんは自分で発見できる唯一のがんであります。早期発見が重要となってまいりますので、乳がん自己検診用グローブは、手に装着して自己触診すると、指先の感覚が鋭敏になり、髪の毛1本の凹凸の違いまで分かるようになっております。そこで、乳がん自己検診用グローブを成人女性に配布し、乳がんへの意識啓発と、乳がん検診への受診促進を図っていくため、当町に導入してはどうかということについてお伺いします。

以上の2点について御質問をいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 乳がん自己検診用グローブの導入でがん検診受診への啓発をの質問にお答えいたします。

1点目の、本町の乳がん罹患率と推移、また、早期発見についての取組についてであります。乳がん罹患率の推移については、茨城県がん登録事業報告によりますと、2016年から2018年までの人口10万人当たりのデータでは、茨城県は順に136.6例、139.8例、140.8例でした。

当町では、2016年を対象となる町内の女性数2万3,973人に対し罹患患者数37人で、人口10万人当たりになると154.3例、2017年が女性数2万3,943人に対し26人で108.6例、2018年が女性数2万3,996人に対し29人で120.9例でした。

日本人女性で乳がんにかかる人は増えており、2021年の罹患数は9万2,000人あまりで、一生のうち9人に1人が乳がんにかかると言われております。町では早期発見についての取組として、集団検診と医療機関検診を行っております。また、乳がん検診のきっかけづくりとして41歳女性の方に無料クーポン券を発送しております。

乳がんは、自分で発見できる唯一のがんと言われており、月に一度のセルフチェックがとても重要であります。集団検診では、自己触診のリーフレットを配布し、月1回程度のセルフチェックを啓発しております。

なお、今年度からの試みとして、12月から乳幼児健診時に、保護者に乳がん・子宮がん検診受診勧奨チラシを配布し、受診率向上を図ってまいります。

2点目の、乳がん自己検診用グローブについてであります。

こちらは、樹脂製フィルムが3層構造になっており、手に装着して自己触診をすると、しこりなどの異常が素手で行うより分かりやすくなるというものです。啓発グッズとして配布することにより、受診率アップ、乳がんの早期発見につながることを期待されることから、導入について検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 導入について検討、非常にありがたいと思います。この乳がん自己検診用グローブは早期発見につながる大きな手だてでありますので、一刻も早く実施していただきたいと願うところなんです、いつ頃実現しそうでしょうか、お尋ねします。

○議長（平岡博君） 保健福祉部次長山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

乳がん自己検診用グローブの導入は、御指摘のとおり早期発見につながるセルフチェックや、検診を受けるきっかけの1つとなることを考えられるため、乳がん検診のクーポン券を配布する対象者である41歳の方に対して啓発グッズとして同封するなど、そういったことで、できるだけ早く実施できるように検討、調整してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 命を守る取組として、今後も充実させていっていただきたいと願いながら、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、15番紙井和美君の質問を終わります。

次に、8番飯野良治君の一般質問を行います。

8番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔8番飯野良治君登壇〕

○8番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。

通告に従い、あみスポーツフェスタの成果と課題について、質問をいたします。

FIFAワールドカップサッカーは、日本はベスト16に進出し、日本中が盛り上がりました。スポーツの持つ影響力の大きさを改めて実感いたしました。

10月16日に開催されたあみスポーツフェスタは、コロナ禍とはいえ、参加規模が少なかつたとの印象がありました。行政区参加の町民体育大会に代わり、種目を絞り愛好家やクラブ参加の自主参加になりました。特徴的だったのは、ちびっこ相撲大会が二所ノ関親方を審判長に迎え、このブースが盛り上がっていました。全体を見ると、二所ノ関フェスタの様相があったように見えました。

高齢化社会が現実になる中、福祉の増進は、地方自治にとって大切な使命です。国民の健康寿命を保ち、豊かな社会生活を送るために、スポーツは重要な役割を果たします。

そこで、今回のスポーツフェスタの成果と課題について質問をいたします。

1つ、経緯と背景について。行政区の関わりと、町民への十分な周知はどうだったか。

2つ、事業の内容について。事業のポイント、事業の概要について。

3つ、事業実施前に想定した効果はどうだったのか。

4、事業実施に当たって苦勞した点はどこか。

5、成果と展望はどうだったのか。

6、費用対効果について。ちびっこ相撲大会関連経費は、全体の何%だったのか。広報あみでのフェスタの扱いはどのようにされたのか。

7つ、スポーツの秋と食欲の秋を併用した取組をすべきではないかと考えるがいかがか。地域の物産展を同時開催することにより、食べながら競技を観戦することもできるし、飛び入りで参加も可能になると考えます。

以上を質問いたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） あみスポーツフェスタの成果と課題についての質問にお答えします。

1点目の、経緯と背景についてであります。

あみスポーツフェスタを開催する前に実施していた町民運動会は、茨城国体や新型コロナウイルス感染症のため、令和元年度から令和3年度まで中止となりましたが、その間、今後の町

民運動会の運営方法について、区長会と話し合いを重ねてきました。選手集めに苦労され、運動会に参加できない行政区も複数ある中、参加しやすい種目の選定、行政区に負担がかからない運営方法などについて検討いたしました。

令和3年9月には、生涯学習推進計画の策定に合わせて、町民がどのような運動会を望んでいるのかアンケートを実施しました。アンケートの結果では、参加したいと思う町民運動会についての質問に対して、自主参加型のスポーツフェスティバル的なイベントが最も多く、42%を占める回答であり、アンケートの結果を踏まえ、区長会と協議を重ねて、今回のあみスポーツフェスタの開催となりました。

2点目の、事業の内容についてであります。

自主参加型のスポーツフェスタとして、子供から高齢者まで幅広い世代に、楽しく気軽に参加していただける内容にすることを心がけました。また、町内には、陸上競技やサッカーを指導するNPO団体や、総合型地域スポーツクラブ、茨城県立医療大学、シルバークラブ連合会等、スポーツや体力測定に関するノウハウを持っている団体が多くありますので、各団体の協力をいただくとともに、ちびっこ相撲大会に関しては、二所ノ関部屋の全面的な協力をいただきながら実施しました。

3点目の、事業実施前に想定した効果についてであります。

スポーツフェスタの開催に当たり、町のスポーツ推進委員と協力団体役員で構成する実行委員会を5回ほど開いております。その中で、スローガンを決定しましたが、「レッツゴー！エンジョイスports！あみスポーツフェスタ」を令和4年度のスローガンに掲げました。事業実施前に想定した効果としては、様々なスポーツを体験できる場を提供することにより、気軽にスポーツを楽しんでいただき、健康づくりと地域振興の役に立つことを期待して事業を実施しました。

4点目の、事業実施に当たって苦労した点についてであります。

今回は第1回目でしたので様々な課題がありましたが、特に苦労したことは、誰もが参加しやすい種目の選定や協力団体との調整、駐車場や歩行者の安全な誘導等が挙げられます。

5点目の、成果と展望についてであります。

種目により、来場者の数に違いはありましたが、全体としては、参加していただいた方々にスポーツに接することの楽しさを体験してもらうことができたと考えております。協力いただいた団体やスタッフにとっても、これからの活動につながる成果があったと思います。

今後の展望につきましては、会場である総合運動公園や隣接するふれあいの森には活用できるスペースがありますので、少しずつ拡大して、町民の要望に応えるスポーツイベントとしていきたいと考えております。

6点目の、費用対効果についてであります。

ちびっこ相撲大会関連の経費は全体の約51%になっております。

広報あみでのスポーツフェスタの扱いについては、実施前に8月号お知らせ版にて開催概要、実施後は11月号通常版にて表紙への写真掲載のほか、11月号お知らせ版「あみっぺが行く」のコーナーにて相撲大会の特集記事、計3回の掲載をしました。

7点目の、スポーツの秋と食欲の秋を併用した取組についてであります。

スポーツの秋としてのスポーツフェスタの取組については、5点目の今後の展望で申し上げたとおり、少しずつでも種目を増やして、町民の要望に応えるイベントになるよう、拡大していくことができればと考えております。また、今年度については、感染症予防のため飲食は禁止としましたが、来年度以降は状況に合わせて、会場内での飲食についても検討していきたいと考えております。

食欲の秋を併用した取組については、町長より答弁いたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 飯野議員の、あみスポーツフェスタの成果と課題についての質問にお答えいたします。

7点目の、スポーツの秋と食欲の秋を併用した取組についてであります。

当町では、地域資源や地元農産物等を活用したイベントの機会として、まい・あみ・マルシェや、あみ商工まつりの開催を支援しております。まい・あみ・マルシェについては、霞ヶ浦湖岸の資源であるレンコンの収穫体験企画や、つくば霞ヶ浦りんりんロードのPRも兼ねて、予科練平和記念館で実施し、あみ商工まつりについては、町のさわやかフェアと茨城県立医療大学の創療祭との共同開催であることから、総合保健福祉会館で実施しております。

御提案のありました、スポーツフェスタにおけるスポーツの秋と食欲の秋を併用した取組については、本イベントが初年度となることから、今回の実施結果を踏まえ、参加者等の増加につながる新企画やPR手法の検討がされるものと思われまます。その結果、食欲の秋をテーマにしたイベントの同時開催を計画する際には、課題等を整理しながら地域振興や健康づくりの観点により検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

私も上長区長を2年間経験させていただいたことがあります。今までの町民運動会の取組は、区の行事の中でも最大の取組です。上長も9連覇の時代もあり、区の結束は大変盛り上がりしました。しかし、答弁にもありましたように、高齢化と少子化の影響で選手集めに苦勞するようになりました。区の団結を促す町民運動会の果たした役割は大きなものがあると思います。一定の役割はあったというふうに、認識をしています。開催方法の変化を求める町民の声は、時期的に見ても適切な町の対応だったというふうに思います。

そこでお尋ねします。

事業内容について、66行政区に負担がかからない参加を前提に、どのようにするかをもっと工夫する余地があったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

行政区が参加しやすい種目の工夫については、区長会の役員からも同じような御提案をいただいております。

スポーツフェスタは、それぞれ個人参加型のいろんな種目によって成り立っているイベントでございますので、その中に行政区の団結、地域の振興のために、議員が提案されているような参加しやすい団体種目について、こちら区長会とまた相談しながらも、今後種目等の数を増やしたりとか拡大も検討していきますので、それで考えていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） これは1つの提案なんですけども、参加希望で、強制じゃないわけなんですけども、参加希望する行政区の綱引き対抗なんかを種目に取り入れることで、綱引きの場合には団体戦で参加人数も多くなるし、応援する人たちも力も入るし、今までの町民運動会の中でも、この種目はかなり盛り上がった種目なんです。そうして、対抗をして、最後に優勝チームと二所ノ関部屋のお相撲さんの対抗綱引きなんかも入れたらば、面白い展開になると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

当然行政区が参加するとなると団体種目になろうかと思いますが、それが綱引きのようなものであれば、当然やっている最中も応援とかでも盛り上がるのは、私も同意見でございます。これにつきましても、区長会といろいろまた協議しながら、どれぐらいのレベルで参加できるのか等、また今後の検討課題になっていくかと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） スローガンですけども、先ほど教育長が言われた。エンジョイスポーツということで、スポーツをみんなで楽しみましょうということであれば、今回は私も開会式に参加させてもらったんですけども、ちょっと挨拶だけ入って。選手の宣誓があったんですけども……。

普通開会式というと、いろんなエキシビションがあつて、ちょっと華やかに盛り上げて、それから競技に入るというような演出があるわけなんですけども、普通、私の考えるところでは、太鼓の演技をやったり、太極拳の演舞、ソーラン踊りなどをやっていただいて、本当にそういった盛り上げた演出があれば、また参加者も増えてくるのではないかというふうに考えますが、その提案はどうでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

スポーツフェスタはスポーツという目的がありますけども、来場者がたくさん来ていただいて楽しんでもらうと。スローガンにも掲げましたが、エンジョイということでも大変重要なことではあると考えてございます。そうしたエキシビション、今回、初年度ということですので、かなり、やる種目等、開会式等も全部絞った形で実施させていただきました。

今後は拡大等も考えられる中で、またエキシビションについて、やる必要があるとか、今後町内の同好会とかの団体にも御協力いただきながら、議員が具体的に提案いただいているような会場を盛り上げる演出、こちらについても実行委員会の中で検討していきたいとは考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） もう12時回ったんですけども、あと2つなんで続けてやらせていただけたらというふうに思います。

町民の要望に応えるスポーツイベントにするのであれば、費用対効果の観点からすれば、先ほども言ったように、ちびっこ相撲大会の関連経費が全体の51%というのは、ちょっとやっぱりこのブースにかけ過ぎではないかというふうに思います。ほかの人も、私聞いたら、今回のスポーツフェスタは二所ノ関フェスタと言われても仕方がないというようなことを言っていたのを聞いたことあります。

広報あみでの扱いも、スポーツフェスタのやつは表紙にだけ、あと、ちびっこ相撲のやつは結構特集的な扱いもしていたというふうに思います。全国に発信する、阿見に二所ノ関部屋があつて、町がそれを支援するという事業は、別枠で捉えて範囲を広げて、本当にやるんであれ

ば独立した形で、もっと本格的に参加者も募って、これを後援してもらうぐらいの取組にした  
らと見たんですけども、そういう考えはあるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

費用対効果の面で言いますと、こちら各協力団体、今回参加していただいていますけども、  
その予算の積み上げの結果で、ちびっこ相撲のほう金額がかかっているということで割合  
が51%という高くなってきたものでございます。

二所ノ関事業について別枠でということでございますけども、こちらの提案につきましては、  
阿見町では様々な形で二所ノ関部屋との連携をしておりますので、その中でスポーツ振興とい  
う形で、別枠でやることも考えながらも、今のところはまだスポーツフェスタの中で実施して  
いるような状況でございますので、今後の検討になろうかと思えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 51%が幾らだかちょっと分からないんですけども、予算の執行の内容  
をざっくりと、ちびっこ相撲のほかに、あとの半分は何が経費がかかっているのか、ちょっと  
分かる範囲でお尋ねいたします。

○議長（平岡博君） 生涯学習課長木村勝君。

○生涯学習課長（木村勝君） はい、お答えいたします。

あみスポーツフェスタにかかった経費といたしましては、大きく申し上げますと消耗品、食  
料費、手数料、委託料、イベント用品の借上料、バス借上料というような項目がございます。  
スポーツフェスタの内訳といたしましては、お答えをしているように二所ノ関部屋の相撲大会  
のほうで半額以上占めているということで、そのほか消耗品と、一番大きなものといたしまし  
ては、イベントの借上料ですね、テント、エアアーチ等の借上料等が大きくなっていると。そ  
ういった内容でございます。

スポーツフェスタの内訳については以上でございます。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） これが最後の再質問になりますけども、食欲の秋を併用した取組につ  
いては、今回の実施結果を踏まえて、課題等を整理して検討していきたいというような答弁が、  
町長からも教育長からもございました。

食べながら観戦する楽しみを取り入れることで、参加者が確実に増えると思います。阿見町  
の特産品を販売し、アピールする機会にも位置づけられたらいいなと考えています。

この提案をするのは、私スポーツフェスタを観戦してから、それから下妻に用があって下妻

に行ったんですね。1時間で行けるところを、その日125号線が渋滞して2時間もかかっちゃったんです。その原因が、下妻の砂沼サンビーチ跡で開かれていた物産展の買物客の車の出入り、これがすごくて、すごく時間かかっちゃったんですね。だから、あの脇を通ったんですけど、これほど物産展が人気があるのかということで認識させられて、フェスタを経験してきて、随分こっちはいっぱいだなと思ってね。

だから、フェスタと物産展というか、さっきの食欲の秋のコラボができれば、もっともっとやっばり盛り上がるんじゃないかと思ったからです。

地域振興と健康づくりが実現し、町民の楽しみな一大イベントに発展できるよう要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、8番飯野良治君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は、午後1時10分といたします。

午後 0時07分休憩

---

午後 1時10分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番栗原宜行君の一般質問を行います。

7番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔7番栗原宜行君登壇〕

○7番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。栗原宜行でございます。

本日は、心の不調により休職する職員は減少したかについて質問いたします。

11月19日のヤフーニュースで、「町職員の4分の1が退職 揺れる兵庫・太子町」という衝撃的なニュースが掲載されました。記事は、同町にはパワーハラスメント疑惑があり、2017年から2020年の間に、町職員の4分の1が早期退職をしたというものでした。

私は、昨年12月、心の不調で休職する職員の労務問題について執行部に指摘し、本年6月の第2回定例会において、改めて現状や対策について一般質問いたしました。労務問題は重要事項として取り組んでいるとの答弁を得ましたが、その後、町職員が相次ぐ休職をしました。重要事項として取り組んでいる中、なぜ休職者が急増したのか。兵庫県太子町など、全国的にも退職者や休職者は増加傾向にありますが、その中でも阿見町は特異な原因があるのでしょうか。

町の現状や対策について、以下5点について、質問をいたします。

- 1、心の不調による退職者や休職者の現状はどのようになっているか。
- 2、退職や休職に至った心の不調の原因や要因はどのようなものか。

3、予防や早期発見、対応などの取組はどのように実施しているのか。

4、復職後のケアやリワークプログラムはどのようになっているか。

5、ハラスメント防止規程は機能しているか。改善や見直し、条例化の検討はしているのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 栗原議員の、心の不調により休職する町職員は減少したかについての質問にお答えします。

1点目の、心の不調による退職者や休職者の現状についてであります。

一般職の職員で、今年度、心の不調により療養休暇を取得した職員の実人数は18名で、心の不調による療養の後、退職した職員については1名であります。

教員の心の不調による退職者や休職者については、教育長より答弁いたします。

2点目の、退職や休職に至った心の不調の原因や要因についてであります。

療養休暇に至った原因についてであります。傷病内容としては、抑鬱状態、適応障害、自律神経失調症などであり、主な原因としては、人間関係、家庭環境、職務内容、持病に伴うものなどがあり、複合的な場合もあります。また、ここ数年、業務量の増加により時間外勤務も増加傾向にあることを踏まえると、職員にかかる負担が増していることも要因の1つであると認識しております。

3点目の、予防や早期発見・対応などの取組についてであります。

メンタルヘルス対策として、ストレスチェックを毎年実施しており、高ストレスとなった職員には産業医の面接指導の勧奨メールが本人宛てに届くようになっており、希望者には産業医の面談を実施しております。産業医の面談結果についての対応例ですが、職務環境に起因する場合は、必要に応じて人事課から所属長に対し、業務分担の見直しや時間外勤務の縮減等について検討してもらうように指導しております。

4点目の、復職後のケアやリワークプログラムについてであります。

休職中の職員の支援につきましては、所属の管理職が不定期ではありますが、休職中の職員と連絡を取ったり、診断書を持参した時点で面談を行うなど、職員の状況把握に努めております。また、本人の病状を確認しながら、しっかりと休養を取ることを勧めており、復帰に向けた相談を行うとともに、復帰に向け、本人の希望により、お試し出勤の実施、業務分担や業務量を見直すなどの支援を実施しております。

5点目の、ハラスメント防止規程は機能しているか。改善や見直し、条例化の検討はしてい

るかについてであります。

当町では、令和2年度、全ての職員が互いの人格を尊重し合い、職員の利益保護及び公務能率の向上を図り、働きやすい良好な職場環境づくりを促進するため、阿見町ハラスメントの防止に関する規程を制定いたしました。

さらにハラスメントに関する正しい知識と共通の認識を持ち、業務を遂行することで、よりよい職場環境を創出するため、阿見町職員ハラスメント防止の指針を策定しております。これらの規程及び指針は、年度初めに相談員の任命と併せて、全庁的に周知・啓発しております。また、新任職員研修やハラスメント防止研修などにおいても周知しているところであります。

指針の中で相談対応フローを示し、各相談員に相談が入った時点で、速やかにヒアリングや所属長へ指導等を実施しており、いずれのケースもハラスメント苦情処理委員会の開催までには至らず解決していることから、規程や指針は適切に機能していると考えており、条例化は検討しておりません。

今後は、様々な背景が要因となり多様化しているハラスメントに対応するべく、時代に即した内容に適宜改正し、迅速かつ適切に対応できるよう努めるとともに、働きやすい職場環境の構築とハラスメント防止に向け、職員等に対して規程や指針等の周知徹底を図るほか、日々変化するハラスメントの形態等、社会情勢に合った内容の研修を継続して実施してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） 心の不調により休職する町職員は減少したかについての質問にお答えします。

1点目の、心の不調による退職者や休職者の現状はどのようになっているかについてであります。

町内の小中学校には、約250名の教職員が勤務しておりますが、今年度、心の不調で休職している教職員は2名となっております。管理職による日常的な観察や同僚性の構築により、メンタルヘル스에不調を来している教職員の早期発見、早期対応に努めております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問のほうさせていただきます。

まず、現在の令和4年度の分につきましては分かったんですけども、過去の状況、令和3年度までの状況と、あと部署別の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

過去10年間の状況、推移を御説明いたしますと、平成24年度4名、平成25年度5名、平成26年度4名、平成27年度8名、平成28年度3名、平成29年度8名、平成30年度8名、令和元年度13名、令和2年度18名、令和3年度14名となっております。

それと部署別の状況ということでございます。課名では、ちょっと個人的な……、特定されるというようなこともございますので、部ごとの人数についてお答えをさせていただきます。令和4年12月1日時点でございますけれども、町長公室2名、総務部2名、町民生活部はゼロ、保健福祉部が7名、産業建設部1名、教育委員会が6名の合計14名でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

今10年間の部分を伺いましたけれども、かなり近年、全国の状況と同じで、爆発的と言っていいぐらいの状況になっていますよね。今御答弁いただいた状況を執行部としてはどのように認識されているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

過去10年間の推移を見ましても、町長より答弁しましたとおり、昨今の行政需要の増加に伴いまして、時間外勤務が増加しているというようなことでございます。それに比例しまして、療養休暇を取得する職員も増加傾向になっているということでございます。これにつきまして、早急に対応しなければならない問題であるというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） そうしますと、復職後に休職した職員の方はいらっしゃるのか。再休職者がいる場合、休職時それから復職時、どのようにケアをされたのか、問題点はなかったのかについてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

今年度でございますけれども、療養休暇を取得しまして、復職後再度療養休暇を取得した職員は2名でございます。

再休職者がいる場合、どのようにケアしたか、問題点等でございますけれども、休職者につきましては、基本的に症状改善、それから生活リズムを整える、その後、復帰意欲の確認、そ

の後、復職可否の判断というような経過をたどります。そのため、休職時それから休職中、復職時などのタイミングで症状の回復確認、復職に向けてのスケジュール等、産業医によります復職時面談など就業可能な状態を目指してサポートしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 御答弁の中で、ストレスチェックをされているということでしたけれども、これはどのように実施されているのか。また、チェック後にどのような対応を取っているのか。費用はどのくらいかかっているのかについてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

ストレスチェックにつきましては、年に1回でございますけれども、常勤の一般職の職員、それから再任用職員、常勤職員の4分の3以上勤務している会計年度任用職員に実施してございます。

ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された職員は、産業医による面談の受診勧奨を行っておりまして、さらに、職員のストレスチェックの結果を課等の一定規模で集団分析を行いまして、その結果を所属長へ通知。必要に応じまして、職場環境改善に向けての助言・指導を行ってございます。

また、ストレスチェックに係る費用でございますけれども、約60万円程度となっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） そうしますと、これストレスチェックはピンキリがあるということをお伺いしますが、50問ぐらいの中の5段階評価という形で、60万円ぐらいだとそんな感じでやられたと思うんですけれども、この爆発的な状況がありますので、もうちょっと費用をかけてもやっていただくようなことをお願いしたいと思います。

今の、ずっとされている中で、心の不調の原因と要因が分かったわけで、それについて改善はできているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） 先ほど答弁申し上げておりますけれども、いろいろ負担がやはり職員にかかっているというような状況でございますので、その負担を和らげるというようなことで対応するというようなことでございます。

具体的には療養休暇者が出た場合には、その職場について連鎖反応が起きる可能性もござい

ますので、そういったものを防止するために、例えば会計年度任用職員を補充するだとか、あるいは業務委託で派遣職員を雇うだとか、あとは他部署支援ですね、そういったことで対応して連鎖反応を防ぐというようなことをしてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） まだ心の不調の方だけで今これだけの方がいらっしゃって、退職された方も当然違うことでいらっしゃるわけですよ。そうすると欠員が当然出てくる中で、今、公室長のお話ですと、会計年度任用職員だとか派遣職員のほうをされているということですけども、当然休まれている方のケアも当然大事です、これは。あと残されたところの職場の方もすごく大事なわけですよ。欠員なわけですからね。欠員は、今言った会計年度任用職員とか業務委託での派遣ということで対応されているということによろしいですか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい。

議員おっしゃるとおり、欠員の対応でございますけれども、他部署からの応援体制による対応、それから一時的な兼務辞令もやったりしてございます。さらには会計年度任用職員の任用、それから人材派遣会社に委託等の対応をしております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 人材派遣会社の支払いなんですけども、総額ではどのぐらいに。今年度ですか、令和4年度としてはどのぐらいの総額になるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

今年度の人材派遣会社の支払い総額でございますけれども、1,135万5,800円ということで、2部署になりますが、社会福祉課と学校教育課のほうに人材派遣ということで対応してございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。今年度1,135万円を。かなり少なくないですよ。少なくない金額で取りあえず欠員の補助のほうをされていると。2部署ですね。

そうするとこの2部署、今派遣しているということなんですけども、この派遣社員をどのような基準でこの2部署に配置しているんですかね。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

療養休暇者でございますけれども、やはり突然発生するというような場合が多いということでございます。業務もかなり差し迫っているような状況の中で欠員が出るということに対しましては、早急に対応しなければならないということで、通常の場合、会計年度任用職員を募集しまして、一定の募集期間を置いて任用するような形になるんですが、それでは間に合わない場合がございますので、早急に対応するために派遣職員を委託するというようなことでございます。

委託する人数でございますが、主に療養休暇者の数に対応した、それから業務量、そういったことを勘案して委託しているというようなことでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 今、公室長のほうからも緊急性があるので、そのところを勘案して、欠員になっているところに、緊急的に派遣さんを派遣していただいているというのは十分分かりました。

ここで、お願いなんですけども、今伺った2部署は非常にデリケートな情報を扱うところですよ。ですので、単純に人がいないから派遣をそこに回していいというふうに私は思えないんです。ですから、緊急性もあるので、そのところも十分考慮して、そういったところは派遣には扱わせない。そういうデータのところは、やっぱり個人情報以上のものもありますので、それをちょっとお願いをしたいと思います。

続いて、労働契約法の第5条というのが、この労働基本関係の中では重要になってきます。この労働契約法第5条をどのように理解して対応されているんでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

労働者の安全への配慮を規定しているものと認識しておりますけれども、使用者の安全配慮義務が明文化されているものでございます。我々地方公務員それから国家公務員には労働契約法は適用されないわけでございますけれども、メンタルヘルスやハラスメント防止対策などによりまして、職員に対する安全への配慮が必要であるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。今、公室長も言われました適用除外、これ第21条、適用除外、国家公務員、地方公務員って言われているんですけども、この安全配慮義務は第5条は適用除外にならないんですよ。それは最高裁判例も出ておりまして、陸上自衛隊

の八戸車両整備工場事件というのが、最高裁で昭和50年2月25日に確定しています。

これについては、その配慮義務は除外にはならないんだよというふうに、もう最高裁で出ていますので、そこら辺のところの認識をちょっと改めていただいて、任命権者は、そういうところにも配慮義務があるんだということを強く思っていていただいて、執行していただきたいというふうに思っております。

続いて、ハラスメント防止対策のため、庁舎内に防犯カメラや監視カメラを増設する考えはありますか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

防犯カメラにつきましては、設置することによりまして、ハラスメント抑止効果があるということは認識してございます。民間企業で既にそういった取組が行われているということも存じ上げてございます。しかしながら、設置につきましては、様々な観点から必要性、妥当性について検討して、個人情報保護等に照らして、設置の是非を判断する必要があるというふうに認識しておりますので、ハラスメント防止の観点のみで設置するというのは、ちょっとなかなか難しいのではないかとというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 確かに公室長が言われるとおり、非常に難しいデリケートな問題も含まれています。ただ、トレンドとすると、今回こういう形で、全国的に心の不調で休まれる休務者が多くなっているのです。やっぱり窓口のところには、お客様というか住民の方が映らないような配慮を当然最大限をした中で、課内、部内のところを設置していく。例えば、本庁舎内でいけば、入り口のところは今、監視カメラあるわけですよね。あと、エレベーターにもあるわけですよね。ここもあるんですかね。

そういうところを、やっぱり不備があるんだということで、自治体がやっぱり積極的に増設しておりますので、そういう先進地の事例も確認していただきながら、当然そのデリケートな問題も併せて御検討をさらにいただきたいというふうに思います。

あと、労働時間なんですけども、これは適正なんでしょうか。職員の時間外勤務の縮減取組はどのようにされているのか。上限規制を設けて対応されているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

時間外勤務縮減の取組につきましては、時間外勤務の申請をシステムで行うことになるので

すけれども、各職員の月の累計時間を表示するというようなことになってございます。原則上限が年360時間でございますので、月の累計時間が30時間を超えるというような状況になりますと、時間外を入力する際には注意喚起が表示されます。

さらに、月の累計時間が80時間を超えた場合には、所属長が適正に時間外を管理するために、本人申請ができないような入力制限がかかるということになってございます。時間外勤務命令権者である所属長以外に入力できないような仕様としてございます。

また、所属長及び部長に対して、時間外勤務の上限を超える勤務者がいる場合には、注意喚起をするとともに、働き方改革の推進としまして、長時間労働の是正、それから年次有給休暇の取得の促進、ノー残業デーの設定などの周知を行うほか、随時、時間外労働勤務や休暇等の取得状況の確認を行いまして、業務に偏りが生じているような場合には、所属長に対して業務の平準化の指導を行っているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 今、御案内いただいた対応をぜひ本当にしていただきたいと思います。コロナのワクチン接種で、健康づくり課さんがかなり大変な思いでやられていて、対策室もできました。あと、2部署についても、やっぱり国の政策で、かなり集中的に、その部署に負荷がかかっているということがありまして、そこを単純に縮減縮減というわけにはいかないと思いますので、そこはもう人事課さんのほうでコントロールしていただきたいと思います。

では、時間外ではなくて、今度は職員さんの年次有給休暇の取得促進はどのように実施されているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

働き方改革と勤務環境整備の一環としまして、年次休暇取得計画表を活用しまして、年次有給休暇の計画的な取得促進を図るように周知してございます。また、10月頃に再度取得促進の周知を行うとともに、取得日数が5日未満である職員、そういう所属に対しましては、所属長に対しまして、業務の計画的な遂行、それから応援体制の整備等を図り、所属職員が12月までに5日以上取得できるよう指導してございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 計画されて、取得促進が行くことを願います。

そもそも阿見町の職員数は適正かどうかで私常に思っているんですけども、阿見町職員定数条例に規定している職員数は充足しているのかどうか。もともと少ないのかどうか。その辺

についてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

現在の職員数につきましては、町長より答弁しましたとおり、療養休暇を取得している職員が増加していること、また、コロナ禍で発生している様々な行政需要への対応などによりまして、職員の時間外勤務が増加傾向にあるということからも、適正な状態ではないというふうに言えます。こうした課題意識を持ちまして、新規職員の採用人数の増、それから再任用職員の任用などによりまして、適正数の確保に向けて取り組んでいるところでございます。

職員定数条例につきましては、地方自治法の第172条第3項によりまして、臨時または非常勤の職員を除いた職員定数を条例で定めることとされてございます。その数は上限を示すというふうに解されてございます。令和4年4月1日時点の職員数でございますけれども、340人ということでございます。条例定数406人に対しまして、充足率は84%でございます。

今後、定年延長制度の導入などにも対応しました、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を構築する、そのためにも職員定数条例の見直しを検討しまして、適正な職員数を確保していくというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ぜひお願いしたいと思います。

続いて、お試し出勤の件なんですけども、お試し出勤はどのようなものなのか。ルールも含めた内容についてお伺いするとともに、お試し出勤を希望して実施した職員は今までにいらっしゃったのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

お試し出勤でございますけれども、療養のために長期間職場を離れていた職員が、職場復帰可能と考えられる程度に回復した際、復帰前の一定期間継続して試験的に出勤をするものとなっております。

この制度でございますが、職員本人の職場復帰に関する不安の緩和、体力的にならすなど、職場復帰を円滑に行うことを目的としてございます。本人の意向を踏まえまして、医師の診断の下に、希望により実施しているというところでございます。

また、具体的な仕事内容でございますが、個々により異なることとなりますけれども、復帰直後に多大な負担がかかることがないようにプログラムを作成しまして、作業量や作業内容に配慮しながら実施してございます。実施中でございますが、所属長が職員の職務実施状況や体調

の様子など確認を毎日行いまして、1週間ごとにお試し出勤記録表を人事課に提出しているというようなことで運用してございます。

それから人数でございますけれども、これまでお試し出勤を実施した職員でございますが、過去10年で20名でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それでは、ハラスメントの件でちょっとお伺いいたします。新任職員の研修とかハラスメント防止研修はどのように実施されているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

ハラスメント防止研修でございますけれども、新規採用職員につきましては、入庁後所属へ配属される前5日間でございますが、新任職員研修を実施してございまして、その研修の科目の中にメンタルヘルス・ハラスメント防止についての講義を行ってございます。

ハラスメント防止研修については、階層別に役職が上位のものから順次実施しておりまして、今年度は係長及び主任級の職員を対象に実施してございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

あと、ハラスメント被害を救済するためのホットラインについては、どのようになっているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

相談窓口としまして、ハラスメントの規程に基づきまして任命している相談員でございますけれども、職員団体が推薦する2名、それから人事福利厚生を担当する2名、その他町長が必要と認める職員として、男女共同参画を担当している職員1名の計5名が、救済する職員ということで相談窓口として設置してございます。

そのほか、所属長にも相談があった場合には対応するものとなってございまして、ハラスメントの内容によって相談しやすいように、幾つかの相談窓口を設置している状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 阿見町ハラスメントの防止に関する規程が規定されておりますけれど

も、この対象となるのは職員だけでしょうか。特別職によるハラスメントを行われたときはどのような対応を取られているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） ハラスメント防止に関する規程でございますけれども、特別職以外の職員ということで、会計年度任用職員を含みます一般職の職員を対象としてございます。特別職は対象外となっております。

仮に特別職によるハラスメント行為が行われるというようなことがあった場合は、町のほうでは政治倫理条例等がございます、それに基づき請求等があれば、政治倫理審査会の中での調査、もしくはハラスメント防止法が施行されておりますので、そういった関係で顧問弁護士に相談しながら対応していくというようなことで考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 最後の質問になりますけれども、民間では、私のいた会社でもこの制度があるんですけども、ジョブリターン制度というのがありまして、ちょっとこの会社じゃ嫌だねって、試験を受けていろいろ頑張ったけど嫌だねと思ってライバル会社に行ったりとか、全然職種の違うところに行ったりして、でもやっぱり行ってみたら前の会社がよかったよというので、ジョブリターン制度という復職制度があるんですよ、民間には。

ただ、いろいろ調べてみると内閣府でも専門の窓口を設けて復職をサポートしているんですけども、復職制度については現在あるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

主に民間企業において復職制度というのが実施されている、ジョブリターン制度ですね、実施されている制度でございますけれども、社員が退職しても、一定の要件を満たしている場合には、退職者本人が希望すれば復職できる制度として認識されてございます。

現在、当町にはこのような制度はありませんけれども、育児や介護それから通勤困難者等に対しまして、個々の事情に合った多様なワーク・ライフ・バランスの実現を推進するために、阿見町職員在宅勤務実施要領を制定しまして、在宅勤務制度を導入してございます。

今後は、対象を段階的に拡大していき、多様で柔軟な働き方の実現に努めてまいるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） いろいろ再質問させていただきまして、御答弁いただきました。あり

がとうございました。

総務省は、令和2年度地方公務員のメンタルヘルス対策に係るアンケート調査を全国で実施し、その結果を令和3年12月に、また対策については、令和4年、本年3月に公表しています。全国の町村926自治体の中で、702の町村が休務者があるということで回答しています。ありの中で最も多い5人未満が、926の中の674の町村でした。

しかし、先ほどから、急増している当町については、ほかの自治体のランクでいくと15人から20人未満の中に入るわけですが、ここに入っている町村の数は3町村しかないんです。926の中の674が5人未満。21人以上は当然ゼロなんですけども、その下のランクの15から20のところは、全国の町村でも3町村しかないんです。そこに入っちゃっているということですよ。

これは令和2年のときのやつですので、それが今かって言われるとそうじゃないんですけど、でも、そういうトレンドだ、状況に似ているということですよ。

あと休務者がいないと回答している市町村が、つまりいないんだよってうちにはそういう休務者、休んでいる人はいないよというのが224自治体あるわけです。これも224、いないんですよ、休む人いないですよ。そして再度休務したことについても調査しておりまして、約6割の417の町村が再度休務している人はいないと。約半分が再休職者はいないんだよと。

阿見町は、再度休務した人がお二人いらっしゃったということで、私の感覚でいっても全国的にも最悪の状態になっているということが分かりました。阿見町の状況は、もう非常事態ではないのかというふうに私は思っています。夢と希望を抱いて入庁された職員の皆さんが、道半ばで退職、休職をされた方の思いを考えると胸が痛みます。

この状況を放置するわけには絶対にかないけません。先ほどの答弁でハラスメント苦情処理委員会の開催までには至らず解決していることから、規程や指針は適切に機能しているという御答弁でございましたけれども、この全国の状況を見ると、とても残念です。町には、職員を守る施策を本気で実施していただきたいと思います。そのためにも、議会は協力は惜しみません。そのことを要望し、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、7番栗原宜行君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時54分散会

第 3 号

[ 12 月 8 日 ]

## 令和4年第4回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和4年12月8日（第3日）

### ○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君				
副町	長	坪田	匡弘君				
教	育	長	立原	秀一君			
町	長	公室	長	佐藤	哲朗君		
総	務	部	長	青山	広美君		
町	民	生	活	部	長	中村	政人君

保健福祉部長	小澤	勝	君
保健福祉部次長	山崎	洋明	君
産業建設部長	林田	克己	君
教育委員会教育部長	小林	俊英	君
政策企画課長	糸賀	昌士	君
総務課長	石田	栄司	君
財政課長	坂入	紀章	君
秘書広聴課長兼 広報戦略室長	小倉	貴一	君
管財課長	荒井	孝之	君
防災危機管理課長	山崎	厚	君
生活環境課長	小笠原	浩二	君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	村山	幸二	君
社会福祉課長	湯原	将克	君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	浅野	奉子	君
健康づくり課長	監物	輝子	君
学校教育課長	飯村	弘一	君
生涯学習課長	木村	勝	君
中央公民館長	山崎	貴之	君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡野	友浩	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳
書記	湯原	智子

令和4年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和4年12月8日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

令和4年第4回定例会

一般質問2日目（令和4年12月8日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 柴原 成一	1. 元稀勢の里関について	町 長
2. 高野 好央	1. 地区公民館維持管理費の増大を抑制するアイデアはあるか	教 育 長
3. 川畑 秀慈	1. 義務教育における主権者教育について 2. 阿見町の障害者優先調達推進法の推進状況と、今後の進め方について	教 育 長 町 長
4. 難波千香子	1. 女性の命と健康を守るための取組みについて 2. 防災対策・地域の防災力向上について 3. ごみの回収方法と減量・資源化を	町 長 町長・教育長 町 長

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、16番柴原成一君の一般質問を行います。

16番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔16番柴原成一君登壇〕

○16番（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

元稀勢の里について質問をいたします。

元稀勢の里関の優勝額が中央公民館に掲示されますが、大事なことを忘れていないでしょうか。日本中を感動の渦に巻き込んだ稀勢の里。それはいつだったのか、若い方は知らない人もいないのでしょうか。偉大な元稀勢の里をどう知ってもらおうか。また、稀勢の里の活躍を既に知っている方にも、いつでも昔の活躍を見れる場所を提供してはいかがでしょうか。YouTubeにはたくさんの動画があります。パソコンやスマホを上手に使える人はいいでしょ

うけれども、扱いきない人は見る機会がありません。

白鵬の63連勝を止めた稀勢の里、日本人の最後の横綱、2度優勝した稀勢の里。優勝額の展示とともに、動画を視聴していただけるような企画はできないでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

柴原議員の、元稀勢の里関についての質問にお答えいたします。

町では、元横綱稀勢の里の二所ノ関親方が、本年6月に阿見町荒川本郷地内に二所ノ関部屋を開所するとの吉報を受け、あみ大使に就任いただくとともに、町と連携した取組を進めることで、町の知名度アップや、町民全体で二所ノ関部屋を応援する機運の醸成を図ってきたところであります。

議員御提案の、優勝額の展示と同時に動画を視聴していただけるような企画につきましては、6月に開催しました特別展示会の期間中において、二所ノ関部屋が制作した動画をお借りし、部屋の内部の様子や稽古の様子などを紹介するとともに、稀勢の里関の思い出に残る取組を放映しております。また、今月17日からは、中央公民館において、稀勢の里関が大関の時代に初優勝した平成29年初場所の優勝額を、化粧廻しや明荷とともに常設展示するほか、19日から役場ロビー、来年2月下旬から予科練平和記念館において、化粧廻しと明荷を常設展示することに併せ、二所ノ関親方からのメッセージ動画の放映も検討中であります。

なお、優勝額の展示と同時に放映する動画につきましては、以前お借りした二所ノ関部屋制作の動画や日本相撲協会等が所有する動画が想定されますが、著作権等が発生しますので、内容を精査し、改めて二所ノ関部屋や日本相撲協会との調整を図り、動画放映に向けた取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 再質問いたします。

スポーツ関係で感動したのは、もう1つあります。これは町長も野球をやっていたらしゃつたんで分かると思うんですけど、取手二高が優勝したときの感動は稀勢の里よりも強烈だったんですね。というのは、十何年前に、土浦のガソリンスタンドがオープン的时候に、オープンの記念として取手二高の動画を流したんです。優勝したのを知っていましたから、PL学園の桑田がいる、清原がいる、これを打ち破った。それで甲子園で優勝した。これは一番最初に見た、本当に感動した場面でありました。

今回思ったんです。予科練平和記念館でメッセージ動画を流すということを検討中ですが、

予科練平和記念館に行けば、例えば、稀勢の里のずっと活躍、2度優勝したとき、白鵬を倒したとき、全て見れる。そうすると予科練平和記念館の来場者が増加する。だから両方見てもらえるという、それが阿見の特色を出すという形になるのではないかと思うんです。

町としては、二所ノ関部屋に対して今後の取組はどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えさせていただきます。

今後の取組についてでございますけれども、令和5年度に予定をしております取組を主に御紹介させていただきますが、まず、今年度中、令和5年3月議会になると思うんですけれども、予定では二所ノ関部屋応援基金条例を制定させていただきまして、ふるさと納税の寄附金をその条例の原資とするということで、連携事業に充当するというのを考えてございます。

その後、令和5年度から新たな取組としましては、今までコロナ関係で稽古の見学ということができませんでしたので、町民の皆様にも稽古を見学していただきたいということで、見学会の開催も予定してございます。

また、令和5年度に、町民等の有志からなります二所ノ関部屋協力隊の設立を考えてございまして、いろんなイベントや二所ノ関関係のボランティア活動を支援するような体制を構築していくというようなことで考えてございます。

それと、今後、例年のことになっていくとは思われますけれども、4月に桜まつりが開催されれば、そのイベントにも御協力いただいたり、あるいは、まい・あみ・まつりでの御協力、それからあみスポーツフェスタで今年度も実施しましたけれども、ちびっこ相撲大会のような形で、また例年どおりのような形になると思うんですが、御協力をいただくというようなことで予定してございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） いろいろ考えているというのは分かりました。確かに稀勢の里は阿見町の宝。日本の宝だったというかね、横綱のときは。二所ノ関部屋というのは阿見町の宝でいろんな事ができるというふうに思います。

今、二所ノ関部屋や日本相撲協会の調整を図り、動画放映に向けた取組を進めてまいりますということであります。これは相撲協会にとってもいいことだと思うんです。稀勢の里をPRする。相撲協会にとってもいい、二所ノ関部屋にとってもいい、阿見町にとっても大変すばらしいこと。これを確実に、みんなが阿見町に行けば見れるんだという動画を作って、全国から阿見町に人を呼んでいければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

答弁のほうでもお答えしてございますけれども、動画放映に向けた取組を進めていきたいというふうには考えてございます。ただ、例えばですが、NHKで放映された映像の2次使用等になりますと、制作会社等に確認しましたところ、使用料として1分当たり1万円という経費が必要であるということでございます。人や建物等も写り込んでたりするので、そういったことの許可も改めて取る必要があったり、課題が多少いろいろあるということでございます。1回当たり、NHKの映像44分ございましたので、これを1回流すだけで44万円かかるというような多額な経費になります。映像の作成につきましても、いろいろ今後、二所ノ関部屋との連携の中で検討できると思いますので、答弁のとおり前向きに検討していきたいというふうにご考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 1分当たり1万円はすごい金額だと思います。執行部の皆さんにも知恵を絞っていただいて、さっき言ったように、相撲協会にとってもいい、二所ノ関部屋にとってもいい、阿見町にとってもいいんですから、若干値切っていただいて、何とか放映できるようにこぎ着けていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（平岡博君） これで、16番柴原成一君の質問を終わります。

次に、5番高野好央君の一般質問を行います。

5番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔5番高野好央君登壇〕

○5番（高野好央君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、地区公民館維持管理費の増大を抑制するアイデアはあるかであります。旧実穀小地区公民館建設が議論の末に可決され、現在、工事が進められており、令和5年4月には供用開始の見込みです。今回、私の質問ではふれあいセンターについても一括して地区公民館とさせていただきます。

当町の地区公民館は、旧吉原小地区と旧実穀小地区を加え、令和5年度からは7館体制となり、おおむね小学校区単位での設置が整います。地区公民館増設に伴い、今後増大する維持管理運営費については他事業にも影響を及ぼすこともあり、大いに検討する必要があるものと考えます。

公共施設等総合管理計画では、限られた財源の中、コスト抑制として指定管理者制度の導入

可能性調査、多機能を受け入れるための許容量検証、複合施設化の検証についても踏み込んで掲げられており、計画策定当時に危機感を持って取り組まれたことが読み取れます。

以上を踏まえ、地区公民館の維持管理及び町の方針について質問いたします。

- 1, コスト抑制のアイデアはあるか。
- 2, 指定管理者制度導入の考えは。
- 3, 導入によるメリットと進捗状況は。
- 4, 地区公民館と他公共施設の複合化の考えは。

以上4点、答弁よろしくお願いたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、高野議員の、地区公民館維持管理費の増大を抑制するアイデアはあるかについての質問にお答えいたします。

1点目の、コスト抑制のアイデアについてであります。

現在、公民館等の日常管理業務や清掃業務については、主に公益社団法人阿見町シルバー人材センターに委託しており、窓口受付業務等については、会計年度任用職員を採用し、管理運営費の縮減に努めております。さらに、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画及び阿見町公共建築物中長期保全計画により、各施設を計画的に修繕・改修、予防保全を行うことで、財政負担の軽減・平準化を行い、長寿命化に取り組んでおります。

2点目の、指定管理者制度導入の考え及び3点目の導入によるメリットと進捗状況について、一括してお答えします。

指定管理者制度の導入によるメリットにつきましては、民間事業者が蓄積したノウハウによる企画及びアイデアを活用することで、多様化する住民ニーズに対して迅速な対応ができ、従来の自治体にはない質の高いサービスを提供することで、利用者満足度の向上につながることや、民間事業者などの運営手法により行政コストの縮減等が図られることが期待されると考えております。

進捗状況につきましては、これまでに指定管理者制度の導入が可能な施設等の検証を行った経緯もございます。また、指定管理者制度の導入に向け、平成28年10月には阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同施行規則が制定、公布されておりますが、いまだ指定管理者制度の導入には至っておらず、当町における公民館等は全て直営で管理運営を行っております。今後、先進市町村の情報収集など、調査研究を行ってまいります。

4点目の、地区公民館と他公共施設の複合化の考えについてであります。

これまで、行政機能の複合化として、一部の公民館等に図書室設置による図書館業務の実施や、平成29年1月に男女共同参画社会の実現を目指すため、町民活動課で所管する男女共同参画センターを中央公民館へ配置、平成30年11月より町西部地域への救急車現場到着時間の短縮のため、本郷ふれあいセンターに稲敷広域消防本部阿見消防署の救急車が駐留しております。

しかし、公共施設の複合化になりますと、公民館等では多機能を受け入れるためのスペースが不足しており、既存施設での複合化は困難であると考えております。複合化などについては、町民サービスに大きな影響を及ぼすことも想定されることから、慎重に取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

旧実穀小地区公民館が供用開始となれば、おおむね小学校区単位での設置が整います。近隣市町村において小学校区単位で地区公民館を設置している自治体を伺います。

○議長（平岡博君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

県南地区の市町村に確認いたしましたところ、小学校区単位で設置している自治体は、コミュニティセンターになりますが、龍ヶ崎市の1市のみになります。取手市においては、合併前の旧藤代町のほうで小学校区、旧取手市が中学校区単位で設置しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 小学校区単位で地区公民館を設置するメリット、デメリットを伺います。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

まず、メリットといたしまして、日常生活において徒歩で行き来できる範囲である小学校区では、地域性を活かし、地域の課題を住民自ら解決でき、コミュニティ活動の活性化が図れると考えてございます。さらに住民にとって身近地域の核となる施設となるために、地域住民が気軽に集まりやすいということが考えられると思います。

デメリットといたしましては、施設数が増えれば増えるほど、当然維持管理コストがかかることとなりますので、それだけの財政負担が増えるということが考えられます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 施設が増えれば、やはり財政負担が増えるということで、現在の各公民館の人員体制をお伺いします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

公民館等の施設全体でありまして、正規職員が6名、会計年度任用職員の事務員が22名、社会教育指導員が8名の計36名となります。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 36名の人員体制ということなのですが、1館当たり5名から6名ということになるのでしょうか。中央公民館以外では、そこまでの人数は要らないのではないかなと思うんですが、どうでしょう。人数削減の考えというのはございますか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

まず、職員の勤務日数といたしましては、会計年度任用職員の館長が週5日でございます。会計年度任用職員の事務員が週4日で、社会教育指導員が週3日となっております。会計年度任用職員の配置につきましては、中央公民館は事務員が4名、社会教育指導員が1名、君原公民館につきましては、会計年度職員の館長が1名、事務員が3名、社会教育指導員が1名、かすみ公民館が、会計年度任用職員の事務員が3名、社会教育指導員が2名、こちらはふれあい地区館が2つございますので。本郷ふれあいセンターが、会計年度任用職員の事務員が3名、社会教育指導員が2名、こちらも同じようにふれあい地区館が2つあります。舟島ふれあいセンターにおきましては、会計年度任用職員の館長が1名、事務員が3名、社会教育指導員が1名。それと、吉原交流センターが、会計年度任用職員のセンター長が1名、事務員が3名、社会教育指導員が1名となっております。

中央公民館を除く各公民館のセンターの運営につきましては、常時館長が1名、事務職員が3名で、勤務をシフト制にしてございますので、事務職員につきましては常時2名在駐ということで運営を行っております。社会教育指導員については、ふれあい地区館ごとに1名ずつ配置してございます。

現在は適正な人員で運営を行っていると考えてございますので、人員削減の考えは今のところはございません。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、地区公民館の主要事業のほうをお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

公民館等は地域住民にとって最も身近な学習拠点として、また地域交流の場として重要な役割を果たしているものと考えてございます。

主な事業といたしましては、まず、町民の意向を反映した定期講座の開催や相互に学習し発展し合える機会を提供することで、仲間づくりを支援、活動する場を提供してございます。また、小学生を対象に、夏休みなどの機会を利用して体験、創作などの児童の興味や意欲を高める教室を開催してございます。

地域において活動している音楽愛好家の方々の発表の場としまして、各施設のフロアやロビー等を活用してフロアコンサートや音楽祭等を開催してございます。また、社会教育関係団体や講座受講生が活動の成果を発表する場としまして、ロビー等で作品の展示会などを行ってございます。さらに、ふれあい地区館の活動拠点として、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供を行ってございます。

貸館業務としましては、誰もが利用しやすい施設にするため、施設の適正な維持管理運営を行ってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 各地区公民館の主要事業は、公共施設等総合管理計画の公民館ふれあいセンター個別施設計画でも、貸館事業、図書館事業、定期講座事業となっております。貸館事業と定期講座事業というのがメインの事業になってくるのではないかなと思うんですけど、この主要事業を遂行するためには、運営費の中の人件費、維持管理費が必要となります。

中央公民館を除く、君原、舟島、かすみ、吉原、本郷、この5館の令和4年度の予算額は1億3,500万円。この金額を5館で割ると、館によってばらつきはあるとは思いますが、平均すると1館当たり2,700万円となります。内訳は人件費が900万円、維持管理費が1,800万円となります。これに実穀小地区公民館を加えると、総額が1億6,000万円を超えてくるかと思えます。

限られた財源の中、費用対効果を考えたときに、この金額が妥当なのか、現在の方針、考えをお伺いします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、各施設の人件費につきましては、会計年度任用職員の採用

により管理コストの削減に努めてございます。さらに、計画的、効率的な改修工事を行うことで長寿命化を図って、町民の皆様にも長年継続して使用していただくことで、費用対効果は抑えられていくものと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 私は、この維持管理運営費が主要事業遂行に見合う歳出なのか、費用対効果として適当なのかを比較検証するために、近隣市町村の調査をしました。

土浦市、牛久市は、ほぼ中学校区単位での設置、稲敷市は合併9町村単位で設置。こちらは施設規模も大きいので、当町と同じ小学校区単位での設置は先ほど答弁にもありました龍ヶ崎市だけでした。

龍ヶ崎市の地区公民館は昭和61年度より順次小学校区ごとに設置され、平成19年度には全小学校区の13館が設置完了し運営されております。平成23年度からは、より幅広い地域活動への利用を図るため、教育委員会から市長部局に移管されました。コミュニティセンターとして地区公民館の機能を維持しながら、地域コミュニティの活動拠点として機能を発揮しています。令和4年度の予算は13館一括で計上されており、維持管理運営費が1億3,800万円と、当町5館とほぼ同額でございます。

予算には、その時々々の営繕改修費等が含まれる場合もあり、単純な比較というのは難しいんですが、それでも当町5館と龍ヶ崎市13館の予算総額がほぼ同額ということには衝撃を受けました。

1館当たり平均では、当町2,700万円に対し龍ヶ崎市は1,070万円と約2.5倍の開きがあり、これは検証する価値があると思いました。龍ヶ崎市との比較をどのように考えているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

龍ヶ崎市との比較でございますが、龍ヶ崎市のコミュニティセンターは、1つ施設当たり、こちらの規模が当町の公民館と比較して小さいということ、運営はセンター長1名、事務職員1名の2名で行っていること、また13施設の使用料が無料であり施設予約は窓口のみとなっていて、講座等の公民館事業を行っていないなど、当町の業務内容とは随分差があるということが考えられます。

日中の施設管理業務や清掃業務についても委託は行ってないようでして、夜間の利用についてもシルバー人材センターへ委託している施設は1館のみとなっていて、施設の維持管理経費につきましては、うちが委託が多いということもありまして、当町のほうがかかりかかっ

ているという現状でございます。

しかしながら、龍ヶ崎市を参考にしまして、維持管理費の削減については改善する点があれば考えていきたいとは考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、町全体の公共施設のことはお伺いしたいと思えます。町としては、公共施設維持管理費の増大により他事業への影響をどのように考えているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えいたします。

他事業への影響ということですが、まず、町全体での財源は決まっているため、公共施設維持管理費が増加しますと、ほかの事業にやっている財源が減少するということとなります。そういった面での影響はございますけれども、適切に事業の優先順位をつけた上でコスト削減を図って、効率的な事業の実施に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 公共施設等総合管理計画に基づいて、町の全ての公共施設を管理、集約している部署というのはどこになるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えいたします。

公共施設等総合管理計画に基づきまして、各施設担当課に個別施設計画を作成させて、そのデータを管理、それから集約している部署は管財課となります。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 総務省からの公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進に関する事務連絡の概要の中では、全公共施設等の情報を管理、集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいとされております。阿見町の場合、集約する部署というのが定められていないような気がするんですが、集約しない理由というのは何でしょうか。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、集約している部署は管財課ということでございまして、まさしく議員御指摘のとおり、総務省からの公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進に関する事務連絡というのがございまして、それに基づいて公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。

当町では、全庁的に組織横断的な役割を果たす庁内体制としまして、公共施設等総合管理計画推進本部会議というものを設置してございまして、施設の管理方針に関すること、それから計画の進捗管理に関することなどの役割を担っているところでございます。

公共施設等総合管理計画の策定前までは、各施設の所管課が独自に管理をしてきてございましたが、計画の策定後においては、維持補修費用等において企画部門、財政部門、営繕部門が有機的に連携、連動する体制としているところでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、町としてコスト抑制のアイデアというのはありますか。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えいたします。

先ほど教育長のほうからも答弁がありましたように、公共施設の維持管理につきましては、これまでも会計年度任用職員の活用、それから公共施設等総合管理計画に基づく各施設の計画的な修繕、それから改修、予防保全を行うことで維持補修に係る財政負担の軽減、それから平準化を図ってきたところでございます。

特に維持補修の部分では、個別施設計画、それから中長期保全計画を策定することによりまして、交付税措置のある起債等の活用ができていくということで、町単費として投資する経費が抑制できておりますので、今後も有利な補助事業や起債、交付税措置などの活用努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、コストの抑制を行う上では、今回議員のほうからの指摘もございましてけれども、PFIや指定管理者制度等の導入検討、それから広域連携による施設の広域化等も検討していく必要があるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 先ほど教育長の答弁にありました、平成28年に阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同施行規則が制定、公布されております。指定管理者制度導入について町としての方針、考え方を伺います。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい。

指定管理者制度の導入につきましては、コストの削減のみならず、施設機能のさらなる向上等を含め判断すべきというふうに考えてございます。これまで、阿見町指定管理者制度導入基本方針というものに基づきまして検討してきた経緯がございますけれども、現時点では導入予

定の施設はございません。

今後の指定管理者制度の導入につきましては、状況の変化等を注視しまして、サービス向上効果、それから職員の削減効果、費用削減効果などを総合的に評価・検討していく必要があるというふうに考えてございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、複合化についてなんですけど、地区公民館と他公共施設の複合化については、図書館、男女共同参画センター、救急車の駐留、それ以外で検討できるような部分というのはあるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） はい、お答えいたします。

こちらも教育長答弁がありましたように、複合化について現時点では具体的な計画はございません。公共施設の複合化につきましては、他市町村でも取り組んでいる事例がございます。

複合化の考えは市町村様々でございますけれども、例えば公民館や図書館と役場の支所機能を併せ持った複合施設などがございます。当町においても、公共施設の更新に合わせて複合化を検討することも必要だというふうに思いますので、今後、公共施設等総合管理計画の考え方も含めて調査研究に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、地区公民館のほうに話を戻りたいと思います。

地区公民館の日常管理業務等をシルバー人材センターに委託、窓口受付などは会計年度職員を採用し管理運営費の縮減に努めていると最初の答弁にございました。どの程度縮減されているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

まず、館長、コミュニティセンター長の月当たりの人件費を会計年度責任と正職員で比較すると、おおむね2分の1程度となっておりますので、その他の事務職員についても同じような割合で削減されていると考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 仮に指定管理者制度を導入した場合、運営費等のコストがどの程度縮減されるのか算出したことはございますか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

これまで指定管理者制度を導入した場合の運営費のコストがどの程度かかるのかの具体的な試算は行っておりませんので、金額については把握できておりません。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 算出していないということなのですが、ぜひ一度どれぐらい縮減されるのか算出していただければと思います。現状のままだと、令和5年度予算で少なくとも旧実穀小地区公民館の運営費2,700万円以上が増額となり、歳入増が見込めなければ何かしらの他事業を削減、縮小して財源を確保しなければなりません。建設費はいつまで国庫補助や将来負担である起債で賄えます。しかし、維持管理運営費は施設が存続する限りずっと限られた一般財源で賄っていくことになります。

公民館、ふれあいセンターの基本方針では、各施設の稼働状況から公民館、ふれあいセンター全体として適正規模、面積、部屋数等を検証し、利用者の声を把握した上で、統廃合も含めて将来の方向性を検討します。多機能を受け入れるための許容量についても検証を行いますとあります。ぜひ、もう一度この基本方針に基づいて、生涯学習施設だけではなく他公共施設も、将来の姿、時代に即した運営方法を検討されることを期待いたします。

今後も、コスト抑制や財源確保については私なりに調査をし、一般質問、提言等をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、5番高野好央君の質問を終わります。

次に、13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔13番川畑秀慈君登壇〕

○13番（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。もう少し後になると思ったんですけども、とんとん拍子に3番目の一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従い質問いたします。

日本の若者で選挙に行く人は30%台である。これに対して、欧米の若者は60%台、北欧に至っては80%台である。また、地球温暖化や様々な運動への参加も少ない。それは、行動してもどうせ社会は変わらないという考えを持っていることが原因であると、内閣府の調査から分かってきました。

なぜ、世界と日本の若者の意識はこのように違っているのか。1980年代からイギリス、アメ

リカ、そして日本と、新自由主義国家に変換されていきました。新自由主義、ネオリベリズム、これはシカゴ学派の経済学者のハイエクやフリードマンなどの経済理論が中心であります。大きな特徴は、1点目としまして、小さな政府。要は、福祉・教育等は自助努力で行う。2番目、マネタリズム、貨幣原理主義、お金が全てだ。3番目、市場原理主義、規制緩和と民営化。そして、この中、日本の公務員の削減が進められてきました。

人口当たりの公務員は、アメリカは日本の1.7倍、フランスは2.5倍であります。また、新自由主義政策では、教育の中央集権化と競争原理の導入も進められ、若者に疎外感、ドロップアウト、シニシズムが広がり、若者の選挙の投票率が急落していきました。競争原理、どこの中学校がどこの高校に何人入ったとか、そういうことが議論されてきたのが、この新自由主義の中で行われてまいりました。

さて、日本でも競争と自己責任、市場原理主義、福祉・教育の規律で、貧困と格差、非正規、リストラ、ブラック職場と、最も若者にしわ寄せが行ったために、若者たちは孤立化し内向きになっていき、社会に目を向けなくなってきました。

最初に、新自由主義政策を進めたイギリスのサッチャー首相は、社会というようなものは存在しないと。あるのは個々の男性と女性であり、そして家族であると。社会の否定です。個人と家族のみ。社会を否定する新自由主義政策の本質を述べました。日本において新自由主義の世の中になって急増したのは、ひきこもりが100万人を超え、うち若者が40万人、40歳から61歳が61万人となりました。管理と規律の教育の中で、いじめが60万件を超え、2013年の3倍と急増しています。ユニセフによると、精神的幸福度は、OECD38か国中、日本は37位。18歳から34歳の独身の男性女性ともに7割以上が親と同居していて、経済的にも精神的にも親に依存しています。

ここで、2022年の若者の政治意識調査を見てみたいと思います。

2022年、参議院選に行かない予定と回答した対象者の理由として、「政治や選挙に興味がない」36.4%、これが最も多く、続いて「誰に投票してよいか分からない」28.8%、続いて「誰に投票しても変わらない」28.4%、「投票したい政党や候補者がいない」22.5%、そして「いつ選挙があるか知らないから」15.3%、このような声がありました。まさに日本の若者の政治離れは深刻であります。

日本では、1872年、明治5年7月に、日本近代教育の基となる学制が交付され150年を経過しました。この間、日本は多くの試練を乗り越え、現在を迎えています。また、戦後もあと3年で80周年を迎えようとしています。教育現場では、教師の成り手不足の深刻な問題を抱えている。その解決策もままならず、世界的な感染症の蔓延する中、教師の仕事が増えていき、過重な負担をかけています。

日本の若者の自己肯定感は低く、前にも述べましたが、政治への参加も低い。そこで、阿見町の義務教育における主権者教育について伺います。

1点目、過去及び現在の阿見町の義務教育における主権者教育の取組内容と成果について。

2点目、学校現場において、児童生徒の意見を取り入れることは積極的に行ってきたのか。

3点目、2006年に新教育基本法が施行されたが、第6条が定められたことにより、どのような運用がされてきたのか。

4点目、それにより、どのような問題が発生したと考えるのか。また、どのような結果を生んだと考えているのか。

5点目、子供は主権者なのか、それとも違うのか。

6点目、若者の投票率が低いのは、何が原因だと考えているのか。

7点目、主権者教育に関する調査研究は行ってきたのか。

8点目、その内容はどのようなものであったのか。

9点目、現在の日本の若者の意識調査等は確認しているのか。

10点目、海外の主権者教育について研究はしたのか。

11点目、これからの町の義務教育における主権者教育は、どのように行い発展させていくのか。

最後に、次年度からスタートする教育振興基本計画には、主権者教育の位置づけ及び計画は入っているのか。

以上、12点について質問いたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） それでは、川畑議員の義務教育における主権者教育についての質問にお答えします。

1点目の、過去及び現在の阿見町の義務教育における主権者教育の取組内容と成果についてであります。

平成27年に選挙権年齢が18歳に引き下げられました。それまでも、主に小学校6年生と中学校3年生の社会科の授業で政治や選挙制度についての学習を行ってきましたが、選挙権年齢の引下げに伴い、小中学校においても体系的な主権者教育の充実を図ることが重要であるとされました。

当町におきましても、国家、社会の形成に主体的に参画しようとする態度の育成を目指した主権者教育に取り組んでおります。発達段階に応じて、模擬選挙を行ったり、社会に見られる

課題の解決に向けて議論したり、自らの生活上の諸課題を解決するために、話し合ったりする活動を通して主権者としての意識を高めることができると考えております。

2点目の、学校現場において、児童生徒の意見を取り入れることは積極的に行ってきたかについてであります。

令和4年6月に成立したこども基本法には、子供の意見表明機会の確保、子供の意見の尊重が基本理念として掲げられております。学校現場においては、子供の権利を尊重し、これまでに以上に積極的に児童生徒の意見を取り入れていきたいと考えております。

3点目の、2006年に新教育基本法が施行されたが、第6条が定められたことにより、どのように運用されてきたのかについてであります。

教育基本法第6条第2項では、学校においては教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならないと定められております。

これを受けまして、子供たちを個人として尊重し、特別な支援が必要な子供たちに対して適切な支援を行うことや、教育を受ける子供たちの学習権を保障するよう運用がなされてきているものと考えております。

4点目の、それによりどのような問題が発生したと考えるのか。また、どのような結果を生んだと考えているのかについてであります。

個に応じた指導や合理的配慮など、一人ひとりに対してきめ細やかな支援が求められていますが、1学級当たり的人数が多く、結果として支援のニーズに追いついていない現状が見られることが問題であると認識しております。

5点目の、子供は主権者なのか、それとも違うのかについてであります。

子供もひとしく、主権者であると認識しております。

6点目の、若者の投票率が低いのは何が原因だと考えているかについてであります。

総務省の調査結果では、投票に行かなかった理由として、「今住んでいる市区町村で投票することができなかったから」「選挙にあまり関心がないから」「選挙に行くのが面倒だったから」が主な理由として挙げられております。高校で、選挙や政治に関する授業を受けたことがある人のほうが投票に行く割合が高いというデータもありますので、主権者教育をしっかりと行うことが重要であると考えております。

7点目の、主権者教育に関する調査研究を行ってきたか、及び8点目の、その内容はどのようなものであったかについて一括してお答えします。

教育委員会として、特に調査研究は行っておりません。

9点目の、現在の日本の若者の意識調査等は確認しているかについてであります。

総務省の意識調査の概要、文部科学省から示されている主権者教育の指導資料については確認しております。

10点目の、海外の主権者教育について研究したのかについてであります。

教育委員会としては、研究は行っておりませんが、参考になる事例があれば取り入れていきたいと考えております。

11点目の、これからの町の義務教育における主権者教育はどのように行い発展させていくのかについてであります。

小中学校においては、児童生徒に現代社会で起きている事柄に関心を持たせ、実感を持って学べるようにすることが大切であり、今後も発達段階に応じて、見学、調査、活動等の体験活動を取り入れていきたいと考えております。

また、学校の生活上の課題を見だし、課題を解決するために話し合ったことに協力して取り組んだり、よりよい生活づくりに活かしたりする活動を通して、自らの集団や社会の生活をよりよいものにすることができたという実感を持たせることも重要であると考えております。

12点目の、次年度からスタートする教育振興基本計画には、主権者教育の位置づけ及び計画は入っているのかについてであります。

現在策定を進めております第2次阿見町教育振興基本計画においては、素案の段階ですが、社会の変化に対応できる子供の育成を目指す具体的施策の1つとして、主権者教育を位置づけております。指導に当たっては政治的中立の確保を図りながら、主権者として必要な知識、能力、態度を身につけることができるよう取り組んでまいります。町議会の見学についても事業の1つとして計画しております。

以上です。

○議長（平岡博君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前11時01分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、再質問させていただきます。

教育基本法第1条には「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」、

このようにあります。なお、この基本法で定められた教育の目的は、一言で言うとどんなことになるかと認識していますか。

○議長（平岡博君） 指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

法の解釈ですので私見にはなりますが、よりよい人生を送ることができるように、個々の持つ能力を育てることが教育の目的であると考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） また別の見方をしますと、教育の目的というのは主権者を育てられるかどうか、この1点もあると思います。

では、2つ目に、先ほどの答弁にありましたが、社会に見られる課題解決と自らの生活上の課題解決の活動の具体的な取組内容があれば教えていただきたいと思います。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

具体的な取組の一例を申し上げますと、学校には特別活動という時間がございます。その中で、委員会活動というのは児童生徒が自らの生活をよりよくするために行う活動になっております。

例えば給食委員会では、給食の残食を減らすにはどうしたらいいか考え話し合いまして、放送で呼びかけたりポスターを作ったり、また、減らすことができた学級を表彰したり、そういった活動を児童生徒自らが行います。実際に給食の残食が減れば食品ロスの削減にもつながりますので、自分たちで自らの生活や学校生活をよりよくすることができたという達成感につながるものであると考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 生活上の課題、そういうような形で取り組み、非常に素晴らしいと思います。

また、次に、これまで以上に積極的に児童生徒の意見を取り入れていきたいと答弁ありましたが、具体的にどのような形で児童生徒の意見を取り入れていくことを考えておられるかを伺います。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

学校においては、学校行事の計画、例えば遠足ですとか修学旅行といった持ち物や決まりを

決める際にも、児童生徒が実行委員として自分たちで話し合い、決定をするようになってきております。以前は教職員のほうから決めたものを提示していたと思いますが、やはり児童生徒が自ら話し合い決定することで、より自ら守らなくてはならないというような意識も高まってきているように感じております。

また、学校の決まり、いわゆる校則の見直しにつきましても、児童生徒の意見を取り入れるようにという通知がなされております。町内でも、中学校のほうで今、制服の見直し等について生徒の意見を取り入れながら進めているところであります。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ここ数年、かなり教育現場も変わってきて、児童生徒の意見を取り入れてきているということを再確認させていただきました。

次に、先ほどの教育基本法の第6条第2項には「学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」、このようにあります。この規律を重んずる教育では、どのような教育が進められてきましたか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、かつては規律を守ることが重要視されておりました、画一的ないわゆる一斉指導が中心に行われていました。ただし、現在は個に応じた指導、特別な支援、配慮が必要な子供たちに対しても、一人ひとりを大切にして支援を行うようにというふうに変ってきていると認識しております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） さて、2006年に新教育基本法が施行されまして、その翌年、文科省から、問題行動を起こす児童生徒には毅然とした指導を行うよう、このように通知が来たと思います。そのとき、さらに義家文科副大臣が例証したのがゼロ・トレランス——要は寛容度ゼロというアメリカ式指導方式が広がり、それが教育現場に落ちてきたと思いますが、全国の学校に、このようなことから学習スタンダード、生活スタンダードが広がってきました。これによって、阿見町の教育では、これが発表されてからどのような取組に変わってきたか、その辺の経緯、経過をお願いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

阿見町だけではなく、全国的に問題行動への対応として、いわゆる出席停止等の措置を取る

ことをためらわずに行うようにという通知が出されました。しかし、学校現場では実際にそういった対応は取られておりませんで、なかなかアメリカ式の問答無用の生徒指導というのは広がっていないという認識であります。

現在、反社会的な問題行動等はかなり減少しておりますが、逆に不登校という新たな大きな問題が生じてきているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 確かにこの義家文科副大臣が例証したゼロ・トレランスの背景、アメリカの学校教育現場が背景だったんですが、そのときはドラッグと銃の持込みが日常的にあったので、アメリカではゼロ・トレランスが施行された。それをたまたま見たのか議論したのか知りませんが、副大臣がこのようなことを奨励して文科省がスタートしたところで、現場では混乱をしたんじゃないかと思います。

さて、そのような、ある意味競争と管理の中で何が生まれたかということ、先ほどもちょっと話しましたが、不登校が8人に1人、ひきこもりが100万人を超えるというようなことが急増して自己肯定感が下がった。これが、今までの教育現場の1つの経緯が、そういうものがあつたということを確認をしておきたいと思います。

先ほど、児童生徒は主権者かということで、主権者であるという答弁がありました。確かにそのとおりであります。現場の教職員、また保護者は、児童生徒、子供たちが主権者であるということ認識しているのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

残念ながら、全ての教職員や保護者が子供の権利、主権者として理解しているかということ、言い難い部分もあると思います。ただ、こども基本法の趣旨も踏まえて、これから教育委員会としてもしっかり啓発を図ってまいりたいと考えております。教育長のほうも、学校訪問において教職員に対し「子供の意見をしっかり聞くように」ということで具体的な指示をしております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ぜひ、教職員のみならず保護者の皆さんにも、きちんとこども基本法の中から主権者であるということをお勉強いただければと思います。教師は子供を主権者として接し、よりよき主権者として育成する教育の専門職であるといったところは、やはりここできちんと確認をしておきたいと思います。

さて、それでは、教育委員会として先ほど答弁ありました主権者教育の調査研究を行ってなかったというんですが、これは行う必要があると考えておられますか、どうですか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

教育長の答弁で、教育委員会として特に調査研究は行っておりませんと答弁させていただきましたが、10点目の海外の主権者教育についてというところで御答弁いたしましたとおり、特に研究は行っておりませんが、参考になる事例は取り入れていきたいとは考えてございますので、情報収集は続けていきたいとは考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ぜひ、今回の一般質問を通して、また、ほかにも情報収集をしっかりと行っていただき活かしていただければと思います。

先ほど主権者教育の指導資料について確認はしているとありました。どのようなことを確認し、現場に落としているのか、その辺をお伺いします。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

主権者教育実施に当たっての留意点、教職員に政治的中立ということが求められますので、そういった留意点や授業での指導事例、また主権者教育で育成を目指す資質・能力はどのようなものか、そういったことを確認して現場にフィードバックをしております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） これは海外とのギャップが非常に大きいものがありまして、海外では主権者教育に関しては、政治の問題は今ある問題課題を取り上げて議論を深めているそうです。また、教職員に関しては、自分の支持政党は公然と発表し、ただ、様々な情報提供、また子供たちにそれを強要するような、そういう話はしない中で、やはり教育を進めていっているというのがあります。

さて、先ほど新自由主義の中で若者たちのアンケートがあったので、それを紹介したいと思います。今の子供たちはそういう管理と統制の中でどのように感じ、どのような大人になっていったか。これは学生のアンケートです。

都立大の学生の言葉2つ。「就活ではコミュニケーション能力やチームワークや連帯感を求められるが、そんな世の中で育ってきていない。競争と自己責任と言われてきた」、男子学生の声です。女子学生はこのように言われています。「就活で個性を出せと言われるが、そんな

ことは義務教育も含めて高校まであり得なかった。いつもみんなと同じようにやるよう言われ、意見を言ったりしないよう、目立たないようにしていた。社会に出たら全く違うものが求められてきている」。1点目のほうは新自由主義の世の中によるもので、2点目は日本の学校の中の環境でそのようになってきてしまっ、非常に今の若者はおとなしい、静かだということが言われています。

また、これは2つの大学の学生に6年間ずっとデータアンケートを取って聞いた中で、幾つか紹介します。

努力しても変わらないことを学んだそうです。学校生活を通して。それは何かというと、高校までの学校体験で校則や授業を変えてほしいと、多くの学生が思っている。しかし、そうした要望を学校から聞かれたことがない。今の阿見町は違うと思いますけども。変わるものだと思ったこともない。声も上げて変わらない。校則を少しでも変えたいと生徒会長になった学生の声は、要求は学校に拒否されて終わった。その理由の説明もなかった。挫折感だけ味わった。学習性無力感が残っている。努力しても変わらないことを学んだ。民主主義は理想、現実とは違う。日本は変わらないと思う。これが今の若者たちの声です。教育現場から、ずっと義務教育の中から高校まで、そして学生になったときに感じているのはこういうこと。それが投票率の低下につながっている。

先ほどのイギリスのサッチャー首相の言葉も紹介しました。社会なんてもうないと。個人と家族だけだという端的な。そこでイギリスはどうなったかということ、若者の投票率は激減しました。まさに政治離れといいますか、やはり主権者として育っていく社会的要素が全くなくなってしまったというのが、今までの歴史です。

まだ時間あるので紹介します。

新自由主義政策の20年間で削減したもの。世の中どんだけ変わったのか。その変わった中で今の若者たちが成長してきたわけです。そうしますと、保健体制で保健所、全国で850あったのが472、東京都が71から31、感染症には対応できません。感染症の病棟の病床も全国で9,060床あったのが1,869床に減っている。その中でのコロナの感染です。

自然保護体制、国有林の管理者が14分の1に削減されています。森や山は荒れ放題です。防災体制は観測所を全部無人化、自動観測にしました。研究体制で国立大学への運営交付金が16%削減、大学の授業料は1970年から何倍になったかということ50倍になっていると。もろもろ、実質賃金は25年間で64万円下がり、生活保護世帯は163万世帯で、資格はあるけど受給していない世帯は385万世帯、ひとり親家庭の貧困率は54.6%、半数以上です。高齢者の700万人が貧困状態で国保滞納者が269万人で、92万世帯が国保が取り上げられている。

都内でも賃金格差がすごい。これは聞くと愕然とすると思うんですが、先日、民生教育常任

会で港区に行ってみりました。港区は全国1位の年収なんですけども、その平均年収が1,217万円、それで最下位の足立区347万円、格差が870万円ある。都内でもそれだけの格差がある。

そういう中で、子供たちが声を上げて学校が変わるかと思うと、「どちらかというと思う」というような子供たちは20%、あとは「そう思わない」と言うんです。先生は「そう思う」「どちらかというと思う」が全部で39%、子供たちは「そう思う」と「どちらかというと思う」が32%、4割いかない。半数以上が諦めているというのが今現状です。

ここで、10番目の海外の取組に関しては皆さん御存じないと思うんで御紹介したいと思います。

北欧は投票率80%以上ということで先ほどお話ししましたが、幸福度ランキングでは1位がフィンランド、2位デンマーク、3位アイスランド、6位ノルウェー、7位がスウェーデン。ジェンダーギャップの1位がアイスランド、2位がフィンランド、ノルウェー、スウェーデン、このように続いていきます。日本は幸福度ランキングは56位、ジェンダーギャップは120位、このように出ております。

スウェーデンであつたり、またいろんなことを学生たちがやっていますけども、その中でフランスが面白いんです。フランスでは、政府が教員削減をする、補助金も減らすという話をしましたら、学生というか高校生たちがデモを起こしまして、それを撤回させております。教員の削減は反対で、撤回させて政府の方針を変え、そして教育に対する補助金も増額をさせています。海外の高校生、未成年者もそういう活動をして政治に参加をしている。

そしてまた、ドイツでも様々な取組をやっております。これは後で資料を提供します。ここで説明していると時間がなくなってしまいますので。この中で1つ、ドイツで面白いのは、学校ごとに学校会議を設置しています。そして、そこには誰が参加しているかという、校長や教員、保護者、そして地域住民や弁護士などの専門家、それと中等教育段階では生徒代表も参加しています。ミュンヘンの取組も7歳から15歳まで夏休みの3週間、ミニミュンヘンが開かれて、そこで議会をつくり、市長も選挙をし、そこで仕事をつくり、そして税金もあり、議論をして様々な政策提言をしています。その子供たちの3週間の中の議会で議論されて採択された政策は1年以内に実行しなきゃいけない。大体8割が子供たちの政策提言を受けて実行されているというのがミュンヘンの事例であります。

その中、様々、昨日は紙井議員のほうから新城市の若者議会の話が紹介されました。非常にここも面白い取組をやっています。全国1位の投票率というのが山形県の遊佐町です。若者の18歳の投票率が63.53%、全国1位です。この取組というのも非常に、1980年頃から実はずっと続けてやっております、少年議会をつくり、その少年議会の特徴なんかも出ております。

1年間のスケジュールを紹介したいと思います。

5月中旬に行政から各高校、中学校の生徒へ説明会があって、5月下旬に立候補期間が1週間ある。6月上旬に投票日、そして開票して第1回の青年議会が7月に行われ、そして7月から8月、夏休み期間に政策立案期間があって、8月の下旬に少年議会が第2回開かれて一般質問と政策提言がそこで行われると。そして8月から12月、政策実施期間。そして12月の下旬に3回目の少年議会が開かれて議会報告がある。様々な地域活動をしております。

こういう事例を今紹介いたしました。次年度からスタートしていく教育振興基本計画で主権者教育を位置づけているとありました。町議会の見学以外に、具体的な何か取組が考えてあればお願いします。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

主権者教育の具体的な計画につきましては、社会科や特別活動における主権者教育のさらなる充実、また3中学校の生徒会の交流活動、またスクールロイヤー、弁護士による出前授業ということで、児童生徒自らがどんな権利を持っているかということ認識できるような取組を計画しております。また、本日、議員より様々な情報提供いただきましたので、教育現場に還元できるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ぜひお願いしたいと思います。そこで、何点か提言をしたいと思っております。

まず、権利条約と子ども基本法はしっかり、児童も先生方もそうなんです、保護者の皆さんも学ぶということをやっていただきたい。先進事例は先ほどちょっと紹介しましたが、まだまだございます。

1つは、具体的に教育現場で提案として行っていただきたいのは、憲法の第16条に請願権があります。請願権のスタートは、主語は「何人も」から始まっています。これは年齢、性別、国籍問いません。請願する権利があります。ぜひ教育現場で町議会に、また行政に請願権を行使して出していただく。それを議会や行政執行部で真摯に受け止めて、何らかの答えを出し、また政策可能な提言であれば、その政策を実現してくれるというようなことは、できていくと非常にこれは子供たちも、ただ単に政治というのは遠いところで関係ないんじゃないかと、声を上げれば変わっていくということをそこで学ぶことが実践的にできると思いますので、そういうこともこれから考慮していただきたいと思っております。

それと、コミュニティ・スクールに先日も視察に行つてまいりましたが、これに関しても、

これから全校、徐々にではあるかと思いますが進めていくと思います。先ほどのヨーロッパの例も紹介しましたが、子供たちがそういう学校運営協議会とか会議の中に入っています。小学生からすぐに入れるというのはなかなか難しいかもしれませんが、中学生であれば自分たちの意見をきちんと述べることもできるでしょうし、そういう会議に参加をする学校は子供たちが主人公で、子供たちのための居場所でもあります。ぜひ、明年からスタートしていくことも基本法を受けて、コミュニティ・スクールも含めて、そういうことも計画の中に盛り込んで、丁寧に進めていっていただきたいと思います。この点はいかがでしょう。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） はい、お答えいたします。

非常に参考になる御提案ですので、しっかり検討して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ありがとうございます。議会としましても、主権者教育の一翼を担えるように、様々な協力はできるところはしていきたいと議員の皆さんも考えているかと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで1点目の質問を終わります。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、2点目の質問をさせていただきます。

阿見町の障害者優先調達推進法の今後の進め方について伺いたいと思います。

これは過去においても何度か質問させていただきました。ここに来て、農福連携の提言書であるとか、様々な議会の動きもありますが、現状の優先調達推進法の進捗状況と今後の計画について伺いたいと思います。

1点目、町における発注金額の基準は何か。

2点目、平成29年度からの実績を確認すると、少しずつ推進が進んできていますが、町から優先調達推進法による仕事の受注のない障害者就労施設等はどこか。

3点目、発注課が中央公民館、生涯学習課、健康づくり課、社会福祉課、都市整備課、議会事務局、秘書広聴課、うずら出張所となっています。その他の課において発注者になることができないのか。

4点目、庁内において、優先調達推進法の推進に関してどのような話合いがあったのか。

5点目、町内の工業団地の企業とは協議を行ったことはあるのか。

6点目、町内にある県及び国の施設から町内の障害者就労施設等が受注を受けたことはあるのか。

7点目、町における優先調達推進法の推進のための課題は何か。

8点目、今後町において、障害者優先調達推進法の推進をどのように行っていくのか。

以上8点について伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 川畑議員の，阿見町の障害者優先調達推進法の推進状況と今後の進め方についての質問にお答えいたします。

1点目の，町における発注金額の基準についてであります。

町内等の就労継続支援事業所への業務発注につきましては，事業所から見積りを取り，内容等を確認し契約を行っており，発注金額の基準等は設けておりません。

2点目の，町から優先調達推進法による仕事の受注のない障害者就労施設等はどこかについてであります。

現在，就労継続支援B型事業所は，町内に8事業所あり，町からの仕事を受注している事業所は3事業所，受注のない事業所は5事業所となります。就労継続支援A型事業所については，1事業所ありますが，今のところ新たな受注は行っておりません。また，今後も受注可能な作業等については，随時確認し就労継続支援B型事業所への業務発注を推進してまいります。

3点目の，その他の課においては，発注者になることはできないかについてであります。

発注していない課につきましては，役場全課へ町内の就労継続支援B型事業所における，受注可能な物品及び役務等について情報提供を行い協力の依頼をしており，各課の事業と事業所の受注可能な業務が，一致した場合に発注が可能となります。

4点目の，庁内において，法の推進に関してどのような話合いがあったのかについてであります。

法の推進に関しての話合いについては，阿見町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定め，役場全課を対象とした予算編成説明会の際に，障害者優先調達推進法の趣旨及び発注実績，発注の際の契約規則，障害者支援施設からの物品等調達手順等を説明し，不明な点については，随時，担当課と直接話合いを行っております。

5点目の，町内の工業団地の企業とは，障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るような協議を行ったことはあるかについてであります。

工業団地の企業への受注の機会の増大を図る協議は行っておりません。しかし，企業が自ら障害者就労施設等への受注を検討いただけるよう，町が主催する阿見町工業に関する懇談会の開催時に，障害者優先調達推進法の趣旨等の説明を行い，御協力をお願いしてまいります。

6点目の，町内には県及び国の施設があるが，そのような施設から町内の障害者就労施設等

が受注を受けたことはあるかについてであります。

障害者就労施設等の受注に関する契約先については、町内の国・県施設から受注している事業所は2事業所、町外の国・県施設から受注している事業所は1事業所の合計3事業所となっております。行政への報告を行う義務がないことから、詳しい業務発注等の内容については把握しておりません。

7点目の、町における法の推進のための課題は何かについてであります。

法の推進を図る上での課題として、発注側と受注側をどのようにマッチングさせるか、また発注業者、受注事業所の業務すり合わせ時における契約不成立の発生等が挙げられます。

8点目の、今後町において、法の推進をどのように行うのかについてであります。

引き続き全課対象に協力依頼を実施するとともに、特に阿見町工業に関する懇談会にて町内企業への説明も行ってまいります。また、町内の障害者就労施設等についての情報等をホームページへ掲載するとともに、窓口で事業所一覧の配布等を行い、周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、再質問させていただきます。

現在の契約金額は、シルバー人材センターまたは民間事業所と比較して安く契約しているというようなことはあるのかなのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） お答えいたします。

契約金額につきましては、最初に事業所から見積り等の提示をいただきまして、予算額の範囲内であれば契約を行うという形になってございます。そのため、シルバー人材センターですとか民間の事業者さんからは見積りの徴収は行っていないというようなところですので、比較はできないところですが、大きな乖離はないというような認識であります。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。以前は時給180円とか200円という話がありまして、それはあまりにも行政としてまずいんじゃないかということで、以前質問したことがあります。安心をいたしました。

さて、5事業所に関しては受注がないということなんです。理由は何かありますでしょうか。

○議長（平岡博君） 小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） この5事業所に関しましては、事業所の請け負う作業内容が、

商品の袋詰め，組立て，委託販売，お弁当の販売等といった業務内容となっておりますので，町が委託できる業務とは異なっているということもありまして，発注に至っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） その辺に関してはこれから何らかの形でサポートができるようになればいいかなと思います。

次に，各事業所からは一覧で，こういう仕事だったらできますというのが一応出ているかと思えます。各担当課で発注可能な業務というのは提出しておけば，多分，予算編成であったりいろんなときに，そんなに混乱しないんじゃないかと思うんですが，その辺はどのように考えていますか。

○議長（平岡博君） 小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） 各課に対しましては社会福祉課のほうから一覧で提出しているところでございますけれども，各担当課からの新たな発注内容，業務につきましては，社会福祉課に御相談いただきまして，その後，事業者と調整を行っていくという形を取っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 毎回の予算編成時，その枠の中でいろいろとマッチングするのも大変かと思うんで，日常的に積み重ねができればと思います。

次に，SDGsの17番目，これは非常に大事で，パートナーシップが挙げられています。企業との懇談会等の開催時に，事前に議論のテーマや様々な報告に関して連絡または協議等を行っているのか，その辺を伺います。

○議長（平岡博君） 小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） この懇談会におきましては，あくまで情報提供等をお願いをするというような立場でございますので，事前の調整等は行っていない状況であります。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 日常的に情報提供していただくと，だんだん浸透していくかなと思います。一般の企業に関してはそこまでの強制力はありませんので，そうとは言っても町にこれだけの企業がありますので，どこかしら手を挙げて協力してくれるところも出てくるんじゃないかと思うんで期待をしたいと思えます。

さて，情報を共有するところから発注機会が広がると考えられます。事業者の報告義務はあ

りませんけども、行政側の事業者の、いろんなことを行っている事業を詳しく知っていると、マッチングも推進できるんじゃないかと思えますけども、こういう情報提供の機会をぜひつくっていただきたいと思えますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） 町内の各事業所におけます受注可能業務につきましては、随時確認を行いまして、受注可能な業務に変更等があった場合におきましては、庁内のグループウェア等で各課に情報として流していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 県や国の施設からも仕事をもらっているところもあるんじゃないかと思えますので、どういう内容なのかも含めて、行政側のほうでしっかり掌握しておく、様々な発注業務がまた増えていくということも考えられますので、ぜひお願いしたいと思えます。

さて、業務のすり合わせ時の契約不成立の原因は様々あると思うんですけども、大体どういうことが主な原因でしょうか。

○議長（平岡博君） 小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） これまでの事例としましては、作業内容として機械などを使用する作業——大規模な草刈り等、あるいは作業時間と作業の納期に関しまして一致しないというような場合、それから事業所での受注状況により受注が不可能であるといったようなケースがございました。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今年度を見ましても、大きく発注金額が伸びて、それは公園関係の委託業務があったことが原因ではありますが、事業所の一覧と発注できる業務内容というのを、ぜひ多くの人に、また多くの企業に、また議会のほうにも共有できるようにお願いしたいと思います。議会の議員の皆さんも様々な人脈を持っておられますし、実際に発注する企業が現れなくても、そういうことを知っていただくということも非常に大切になってくると思えますので、ぜひそのような段取りをして、多くの人に各事業所のできる仕事を知ってもらうようなことを推進して、また協力をお願いしたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） はい。この優先調達推進法を推進する上で、町においてどのような協力ができるのか、各課と検討して推進してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 大変ありがとうございます。なかなか簡単に進む事業でないのは確かで、受ける事業所の仕事も限られている中で、1つのポイントは、多くの人に知っていただき、多くの人に協力していただくことが優先調達推進法の拡大につながると思いますので、以上の点を踏まえて、よろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、13番川畑秀慈君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時51分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、17番久保谷実君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。

次に、14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔14番難波千香子君登壇〕

○14番（難波千香子君） 皆さん、こんにちは。今年最後の一般質問に立たせていただきまず難波千香子と申します。

通告に従いまして、女性の命と健康を守るための取組について質問させていただきます。

まず、子宮頸がんヒトパピローマウイルス——HPVワクチンにおける9価ワクチンの定期接種化対応についてであります。感染予防効果は従来の定期接種である2価、4価ワクチンより高いとされ、子宮頸がんの原因のおよそ約80%から90%を防ぐとされております。従来の定期接種やキャッチアップ接種の対象年齢、平成9年度から平成17年度生まれを考慮した上で、来年度、対象者への通知費用の予算化の取組はどうかお伺いいたします。

また、検診を受けられない、受けたくない女性につきまして、自分で取った検体でHPV検査を行うHPV自己採取も、医師が採取した検体と感度が同等であることから、受診向上のため、自宅でHPV感染を調べられる簡易キットの導入はどうか。

以上、質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 難波議員の、女性の命と健康を守るための取組についての質問にお答えいたします。

1点目の、子宮頸がんヒトパピローマウイルスワクチンにおける9価ワクチンの定期接種化対応についてであります。

子宮頸がんヒトパピローマウイルス、通称HPVワクチンは、令和4年4月から積極的勧奨を再開したところですが、今話題となっている9価HPVワクチンは、令和2年7月に製造販売が承認されておりますが、定期接種に使用できるワクチンとしては位置づけされておられません。

しかしながら、子宮頸がんの発症に関連するヒトパピローマウイルスのうち、従来のワクチンは2種類または4種類の遺伝子型しか標的としていない一方、9価ワクチンは9種類の遺伝子型を標的としており、子宮頸がん及びその前がん病変の罹患率の減少、子宮頸がんの死亡率の減少が期待されるとして、令和4年10月、11月に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、令和5年度からの定期接種化について了承されました。そのため、令和5年4月からの定期接種の開始に向けて準備を行うこととなっております。

現在の町の対応といたしましては、今年度の定期接種対象となる小学6年生から高校1年生相当の方及び積極的勧奨の差し控え期間中に定期接種の年齢から外れてしまったキャッチアップ接種対象の方全てにワクチン接種の案内と予診票を郵送しております。

令和5年度については、9価HPVワクチンの情報についても併せて掲載し、接種勧奨を行うため、通知費用の予算を計上しております。なお、国から未接種者への再通知を行うこととされているため、今年度通知済みの方についても、接種を開始していない方に対して再通知を行い、積極的に接種勧奨を行ってまいります。

2点目の、受診率向上のため自宅でHPV感染を調べられる簡易キットについてであります。

これは薬局等で販売されている自己検査キットで、検体を自己採取し、検査機関に郵送して結果を得るものです。国立がん研究センターの有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドラインにおいて、HPV検査単独法の自己採取法においては、国内でのエビデンスが不足しており、受診率向上につながるか、精密検査以降のプロセスにつながるかなどの実現可能性についての研究が必要とされ、検体は医師による採取を原則とするとされております。

以上のことから、現在のところ導入の予定はございません。今後、国や他自治体の動向を注視し、検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

それでは、再質問させていただきたいと思っております。

まず、今年度の、HPVワクチンの接種率はどのようになっておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 保健福祉部次長山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

令和4年4月から10月までの接種者の実績についてお答えをいたします。

このワクチンは3回接種する必要がありますが、まず、定期接種対象者——小学6年生から高校1年生相当の人、この方々の1回目の方が70人、2回目の方が34人、3回目の方が22人で合計126回。それから、キャッチアップ対象者ということで、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行う人なんですけれども、この方々が1回目の方68人、2回目の方が17人、3回目の方が6人で合計91回となっております。

接種率で見えますと、定期接種対象者で1回目を接種済みの方の割合は7.6%、キャッチアップ対象者で1回目を接種済みの方の割合は4.0%ということになっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。詳しく、また、かなり……、この数字からどのようにお考えでしょうか。今後の取組の強化を図っていただきたいと思っておりますけれども、お願いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

数字として低い状況でありますので、勧奨の強化が必要というふうに考えてございます。低い要因といたしましては、平成25年にワクチンの副反応の問題が取り上げられました。その年の6月以降、国の方針として接種後の副反応の発生頻度等がより明らかになるまで定期接種の積極的勧奨を差し控えるとの勧告がありまして、自治体においては積極的勧奨をしてこなかったことが挙げられます。

この間、国においてはワクチンの有効性、それから安全性に関する評価や、接種後に生じた症状への対応など、継続的な議論が行われてまいりました。こうした経緯を経まして、令和3年11月の国の検討部会において、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、ワクチン接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るということが認められたために、今年の4月から積極的勧奨が再開されたものでございます。

約9年間、積極的勧奨が行われてこなかったことから、その間の周知はほとんどされておらず、町民に接種の意識が浸透していないものと推察されます。そのため、積極的勧奨再開の初年度となる今年度は、通知が来ても、まだ接種について悩んでいる方もいると思われまますので、

引き続き未接種者の方には勧奨通知をお送りする予定でございます。特にこれから中学生になる方については積極的に勧奨を行ってまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。そうなりますと、来年度の各送付対象者の人数はどのようになっておりますでしょうか、お教えてください。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

来年度の送付対象者は、新規で定期接種の対象となる新6年生210人と、それから今年度の定期接種対象者924人のうち未接種の方、それから今年度のキャッチアップ対象者1,720人のうち未接種の方ということになります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） よろしく願いいたします。そうすると、今回は9価のワクチンを接種ということになるわけでございますけれども、2価、4価の既に接種を終わった後の方につきまして、追加で9価ワクチンの接種は可能でしょうか。よろしく願いします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におきまして、2価、4価のHPVワクチンを接種した方への9価ワクチンの交互接種につきまして、同じ種類のワクチンでの接種完了を原則とするものの、適切な情報提供に基づいて医師と被接種者がよく相談した上で9価のHPVワクチンを選択しても差し支えないということがされましたということですので、接種は可能ということになります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。ありがとうございます。

WHOでは21世紀中に世界から子宮頸がんを撲滅することを合い言葉にしております。2030年までの目標を、高所得、低所得を問わずに、このワクチン接種に関しまして15歳以下を90%以上と掲げているところであります。積極的に接種勧奨を行っていただき予防率100%をぜひ目指すことが、子宮頸がんので亡くなる女性を守ることになりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

この質問は以上で終了させていただきます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、第2項目の質問をさせていただきたいと思います。

相次ぐ想定を超える災害から町民を守るため、安全安心のまちづくりを進めていくために、より一層の防災対策の強化に向けて質問させていただきます。

1、2021年4月、災害対策基本法が改正され、災害時に大きな被害を受ける可能性が高い障害者・高齢者などの避難行動要支援者につきましては、逃げ遅れゼロに向けて個別避難計画を作成する努力義務が市町村に課せられました。個別避難計画作成の現状と課題について伺います。

2、地域防災計画の現状と課題について。

3、今後の防災訓練についての考え方。

4、地震や大きな自然災害が発生したときに急がれるのは、地域住民の安全確認です。安否確認が早いほど助かる命も多くなります。防災訓練の1つといたしまして、富士団地で実施いたしました安全確認の提示等の安否確認訓練の全地域での実施はどうでありましょうか。

5、エレベーターチェアは、エレベーターの四隅の一角に設置が可能です。万が一緊急事態が発生しても、そこに最低限の備蓄品が用意してあると思えば慌てずに対応することができると考えられます。日常的にも緊急時にも活用できるエレベーターチェアを早急に公共施設に設置すべきと考えるが、どうでありますか。

6、地域の防災力向上につながるために、防災リーダーと育成についての取組はどうか。防災士資格の取得につきまして、防災士養成講座への推進や受講料、教本代、登録料の助成補助はどうでしょうか。

7、AED講習会の進捗状況やAEDの設置状況はどうですか。疾病者が女性の場合、AEDの使用をためらうことが多いわけでございますけれども、プライバシーを守りつつ素早い処理につながれますように、AEDの附属品と一緒に三角巾も保管できないものか。また、今後、他市町村でも設置が進んでいるところの野外活動での緊急事態にも迅速な対応ができるように、野外におけるAED設置の計画はどうですか。

以上です。お願いします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 防災対策・地域の防災力向上についての質問にお答えいたします。

1点目の、避難行動要支援者の避難行動支援、個別避難計画作成の現状と課題についてであります。

当町における避難行動要支援者名簿に記載された方は、65歳以上の一人暮らし高齢者、65歳以上の高齢者のみの世帯の者、要介護3以上の認定を受けた者、身体障害者手帳の所有者のう

ち障害の等級が1級または2級である者、療育手帳の所有者のうち障害の程度がマルAまたはAである者、精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち障害の等級が1級である者等が含まれ、令和4年1月1日時点で7,907人、うち個別避難計画作成者は1,208人であります。

現在、個別避難計画の作成は、民生委員・児童委員の支援をいただきながら推進しているところです。また、課題としましては、避難支援者の確保や支援者の負担軽減等が挙げられます。今後も、個別避難計画がより実効性の高いものとなるよう、計画書作成に取り組んでまいります。

2点目の、地域防災計画の現状と課題についてであります。

現状としては、令和4年3月に国の災害対策基本法や防災基本計画の改正、県の地域防災計画の改定を考慮しながら、地区防災計画の作成促進、住民の非常用備蓄、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営等について見直しを行っております。

課題については、実際の災害対応や訓練等を通じて常に内容を検証し、継続的に見直す必要があることとあります。特に災害の大規模化や高齢化の進展に伴う要配慮者の増加、自然災害と感染症の複合災害への対応などは、今後も重要な課題となると考えております。

3点目の、今後の防災訓練についての考え方についてであります。

防災訓練は、その目的、対象者、災害想定等により、様々な方法があります。公助のための町職員向け避難所開設訓練や災害対策本部運営訓練は定期的に行ってまいりましたが、最近では、共助の必要性を重視し、地区で行う訓練に町担当職員が出向き、住民の方と意見を交換し、地区防災計画策定についてのアドバイスを積極的に行っております。

また、今年度新たに福祉避難所として協定を締結した施設と協力し、10月には福祉避難所開設訓練を行い、要配慮者の避難について、課題や対応方法について協議いたしました。

今後は、課題となっている大規模災害、要配慮者の増加、複合災害への対応等を見据えながら、多くの住民が防災意識を高め、自助や共助を推進し、地域防災力の向上に効果的な訓練を実施してまいります。

4点目の、富士団地で実施した安全確認の掲示等の安否確認訓練の全地域での実施についてであります。

富士団地地区は、以前から自主防災組織を中心に自発的に地区の防災訓練を実施されてきました。特に、災害時における住民の安否確認方法として、大地震の際に無事である合図となる白タオルを玄関先に掲げる伝達訓練は、他の地域の見本になると思われたため、10月に町との共同事業として防災訓練を実施いたしました。

当日は、同じ阿見中学校区の自主防災組織の方々に見学していただきましたので、今後の地区の訓練や計画づくりの参考になったのではないかと考えております。町としましても、今後

はこのような先進事例の把握と情報提供を積極的に行い、町内全地区が各地区の特性に応じた防災訓練を自主的に実施できるよう支援を行ってまいります。

5点目の、公共施設エレベーターに防災チェアの設置についてであります。

公共施設においてエレベーター内への閉じ込め対策として、ライト、水、簡易トイレ等を装備した防災チェアやキャビネットを設置する取組が増えております。現在、町の公共施設では防災チェアを設置しておりませんが、来庁者の安全対策及び防災意識の向上に有効でありますので、必要物品や設置方法を検討の上、役場庁舎から順次設置していくよう調整してまいります。

6点目の、防災リーダーの育成についての取組、防災士養成講座への推進や受講料、教本代、登録料の助成補助についてであります。

防災リーダーの育成については、平成28年度から防災リーダー育成講座を実施し、スキルアップと地区防災計画の作成支援を行ってまいりました。令和2年度からは、町内在住の防災士の有志からなる阿見町防災アドバイザー連絡会を組織し、地区防災計画の作成支援を継続するほか、今年度からは、あみメールを用いた防災メールマガジンの定期的な運用を開始するなど、積極的なリーダーの育成に取り組んでおります。

次に、防災士養成講座についてであります。県では自主防災組織のリーダーとして活躍できる人材を育成するため、平成13年度からいばらき防災大学を実施しております。この防災士養成講座の受講者への補助については当町では実施しておりませんが、龍ヶ崎市、美浦村、常総市等の市町村が実施しております。1人でも多くの防災士が、その知識と経験を活かし、地域で活躍することは、住民の方にとって大変心強いことでもありますので、他市町村の事例を参考にしながら補助制度の創設に向けて検討してまいります。

7点目の、AED講習会の推進状況やAED設置状況、女性用の三角巾の保管、屋外におけるAED設置の計画についてであります。

職員に対するAED使用法を含む普通救命講習については、職員全員が利用できる体制を整えることとし講習を企画してまいりましたが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症のまん延により講習の企画は中止しております。現在の受講率は73.1%となっておりますので、講習を再開し受講率向上を目指してまいります。

教育委員会を除く公共施設のAEDの設置状況については、現時点で役場庁舎をはじめ10施設に設置しております。女性用の三角巾の保管については、患者の姿が周囲に見えないように、体を覆ったり応急手当にも活用する目的で、AEDボックス内に配置する自治体があります。当町の公共施設では三角巾を配置しておりませんが、男女差の解消や救命率の向上に効果的だと考えますので、稲敷広域消防本部とも協力して検討してまいります。

教育委員会の設置状況、屋外におけるAED設置の計画につきましては、教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） 難波議員の防災対策・地域の防災力向上についての質問にお答えします。

7点目の、AED設置状況、屋外における設置の計画についてであります。

まず、学校施設における設置状況は、各学校校舎内に1台ずつ設置しており、各公民館、コミュニティセンターにも1台ずつ設置しております。また、体育施設では旧小学校を含む体育館12施設に各1台、総合運動公園の管理棟、陸上競技場スタンド内、町民球場本部席に各1台、町民体育館に1台設置しております。

学校の校庭を使用する学校体育施設利用団体へは体育館の鍵を貸与しており、緊急時、体育館の中に設置されたAEDを使用できることを周知しております。総合運動公園においては、施設の利用がある場合は委託業者の管理人がAEDを使用できる状態となっております。

このような状況から、屋外の体育施設におけるAEDの設置は現在のところ計画しておりませんが、他の屋外公共施設との整合を図りながら、屋外のAED設置について調査研究してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、要援護者登録数に対する支援者登録数は今現在どうなっておりますでしょうか、お教えてください。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） はい、お答えいたします。

令和4年12月8日現在の要援護者登録数でございますが、1,108件となっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。

そうすると、何%になるわけでしょうか。要援護者登録数に対して支援者の登録数は何%になりますか。

○議長（平岡博君） 小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） はい、お答えいたします。

全対象者のうち14%に当たる数字になります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。あと残りの86%はかなり大変な状況になっているということでもよろしいんですね。その方たちをどうやって救うのかということが問題になっているのかなと思うんですけれども、そうなりますと今度は、現在その避難支援者の登録者に対して、その方たちは町外なのか、町内なのかの比率をお教えください。

○議長（平岡博君） 小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） はい、お答えいたします。

町内と町外の比率で申しますと、町内が94%、町外の方が6%という比率になります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） そうしますと、その不足ですよ。解消するためには個人というとなかなか1人の方に負担がいつてしまうということをお聞きしていますので、自治会とか行政区、あとはブロック、班、そういった自主防災組織などの登録をそういうところで推進すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

地区の防災計画作成時、今進んでおりますけれども、ワークショップ等では地域住民に広く認識していただけるチャンスかと思うんです。事例でありますけれども、参加した行政区ではワークショップの回数を重ねるたびに住民の防災に対する機運が非常に高まってまいります。それで避難行動要支援者に対する支援が得られやすくなっている状況でありますので、大変時間がかかると思うんですけれども、丁寧に説明し、より多くの時間が得られるよう、連携調整を福祉の部分と、また危機管理の部分と、連携してやっていただけることが最善の策かなと思うんですけれども、その辺をお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） はい、お答えいたします。

避難支援を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者の現況等を把握し、必要に応じ避難支援者等の調整により避難体制を確保することが重要であると考えております。また、日頃から近隣とのつながりが乏しく周りに頼む人がいないなどの理由から、支援者の確保が課題となっております。

今、議員からお話がありましたワークショップですが、こういった機会での説明に加えたり、

あとは行政区等の地域関係者との連携や調整を検討しながら個別避難計画の作成を推進してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 1人も漏れなくということで、ぜひ、大変だと思いますけれどもお願いいたします。

それでは、2点目の地域防災計画の現状と課題についてのほうに再質問をさせていただきたいと思います。

地域防災計画を作成するために設置する中で、防災会議があると思うんですけども、その中の女性委員の割合が今現在どうなっているのかお聞きいたします。

○議長（平岡博君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

現在の阿見町防災会議委員34名のうち女性の方が4名、割合といたしましては約12%となっております。今後の計画づくりに女性の意見を積極的に取り入れたいと考えておりますので、今年度はあと1名追加となる予定となっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。都道府県にしては平均が11%となっておりますのでまずまずだと思うんですけども、しかし2025年までに30%というふうに政府から、というより指示があるわけですけども、さらなる推進をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に行きます。

地域防災計画の中には地区防災計画の策定状況と、また今後の計画、課題をお伺いしたいと思います。

答弁の中に住民の非常用備蓄の見直しとありますけれども、どういったことなのか御説明ください。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

自主防災組織がつくる地区防災計画の策定に対しては、町は平成28年度から支援を行っております。今年度末には累計31地区で策定される見込みとなっております。今後も毎年策定の支援を続けますが、御質問あった課題としましては、月ごとの現状や意識の違いに見合った計画をつくり、その人材の育成、また策定後には定期的な内容の見直しや訓練の実施等を行いなが

ら、それぞれの地区にしっかり根づいた計画にする必要があるということが挙げられますので、策定後の支援も欠かさずに行っていきたいと考えております。

なお、地域防災計画では、災害時にライフラインが寸断されたり、食糧不足になったときのために、これまで住民が自ら必要な食料や物資等おおむね3日分以上備蓄すると記載してありましたけれども、大災害に備えまして最低3日分、推奨1週間以上へという見直しを行っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 備蓄が増えたということで、ありがとうございます。

次に、防災訓練の中で町内の一斉訓練の必要性を感じるわけでございますけれども、今後、水戸市なんかもやっておりますけれども、シェイクアウト訓練とか、そういったことは考えられないでしょうか、伺いたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

県内では、同日同時刻に住民の方が一斉に地震から身を守る、いわゆるシェイクアウト訓練を行っている自治体がございます。町では実績はありませんが、住民の安全確保と避難行動を考える上で一斉訓練は有効であると考えますので、例えば、緊急地震速報訓練で防災無線を流す際にシェイクアウト訓練を行うなど、実施に向けて内容を検討してまいります。なお、役場庁舎でもまだ実施したことがございませんので、しかしながら令和5年2月に実施を計画しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） そうしましたら訓練としまして、先ほども答弁をいただきましたけれども、富士団地で実施した安否確認なんですけれども、そのときの安否確認率と、あと安否確認訓練には白いタオルのほかにも、全国で「無事」とか「援助を求む」とか安否確認カードというものがあるんですけれども、そういったものを行政区とか自治防災組織への紹介も大変重要ではないかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

10月23日に実施しました富士団地地区における訓練での安否確認率は84%でございました。安否確認方法には、白タオルのほか、「無事である」または「援助を求む」と書かれた安否確認カードを用いた方法も有効ですので、訓練で啓発していくほか、町の広報手段を用いて紹介

を進めていきたいと思いをします。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。本当になかなかまだ知らない行政区もあるかと思いをしますので、ぜひ紹介をお願いしたいなと思いをわけでございます。また、エレベーターの先ほど設置の際には、エレベーターチェアなんですけれども、全ての公共施設に早急な設置をお願いしたいと思いをします。その辺はいかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） 町長答弁でも申し上げたとおり、役場庁舎から順次設置していくように調整をしていきたいと考えております。設置の時期につきましては予算等の関係もありますので、ここで明言はできませんけれども、役場庁舎についてはなるべく早い時期に設置できるように対応していきたいと考えてございます。また、設置の際には防災チェアと分かるような表示を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 非常に大切なことでもありますので、1つ1つまたお願いしたいなと思いをわけでございます。

また、防災士の件でございますけれども、1人でも多くの方々が救助される人ではなくて逆に救助する人を目指していただくためにも、ぜひとも防災士の資格取得への補助制度を推進する場合でございますけれども、自主防災組織に直接案内を送るとか、また啓発周知方法などもお伺いしたいと思いをんです。その辺はどうでしょうか。

また、積極的に活動ができる若者、学生も含む対象者の拡大や、また当町での開催もできるように、また、そのままではなくて資格取得の支援の取組も大切かと思いをしますので、その辺をお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） 県主催のいばらき防災大学の御案内は各町、自主防災組織の代表者、防災アドバイザーに通知するほか、町ホームページでも周知しておりますが、若い世代の力も重要であると考えますので、今後は県立医療大学や茨城大学農学部への案内も検討してまいります。

それから資格取得の支援ですが、また、その資格取得した後は防災アドバイザー連絡会の加入を勧めたり、地区で活躍できるような環境を整えるなど、自主防災組織と連携しながら資格を有効活用できるような取組と支援を実施してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） そうしますと防災士の助成をしていただける時期はいつ頃になりますでしょうか、お教えてください。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

防災士助成の時期なんですけれども、補助制度をつくるためには補助要綱の作成とか財源の確保、補助金検討委員会での審議など手続きがございますが、補助制度の創設の検討は進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 早急に多くの人材を育てていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。また、我が地域でもやっていただけるように御努力をお願いしたいと思います。

次に、今度はAEDのことなんですけれども、AEDでやっている方が73.1%、職員がやっているということなんですけれども、人数にしたらどのくらいになるんでしょうか、教えてください。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部次長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

受講済みの職員数は250人ということになります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。そうしましたらAEDの中に、先ほど10施設に10台ですか、教育委員会のほうにもあるわけでございますけれども、龍ヶ崎市ではもう既に100台に配備を始めているということも聞き及んでおりますけれども、三角巾の配備はいつ頃になる予定でしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） 教育委員会を除く公共施設のAEDの設置状況については、現時点で役場庁舎をはじめ10施設で10台のAEDを設置しております。それで、三角巾につきましては年度内に配置できるように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

時間の関係で、まだ質問したことたくさんあるんですけども、最後の町長のほうから防災に関しまして御所見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい、お答えします。

防災に関してですか。まずは先ほどの防災チェア、それから三角巾については御提案ありがとうございました。早急に実現をしたいと思います。三角巾については、そんなに手間がかからないのではないかと思います。

また、防災については地域の防災力を上げるということだと思います。その中では、先ほど御提案あった安否確認は、人の命に関わることなので、これは就任当初から話していることでありますけれども、大きな防災訓練というのも必要かもしれませんけれども、地域でのそれぞれの防災訓練が必要であって、その中で、なぜその安否確認かといいますと、災害等起きたときに、すぐに消防も警察も自衛隊も来ませんので、まずは地域でその安否確認をする。先ほど富士団地の例がありましたけれども、うちの中央北の地区では、私の班は10世帯弱なんですけれども、その中で代表者のところへ安否確認ということで「うちは異常ありません」ということで、私の班は私のところの庭へ集まることになっていて、もしそのときに来ないところがあるときには、「いや、もう潰れてんじゃないか」ということでそこへ行って救助するとか、そういった初期の災害時の活動が大事だというようなことでやっています。ですから、こういうことを全地区に広めることが大事かなというふうに思います。

それから地区の防災計画についても、私の公約にもなっていますけれども、現在24地区でありまして、あと42地区残っています。できるだけ早期にということをやっておりますけれども、その地区に応じた防災計画をつくりたいというようなことで今進んでいるようであります。できればこの4年の任期中に完成をしていきたいと思っています。様々な防災については思うことありますけれども、できるだけ早期に実現をして大災害に備えるということが必要でありますので、今後とも重点施策ということで考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。最後ですけども、ごみの回収方法と減量・資源化についてでございます。

霞クリーンセンターは稼働から25年、さくらクリーンセンターは24年が経過しております。施設の老朽化が増し、延命化に取り組んでいる状況でありますけれども、ごみ処理費用は年間

4億から5億円、課題に果敢に挑戦し新たな施策を図るべきであります。

そこで、ごみの回収方法と減量・資源化についてお伺いいたします。

1、町のごみ排出量は県内10番目に多いが、減量化についての考えと今後について。

2、資源ごみの分別についての取組の強化・啓発について。

3、5Rの実践をさらに確実にするための新たな取組について。

4、希望する高齢者等へのごみ収集の取組の現状は。ボランティアや役場団体等によるふれあい収集等を導入してはどうかをお伺いします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） ごみの回収方法と減量・資源化についての質問にお答えします。

1点目の、町のごみ減量化についての考えと今後について、2点目の、資源ごみ分別の取組強化・啓発について、3点目の、5Rの実践をさらに確実にするための新たな取組については、関連しておりますので一括して答弁いたします。

ごみの排出量に関しては、環境省のごみ処理量統計によると、令和2年度における当町の1人1日当たりのごみ排出量は1,068グラムとなっており、議員御指摘のとおり県内で10番目に多いという結果となっております。

当町のごみに関する環境としては、燃えるごみの収集が週3回、燃えないごみの収集が週1回であるなど収集回数が多いこと、ごみの分別について細かい指定がないこと、町指定ごみ袋の値段が安価であること、また、他市町村と比較し、各家庭からクリーンセンターまでの距離が短いので、直接搬入が非常に多いというのも特徴となっております。このように、ごみとして排出しやすい環境にあることが、ごみ排出量が多い理由ではないかと推察しております。

令和2年度には柴原議員からも同様の御質問をいただいており、平成30年度における1人1日当たりのごみ排出量は県内で2番目に多いという状況でありましたので、ごみ減量化への意識づけを推進していくという趣旨の答弁をさせていただきました。

ごみ減量化への意識づけは、広報あみ、町ホームページ等で行っておりますが、5Rの実践を進めるために、新たな取組として、燃えるごみ扱いから資源ごみへの移行策の強化・啓発を考えております。

例えば、菓子箱、カレンダー、ダイレクトメールのチラシなどの雑紙を古紙として排出する手順であったり、牛乳パックを切り開かない場合の出し方について分かりやすく紹介した動画を町ホームページへ掲載する準備をしております。また、ゼロカーボンシティ宣言の啓発事業として11月に開催した「あみの自然大好きシンポジウム」においても、菓子箱等を資源ごみとして排出できることの啓発を行っております。

町のごみ減量化について、まずは町民一人ひとりがごみを減らすという意識を持つことが重要であると考えておりますので、今後とも不要物を単にごみとして排出するのではなく、分別して資源化するというような5Rの実践により、ごみ減量化に取り組む施策を推進してまいります。

4点目の、希望する高齢者等へのごみ収集の取組の現状、ボランティアや役場、団体等によるふれあい収集の導入についてであります。

高齢化や核家族化を背景として、ごみ出しが困難でありながら十分な支援を得られない高齢者が増えてきているのが現状であります。また、一人暮らしの高齢者が増えていることから、高齢者のごみの支援対策に関する要望書が行政区から提出されており、私の政策公約でもありますので、高齢者のごみ出し支援制度導入に向けて、関係各課で協議を行っているところであります。

現在は、地域のニーズに合った継続して実施できる支援方法を選択するために、各行政区における実態とニーズの把握を目的としたアンケート調査の準備を進めております。今後は、支援対象者の要件、収集するごみの種類や頻度等、支援制度の基準を検討し、引き続き事業実施に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

時間がないものですから、再質問を飛び飛びでさせていただきたいと思っております。

まず、総資源化率、要するに資源化率ということで、目標が20%ということに対して阿見町は令和3年度は18.7%ということでございますけれども、この中からごみ質分析調査等もやっていたらということでもありますけれども、その中から燃えるごみ扱いから資源ごみへ出されれば、ごみの資源化にもつながるものがたくさんあるということもございますけれども、家庭から出されるごみのうち、再生利用できる特に雑紙はどのくらいと推測されますでしょうか、お伺いします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

ごみ質の分析調査、こちらのほうは毎年度4回実施しておりますが、詳しく測れるものでございませぬので、そのうち一般的な数値から推測しますと、いわゆる紙の中のうちでも雑紙、それに対してはリサイクルできるものとできないものがありますけれども、そういうものは燃えるごみのうちの約30%が紙類と言われております。また、そのうちの資源化可能な雑紙は約30%とされておりますので、年間にしますと約2,000トンぐらいが雑紙になるんじゃないかなと推

測されます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） どの自治体もこの雑紙の処理に今苦慮しているというわけですが、雑紙を新たな資源として出していただけるきっかけづくりといたしましても、他市町でも取り組んでいる雑紙回収促進袋の配布や、あと雑紙の分類、阿見町はやっておりませんので、そういった別にリサイクルとして分かりやすいチラシ等で啓発はできないものか。近辺では龍ヶ崎、また市原、千葉、福岡、全国で取り組んでおりますけれども、御所見を伺います。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

現在は配布しておりますごみ収集カレンダーに資源ごみの出し方を御案内しているところではございますけれども、さらなる意識の向上とか分別の徹底を図るために、カレンダーとは別に各家庭に分別に特化した案内チラシ、そういうものも配布できるのではないかなと思いますので、そういうことを検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） せっかく今おっしゃっていただいてありがたいんですけども、雑紙をリサイクルチラシということでもありますけれども、変わることがないと思いますので、しっかりした保存版として取っていただけるようなしっかりした紙で各家庭に配布していただけますでしょうか。お願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） 分別に特化したチラシですので、毎年変わるものではないと思いますので、長年持てるように紙質などのいいものを考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） お願いいたします。龍ヶ崎とかいろんなところで啓発袋には出し方も書いてある、そのまま出せるきっかけづくりを、ずっとではなくて2か月、3年間とかやっているところもありますので、参考にさせていただいてぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

また、阿見町の、これはなぜそうしたのか分からないんですけど、阿見町では資源ごみの中では古着とか古い着物とか、いろんな燃えるごみ専用の袋で燃えないごみの日に出すように

なっているわけでございますけれども、資源ごみを燃えるものとして出してしまうことにもなっているわけでございますので、資源ごみ専用として出せるような、町民に分かるような色を変えた専用の袋を用意すべきだと思うんですけれども、その辺のお考えをお聞きいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

資源となる衣類、古着などについては、現在は燃えないごみを出す日と同じ日に、燃えるごみの袋、緑色の文字で書いてある袋に入れてもらっています。理由としましては、ごみを収集する人、パッカー車の運転手が、燃えないごみと燃えるごみ、衣類と燃えないごみが分かるように、文字の色が書いてある袋に入れてもらって出しております。

また、新たな専用袋、衣類用のやつを用意するという事は、新たな種類の製造費用がかかることや、利用者に対しては新たな専用袋をそれ用に購入してもらうという負担がかかることが懸念されますので、衣類の集積所の出し方については、環境基本計画推進委員会もございまして、ほかのエコ団体やごみを収集するごみ収集事業者等と、まず現状確認や意見交換から、そういうものから始めて考えていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） よろしく願いいたします。皆さんの御意見をまとめていただいて、一番いい方法でお願いしたいと思っております。

そしてまた、要望が出ているので、ここでお願いというかお話しさせていただきたいんですけども、今高齢者が一人暮らしの方にも大変多くなっているわけでございますけれども、その中で、取っ手つきは45リットルしかありませんので、その中に1週間ためておきまして、大きい袋の中に小さめのごみを入れているというケースがありますので、使い勝手のいい袋を、その辺のところも、またごみ袋の取っ手つきをさらに30リットルとか、そういうところの拡大はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

現在、燃えるごみの袋は45リットルの大、45リットル大の取っ手つき、それと30リットルの中、15リットルの小の4種類で、近隣市町村と比較しましても多くの種類を提供していると思っております。令和3年度のごみ袋の大、取っ手なしと取っ手つきの販売状況としましては、10枚入り1パックで取っ手なしが約18万パック、取っ手つきが約8万パック、30リットルの中が約7万パックとなっております。大の取っ手なしが最も多く購入されております。そこで、新たに30リットルの取っ手つきを追加製造するという事は、全体の枚数が変わらず種類が多くな

りますので、製造単価が上がるのが想定されます。30リットルの中の取っ手つきを例えば追加することによっては、ごみ袋の販売利用状況や購入のニーズ量、また種類増による販売価格の見直しと、そういうものを総合的に考慮した上で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。だんだん時間が近づいておりますけれども、今現在、町民、行政も一生懸命やっております。また、お店といたしましても、阿見町では環境基本計画の中の5Rの普及と推進といたしまして、町、官民が連携してエコショップの制度の循環型社会の構築を目指しているわけがございますけれども、お店——スーパーやコンビニやドラッグストアとか商店街、そういったところにお店にも協力してもらって、エコショップのステッカー等々を貼り出させていただいて積極的にごみとかいろんなものを協力させていただいて出せるような、そんな仕組みをもっともっと増やさせていただきたいんですけれども、お考えをお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

エコショップに認定されている店舗は、町内ではカスミストアさん2店舗となっております。それで、そのエコショップの増加についての取組なんですけれども、資源循環型社会の構築につながりますので、議員おっしゃるとおり阿見町は環境基本計画の推進委員会がございます。その推進員さんやエコ活動に取り組んでいる団体さんとの共同にて、例えばスーパーや大規模小売店舗のほうに訪問して、エコショップの取組をお願いに回るというのも1つの手段であろうかと考えておりますので、そういうような取組で進めていきたいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君に申し上げます。質問時間が残り3分となっております。質問内容をまとめていただき、時間内に終了していただきますよう、再質問してください。

それでは、難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは最後の、アンケートをしたという答弁がございますけれども、4点目の質問です。それはどなたにしたのか、お伺いします。

○議長（平岡博君） 小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） 今のアンケートの件でございますが、アンケートはこれから実施予定になってございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。調査事例とかは取ったことあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（平岡博君） 小澤勝君。

○保健福祉部長（小澤勝君） これまでにやった調査としましては、ごみに特化したものではないんですけども、阿見町長寿福祉計画第8期介護保険事業計画の中の設問に、在宅生活の継続に必要な支援サービスについて、こちらの要望ということで、ごみ出しという項目で6.6%の要望がございました。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） あと終わりです、これで。私で終わりにします。

これは令和6年度にはぜひごみ出しの事業が開始できるように、ぜひ進めていただきたいと思うんですけども、私が調べた範囲では、どこも本当に地域のコミュニティ、職員、委託、またシルバー人材、障害者施設とか、いろんなところに出しているところもありますけれども、本当に手の届かない、そういった方の見守りの選択肢といたしまして、十数名とか、多くても1名2名という少ない人数でございますけれども、最後まで丁寧に押し上げていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上で質問は終わりにいたします。

○議長（平岡博君） これで、14番難波千香子君の質問を終わります。

---

#### 休会の件

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月9日から12月19日までを休会としたいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦勞さまでした。

午後 2時01分散会

第 4 号

[ 12 月 20 日 ]

## 令和4年第4回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和4年12月20日（第4日）

### ○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

### ○欠席議員

4番	石引	大介君
----	----	-----

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君
副町	長	坪田	匡弘君
教育	長	立原	秀一君
町長公室	長	佐藤	哲朗君
総務部	長	青山	広美君
町民生活部	長	中村	政人君
保健福祉部	長	小澤	勝君

保健福祉部次長	山崎洋明君
産業建設部長	林田克己君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
人事課長	黒岩孝君
管財課長	荒井孝之君
防災危機管理課長	山崎厚君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	村山幸二君
都市計画課長	鶴田広秋君
都市整備課長	井上稔君
上下水道課長	堀越多美男君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	湯原智子

令和4年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和4年12月20日 午前10時開議

- 日程第1 常任委員会委員の所属変更について
- 日程第2 議案第86号 阿見町職員の定年等に関する条例の一部改正について  
議案第87号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について  
議案第88号 阿見町職員の降給に関する条例の一部改正について  
議案第89号 阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について  
議案第90号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
議案第91号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
議案第92号 阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について  
議案第93号 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について  
議案第94号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について  
議案第95号 阿見町職員の再任用に関する条例の廃止について
- 日程第3 議案第96号 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第6号）  
議案第97号 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第98号 令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第99号 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
議案第100号 令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）  
議案第101号 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第102号 防交第1-1号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負変更契約について
- 日程第5 議案第103号 土地の処分について
- 日程第6 議案第104号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について  
議案第105号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

- 議案第106号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第7 議案第108号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第109号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第110号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第111号 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第112号 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第113号 令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第114号 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第115号 令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第116号 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第9 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第10 意見書案第4号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）
- 日程第11 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について
- 追加日程第1 会期中の閉会の件

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付した日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

---

常任委員会委員の所属変更について

○議長（平岡博君） 日程第1、常任委員会委員の所属変更についてを議題とします。

総務常任委員会委員の9番野口雅弘君から、産業建設常任委員会委員に、常任委員会の所属を変更したいとの申出があります。

お諮りします。

9番野口雅弘君からの申出のとおり、常任委員会の所属を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

---

議案第86号	阿見町職員の定年等に関する条例の一部改正について
議案第87号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第88号	阿見町職員の降給に関する条例の一部改正について
議案第89号	阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について
議案第90号	阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第91号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第92号	阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
議案第93号	阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
議案第94号	阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第95号 阿見町職員の再任用に関する条例の廃止について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、議案第86号から議案第95号までの10件を一括議題とします。

本案については、去る12月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告を申し上げます。

当委員会は、令和4年12月9日午前10時に開会し、午前10時45分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ19名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず、議案第86号、阿見町職員の定年等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、委員から、定年制度を60歳から65歳に改めることによるメリットとデメリット、人件費の財政と業務、新規採用のバランスをどのように取っていくのかという質疑があり、執行部からは、将来に向かって不足する知識を後世に伝えることができるということがメリットだと考えている。今後出てくる課題としては、定年が2年に1度となるので、退職が出ない年が出てくる。国では、そういった年でも採用を抑えるのではなく、平準化していくように努めていくと通知されている。町でも今後検討し、整理をしていきたいと考えているという答弁がありました。

また、委員から、来年から始まるということだが、町の職員で直近では何人が対象になっているのかという質疑があり、執行部からは、令和5年度は退職者がいないという形になり、次は令和6年度に6名が退職するという答弁がありました。

また、委員から、管理監督職勤務上限年齢で、管理職になられている方は60歳を超えたときにどのような立場になるのか、管理職は60歳までということでのよいのかという質疑があり、執行部からは、部長級の職員が降格した場合には課長補佐職、課長級の職員が降格した場合には係長職と、管理職以外の職務に就くことを想定しているという答弁がありました。

さらに、委員から、今まで60歳定年の後は、希望者は再任用という形だったが、この条例改正では再任用をなくすということかという質疑があり、執行部からは、定年前再任用短時間勤

務制度というものが新しくできることになる。現行の1年ごとの更新が3年間を継続的に雇うという形になるが、内容については変わりませんという答弁がありました。

また、委員から、全体的には人件費は増えるのか、減額になるのかという質疑があり、執行部からは、60歳を過ぎると給与は7割に落ちるが、辞めない期間が増えてくるので、人件費は増えていくという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第86号、阿見町職員の定年等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第87号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたが、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第88号、阿見町職員の降給に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたが、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第89号、阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたが、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第90号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、委員から、この条例の一部改正は文言の変更だけかという確認の質疑があり、執行部から、管理監督職上限の年齢を特例として延長された職員については、育児休業や短時間勤務をすることができないと定めているという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第90号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第91号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質疑を許しましたが、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第92号、阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたが、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第93号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたが、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決

に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第95号、阿見町職員の再任用に関する条例の廃止について、質疑を許しましたが、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和4年12月12日午前10時に開会し、午前10時27分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の4名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は2名でありました。

まず初めに、議案第94号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、定年前再任用短時間勤務制において、退職後に一定の期間を置いた後、定年前再任用短時間勤務職員として勤務できるのか、その場合の任命権者は町長かという質疑がありました。執行部からは、一定の期間においても、定年前再任用短時間勤務職員暫定再任用職員として65歳までは勤務ができ、任命権者は町長ですとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第94号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第86号から議案第95号までの10件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案10件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号から議案第95号までの10件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第96号	令和4年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第97号	令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第98号	令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第99号	令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第100号	令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第101号	令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、議案第96号から議案第101号までの6件を一括議題とします。

本案については、去る12月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第96号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち総務常任委員会所管事項について御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、委員から、空き家対策事業、特定空家解体等委託料について質疑があり、執行部から、曙にある特定空家で、周りの第三者に与える影響が高く、解体処分、樹木の伐採処分、擁壁の補修を行う費用です。家庭裁判所の許可をもらい、不在者財産管理人が取り壊すことになっていますという答弁がありました。

また、委員から、不在者財産管理人に阿見町が金を払うのかという質疑があり、執行部からは、不在者財産管理人に委託をし、その取壊し費用を払ってもらい、更地になったときに、不在者財産管理人で土地を売って、そのお金を町に入れてもらうことになるという答弁がありました。

また、委員から、災害対策費の消耗品費301万2,000円の購入内容について質疑があり、執行部からは、コロナ禍における災害時の避難所の衛生環境を保ち感染症対策を行うため、20か所の避難所に必要な備品を購入するもので、簡易トイレのセット、目隠しにもなる1人用テント、

手指消毒液などを追加し、避難所の和室で使う布団のセット、停電時に役立つ充電式バッテリーなどを新規購入するという答弁がありました。

また、委員から、会計事務費の人材派遣委託料92万1,000円は、どの課に何名派遣されるのか、期間はどの程度か、また、会計年度任用職員ではなく派遣会社を使った理由は何かという質疑があり、執行部からは、会計課の職員が1名退職したことにより、会計年度任用職員の募集をしたが、募集期間までに応募がなく、至急補充が必要で、派遣で1月から3月までの予算を取るようになりましたという答弁がありました。

続いて、委員から、庁舎維持管理費の補正の増額について、電気使用料の補正に至った理由は何かという質疑があり、執行部からは、燃料調達費がここ数か月で著しく上昇しており、年間を見込んで補正したという答弁がありました。

また、委員からは、職員に対する節電対策の指導は行われているかという質疑があり、執行部からは、役場庁舎でも、今月に入り、照明を昼休み等に消灯に努めるとか、待機電力を抑えるとか、職員に対し、無理のない範囲での節電周知をしている。節電対策は引き続き実施していきたいという答弁がありました。

さらに、委員から、塵芥処理費の維持管理費、電気料金の増額の要因と昨年度の比較、電気購入先について質疑があり、執行部からは、燃料調整単価が要因で、令和3年度決算額では約4,890万円だったが、今回補正すると今年度は総額が9,150万円になり2倍程度となると、電気購入先はエバーグリーン・マーケティングというところですよという答弁がありました。

また、委員からは、エバーグリーン・マーケティングというのは、幾つかある中で一番安いということで選定されたのかという質疑があり、執行部からは、東京電力とも比較し、安価なところで契約をしていますという答弁がありました。

続いて、委員から、企画事務費160万円の内容はという質疑があり、執行部からは、わくわく茨城生活実現事業の移住支援金で、阿見町に東京都から移住した方に対する支援金となっている。県の予算枠と連動しており、11月に県で新たに追加予算を交付するというので、現在問合せもあり、1件分の増額補正ですよという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、議案第96号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、うち総務常任委員会所管事項は原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和4年12月9日午後2時に開会し、午後2時55分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ22名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は2名でした。

まず初めに、議案第96号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、うち民生教育常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、保育所運営費の備品購入費について、中郷保育所、南平台保育所、二区保育所と1台ずつ、約100万円の空気清浄機を購入するとあるが、どういった性能のものかとの質疑があり、執行部からは、保育所のホールの広い空間で使用するため、大規模な空間を空気清浄できるもので、国内で初の技術の低温プラズマ放電技術を採用している。移動が可能で、普通の電源から取れる。ただ、子供たちが近づいていらずら等はしないように柵などはつけて配置したいとの答弁がありました。

リースは検討したのかとの質疑に対し、リースだと4年ぐらいで購入金額と同じぐらいの金額となり、さらに、交付金事業を活用するのにリースだと単年で終わるため、今回は購入ということで考えさせていただいたとの答弁がありました。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金事業2,756万2,000円の内容について質疑があり、執行部からは、令和3年度に行われたひとり親以外の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する補助金に返還が生じたものです。国で決めた概算の交付決定額で実施した結果、返還することになったとの答弁がありました。

次に、児童館費の放課後児童施設整備事業184万8,000円について質疑があり、執行部からは、本郷小学校地区の児童数の増加に伴い、近い将来、学校の教室が足りなくなるため、現在放課後児童クラブで借りている学校のプレハブ校舎をお返ししなければならなくなった。代わりのものをつくる必要があり、敷地内も検討したが、本郷小学校は敷地が小さいため、近隣の町有地を探したものですとの答弁がありました。

令和5年度以降、設計が始まり、令和6年度の整地、建設工事、令和7年度から開設とある。放課後児童クラブの所管は変わらないのかとの質疑に対し、執行部からは、運営は生涯学習課に移管されるが、建物の件に関しては、今までの経緯とか国庫補助金の様々な補助金もあり、検討して実施をしているとの答弁がありました。

教育委員会に移管しても教室は使えないのかとの質疑に対し、教室は子供の私物が置いてあったり、学校の教材が置いてあったりするため、安全管理も含め、教室ではないところを使い

たいとの答弁がありました。

今度のところは道路を渡っていかなくてはならない。子供たちの安全性が担保されているのかとの質疑に対し、新しい施設ができた後も、学校にスタッフの方が迎えに行っていていただく予定です。外に出る形にはなるが、歩道があるところを通って行けるところということで探したとの答弁がありました。

次に、教育費の小学校費、学校管理費で、各小学校の電気代、ガス代など、物価高騰で費用がかかっているが、電気代だけ、ガス代だけ、両方と計上されているところもあり、この違いはとの質疑があり、執行部からは、冷暖房や空調の違いですとの答弁がありました。

次に、保健体育費、総合運動公園維持管理費の委託料77万5,000円について質疑があり、執行部からは、総合運動公園の管理業務のうちの時間外勤務に要した経費です。以前はコロナの関係で少なかったのが、令和4年度は大会が前年度よりも多く行われており、その分、要した時間外経費の年間分を見込んで補正したとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業の償還金、利子及び割引料、国庫支出金等返還金1億5,747万1,000円の内容についてとの質疑があり、執行部からは、昨年度実施したワクチン接種に係る接種費用の負担と体制整備に係る国庫補助金等の積算が多かったため、1億5,747万1,000円を返還するとの答弁がありました。

昨年度の接種率についての質疑に対し、2回目までの接種率は町内の全人口の81.65%、3回目は基本的には全人口の80%以上の接種は行っているとの答弁がありました。

次に、総合運動公園維持管理費の需用費の内容と、ナイター照明について質疑があり、執行部からは、需用費は電気使用料です。総合運動公園の電気代、燃料調整費が毎月上がっている状況で、年間の所要額を見込んで補正した。ナイター照明は、今は約半分の点灯という形で節電できる工夫をしている。電気代が上昇傾向にあるが、すぐに利用料に反映させて値上げをするということは現時点では考えていないとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第96号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第97号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第97号、令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第98号、令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、

採決に入り、議案第98号、令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第99号、令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、質疑を許しましたところ、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第99号、令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第96号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、商工振興事業の運送事業者支援金について、対象者のうち、個人事業主に対する通知をどのようにするのかという質疑がありました。

執行部からは、町ホームページ、あみメール、広報あみによる周知のほか、商工会や赤帽茨城県軽自動車運送協同組合等と連携を取り、町内の事業者等に広く周知をし、さらに、日本郵政などの委託元にも情報提供をして、多くの方に使っていただくよう努力してまいりますと答弁がありました。

次に、農業振興推進事業のうち、農業用生産資材価格高騰緊急対策事業補助金1,940万円の内訳はという質疑があり、執行部からは、令和3年度にかかった肥料、飼料、動力光熱費の費用を対象経費、認定農業者と認定新規就農者97名を対象者として、国からの助成の上乗せで、補助率10%かつ補助上限額20万円での支援をすることを考えていますとの答弁がありました。

次に、ふるさと納税事業の広告料33万円の内容について質疑があり、執行部からは、全国的に利用者が多い楽天ポータルサイトの広告について、公募制のもと掲載が決まった1月枠と3月枠の2回に必要な有料広告費用の不足分ですとの答弁がありました。

次に、都市計画道路寺子・飯倉線整備事業の補正の内容と、土地購入がうまくいかない理由についての質疑がありました。

執行部からは、国の交付金の配分を受けている用地補償費の一部であり、年度内の契約が困難な状況となったものを工事費に振り替え、交付金を有効に利用して工事を進めるための補正です。土地購入については、基準に沿った補償の金額を提示していますが、なかなか相手方の理解を得ることができませんとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第96号、令和4年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち産業建設常任委員会所管事項については、全委

員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第100号、令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第100号、令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第101号、令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第101号、令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第96号から議案第101号までの6件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案6件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第96号から議案第101号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第102号 防交第1-1号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負変更契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、議案第102号を議題とします。

本案については、去る12月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、引き続きまして、議案第102号、防

安交第1-1号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負変更契約について、質疑を許したところ、変更内容のうち、樹木の伐根・処分の追加について、樹木は何本ぐらいなのか。苗木ではなく雑木なのか。後からの変更契約ではなく最初から想定した上での契約はできないのかという質疑があり、執行部からは、除根処分する樹木は約800本で、植木畑にあったヒノキです。可能な限り当初設計で計上できるように今現在は進めていますとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第102号、防安交第1-1号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負変更契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第102号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第102号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第103号 土地の処分について

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、議案第103号を議題とします。

本案については、去る12月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） 続きまして、議案第103号、土地の処分について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第103号、土地の処分については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第103号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第103号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第104号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

議案第105号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

議案第106号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議案第104号から議案第106号までの3件を一括議題とします。

本案については、去る12月6日の本会議において、本日の会議において討論及び採決を行うことと決しました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 私は、この3議案、龍ヶ崎地方の3組合統合に関わる、議案第104号、龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、第105号、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について、第106号、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてに反対の立場から討論をいたします。

今回の3議案は、令和5年4月1日に阿見町も加入する龍ヶ崎地方衛生組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合、阿見町が加入しない龍ヶ崎地方塵芥処理組合の3組合を統合・複合化するもので、組合を構成する全市町村議会で可決が必要となるものであります。

しかし、既に12月6日に組合を構成する美浦村議会で全会一致で否決された以上、たとえ阿

見町議会が同意の議決をしたとしても、統合が実現できるわけではありません。実質的に意味のない議決となることが明らかであります。

議会に、議決の効力が発生しない議決を求めることに何の意味があるのか、私にはよく理解ができません。本来は、実質的に意味のない議案は取り下げられるべきだと思います。

したがって、私は、龍ヶ崎地方の3組合統合に関わる、議案第104号、龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、第105号、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について、第106号、稲敷地方広域市町村圏組合規約の変更についての3議案に反対いたします。

○議長（平岡博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

17番久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 私は、第104号から、この龍ヶ崎地方衛生組合の3件、この3件について賛成をいたします。

それは、海野議員が言っているように、そういう決まりがあったかもしれませんが、先ほど全協で説明があったとおり、阿見町の議会の意向を知りたいというそういう思いがあるんでしょうから、そして上程をしてきたと。私はこれについて、そういう思いに応える観点から賛成をいたします。

○議長（平岡博君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

18番吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） ただいま、第104号の、この統合に対しての議案の討論をしているということなので、私は、この件は、8市町村の首長会議の中で一行政団体でも反対したならば、これはできないよという話を聞いております。

よって、ここで阿見町が、御存じのとおり、以前美浦村議会で否決をした以上、その結果が出ております。よって、ここで阿見町の意向を例えば示したとしても、それは結果にはつながりません。ですから、私は、これは取り下げられるべきだというふうに思います。

現議案に対しては私は反対をいたします。

○議長（平岡博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番野口雅弘君。

○9番（野口雅弘君） 私も、基本的には下ろすのも本当かと思えますけども、先ほど説明にありましたとおり、今回は、議員の、どういうふうな考えでいるかを知りたいという、それを知りたいんですから、それなら知りたいのならお答えしましょうという思いで賛成します。

○議長（平岡博君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） それでは、討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第104号から議案第106号までの3件については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第104号を採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡博君） 起立多数であります。よって、議案第104号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第105号を採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡博君） 起立多数であります。よって、議案第105号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第106号を採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡博君） 起立多数であります。よって、議案第106号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第108号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第109号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第110号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（平岡博君） 次に、日程第7、議案第108号から議案第110号までの3件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第108号から第110号までの提案理由を申し上げます。

まず、議案第108号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、本年度の人事院勧告に基づく給与改定に関する取扱いが、第210回臨時国会で可決成立したことに伴い、当町におきましても、国に準じ給与条例の改正について提案をするものであります。

この条例改正の主な内容は、給料月額及び勤勉手当の支給月数の改定であります。

まず、一般職の職員の給料月額の改定であります。若年層について平均0.3%引き上げるものであります。

次に、勤勉手当の支給月数の改定であります。12月の勤勉手当を0.1月分引き上げ、令和5年度以降は6月期と12月期の勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げるものであります。

続いて、議案第109号、阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第110号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についての2件ですが、人事院勧告に基づき、町長、副町長及び教育長の期末手当、任期付職員の給料月額及び期末手当の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第108号から議案第110号までの3件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

ちょっとお待ちください。

これより採決します。

議案第108号から議案第110号までの3件については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第108号から議案第110号までの3件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第111号 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第7号）

議案第112号 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第113号 令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第114号 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案第115号 令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）

議案第116号 令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第8、議案第111号から議案第116号までの6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第111号から議案第116号までの、令和4年度一般会計ほか5件の補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第111号，一般会計補正予算は，既定の予算額に1,901万9,000円を追加し，189億3,496万8,000円とするものであります。

その内容は，第1款議会費から第9款教育費まで，人事院勧告に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第112号，国民健康保険特別会計補正予算は，既定の予算額に53万1,000円を追加し，47億7,516万3,000円とするものであります。

その内容は，人事院勧告に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第113号，介護保険特別会計補正予算は，既定の予算額に39万円を追加し，36億8,322万9,000円とするものであります。

その内容は，人事院勧告に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第114号，後期高齢者医療特別会計補正予算は，既定の予算額に13万3,000円を追加し，10億9,431万2,000円とするものであります。

その内容は、人事院勧告に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第115号、阿見町水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について21万9,000円を増額するものであります。

その内容は、人事院勧告に伴う職員給与関係経費を増額するものであります。

議案第116号、阿見町下水道事業会計補正予算は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について、それぞれ44万2,000円を増額、第4条に定めた資本的収支について、それぞれ4万4,000円を増額するものであります。

その内容は、収益的収支、資本的収支ともに、人事院勧告に伴う職員給与関係経費を増額し、それに伴い他会計補助金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第111号から議案第116号までの6件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第111号から議案第116号までの6件については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第111号から議案第116号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（平岡博君） 次に、日程第9、請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題とします。

この請願については、去る12月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、先ほどに引き続きまして、請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、初めに紹介議員より説明がありました。

質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

請願第4号についての委員長報告は、採択であります。

この請願を委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員長報告どおり採択することに決しました。

---

意見書案第4号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書  
(案)

○議長（平岡博君） 次に、日程第10、意見書案第4号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

紙井和美君、登壇願います。

〔15番紙井和美君登壇〕

○15番（紙井和美君） それでは、意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案第4号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月20日、提出者、阿見町議会議員紙井和美。

賛成者、阿見町議会議員久保谷実、同じく柴原成一、同じく川畑秀慈、同じく平岡博、同じく栗原直行。

提案理由。

それでは、提案理由を朗読させていただきます。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策の対応も含め、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、小人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1, 中学校での35人学級を早急に実施すること。また, さらなる少人数学級について検討すること。
- 2, 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため, 加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3, 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため, 地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上, 地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年12月20日, 茨城県阿見町議会。

意見書の提出先, 衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣, 財務大臣, 総務大臣, 文部科学大臣。

以上でございます。

○議長(平岡博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平岡博君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております意見書案第4号については, 会議規則第39条第3項の規定により, 委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平岡博君) 御異議なしと認め, さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平岡博君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

意見書案第4号については, 原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平岡博君) 御異議なしと認めます。よって, 意見書案第4号については原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって, 可決された意見書の配付とします。「案」の文字の削除をお願いします。

---

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（平岡博君） 次に、日程第11、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

これで本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

お諮りします。

この際、会期中の閉会の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

---

#### 会期中の閉会の件

○議長（平岡博君） これより、追加日程第1、会期中の閉会の件を議題とします。

今定例会の会期は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、当初予定の最終日から16日間延ばした令和5年1月5日までを会期としておりましたが、本日、本定例会に予定された日程は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

---

#### 閉会の宣言

○議長（平岡博君） 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。

議員各位並びに町長はじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、令和4年第4回阿見町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時14分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 博

署 名 員 紙 井 和 美

署 名 員 柴 原 成 一

## 参 考 资 料

令和4年第4回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第86号 議案第87号 議案第88号 議案第89号 議案第90号 議案第91号 議案第92号 議案第93号 議案第95号 議案第96号</p>	<p>阿見町職員の定年等に関する条例の一部改正について 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について 阿見町職員の降給に関する条例の一部改正について 阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について 阿見町職員の再任用に関する条例の廃止について 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第96号 議案第97号 議案第98号 議案第99号 請願第4号</p>	<p>令和4年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 民生教育常任委員会所管事項 令和4年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 令和4年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） 令和4年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願</p>

産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第94号	阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
	議案第96号	令和4年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第100号	令和4年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
	議案第101号	令和4年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）
	議案第102号	防安交第1-1号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負変更契約について
	議案第103号	土地の処分について

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

令和4年9月～令和4年11月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	10月12日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4回臨時会会期日程等について</li> <li>・ 議会報告会について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	11月14日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5回臨時会会期日程等について</li> <li>・ 議会報告会について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	11月29日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4回定例会会期日程等について</li> <li>・ 請願・陳情等について</li> <li>・ 議会報告会について</li> <li>・ その他</li> </ul>
	11月29日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稲敷・龍ヶ崎地方3組合の統合・複合化に関する議案について</li> </ul>
総務 常任委員会	10月13日	茨城県鹿嶋市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画社会づくりのための取り組みについて</li> </ul>
	10月13日	茨城県水戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画社会づくりのための取り組みについて（茨城県議会）</li> </ul>
	10月17日	茨城県稲敷市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境センター建設工事概要について（江戸崎地方衛生土木組合環境センター）</li> <li>・ ごみ処理及び整備運営事業について</li> </ul>

民生教育 常任委員会	10月4日	宮城県富谷市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT教育について</li> <li>・市制施行による変化について（福祉分野）</li> <li>・不登校特例校について</li> </ul>
	10月13日	茨城県庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農福連携について</li> </ul>
	11月4日	東京都港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児保育について（元麻布保育園）</li> </ul>
	11月7日	茨城県牛久市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクールについて</li> </ul>
	11月21日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言書（案）について</li> <li>・その他</li> </ul>
産業建設 常任委員会	10月14日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業建設常任委員会所管事務調査について</li> <li>・その他</li> </ul>
	11月8日	山形県寒河江市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光協会の法人化について</li> </ul>
	11月9日	山形県山形市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形市におけるペニPayの運用状況について</li> </ul>
議会改革等調査 研究特別委員会	10月8日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費について</li> <li>・政治倫理条例について</li> <li>・その他</li> </ul>
	11月18日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治倫理条例について</li> <li>・その他</li> </ul>

広聴広報 特別委員会	10月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第174号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
	10月14日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第174号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
全員協議会	10月20日	議会議場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7次総合計画策定の進捗状況について</li> <li>・令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業の給付事業について</li> <li>・阿見地区戦没者慰霊塔周辺整備工事について</li> <li>・その他</li> </ul>
	10月20日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化について</li> <li>・その他</li> </ul>
	11月21日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校新入生へのお祝い事業について</li> <li>・その他</li> </ul>
	11月29日	議会議場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化による新組合の設立について</li> <li>・令和5年度3か年実施計画について</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について</li> <li>・阿見町職員の定年等に関する条例の一部改正等について</li> <li>・本郷小学校放課後児童クラブ施設の建設について</li> <li>・新型コロナウイルスワクチンの集団接種の実施について</li> </ul>

全 員 協 議 会	11月29日	議会議場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産・子育て応援給付金について</li> <li>・ 阿見町荒川本郷地区（Eブロック）町有地売却業務公募型プロポーザル実施結果について</li> <li>・ 都市計画道路寺子・飯倉線整備工事の設計変更について</li> <li>・ 町民体育館大規模改修について</li> <li>・ 旧実穀小学校改修工事について</li> <li>・ 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて</li> <li>・ その他</li> </ul>
-----------	--------	------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生 組合	9月28日	全員協議会 ・新組合議会の議員定数について ・その他		吉田憲市 久保谷充
	10月12日	全員協議会 ・令和4年第2回龍ヶ崎地方衛生 組合議会定例会提出予定案件 議案第1号 令和3年度龍ヶ 崎地方衛生組合一般会計歳入 歳出決算について 議案第2号 令和4年度龍ヶ 崎地方衛生組合一般会計補正 予算（第1号） ・稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・ 複合化の取り組みについて ア 稲敷・龍ヶ崎地方3組合 統合・複合化協議会の協議 結果の報告について イ 今後のスケジュールにつ いて ・新組合議会の議員定数について ・その他		吉田憲市 久保谷充
	10月24日	第2回定例会 ・令和3年度龍ヶ崎地方衛生組 合一般会計歳入歳出決算につ いて ・令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合	原案認定  原案可決	吉田憲市 久保谷充

龍ヶ崎地方衛生組合	10月24日	一般会計補正予算（第1号）		吉田憲市 久保谷充
	10月26日 ～ 10月28日	行政視察研修 ・複合的一部事務組合の運営について（宇和島地区広域事務組合） ・「バリクリーン」のコンセプト今治モデルについて（今治クリーンセンター「バリクリーン」）		吉田憲市 久保谷充
牛久市・阿見町齋場組合	10月7日	全員協議会 ・令和4年度牛久市・阿見町齋場組合一般会計補正予算（第1号）について ・工事請負契約の締結について ・令和3年度牛久市・阿見町齋場組合一般会計歳入歳出決算認定について ・齋場運営状況報告・アンケート調査結果報告について		野口雅弘 高野好央 栗田敏昌
	10月7日	第2回定例会 ・令和4年度牛久市・阿見町齋場組合一般会計補正予算（第1号）について ・工事請負契約の締結について ・令和3年度牛久市・阿見町齋場組合一般会計歳入歳出決算認定について	原案可決  原案可決 原案認定	野口雅弘 高野好央 栗田敏昌

稲敷地方広域市 町村圏事務組合	9月29日	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新組合議会の議員定数の検討について</li> <li>・その他</li> </ul>		<p>難波千香子 栗原宜行</p>
	10月13日	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化の取り組みについて</li> <li>ア 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会の協議結果の報告について</li> <li>イ 今後のスケジュールについて</li> <li>・新組合議会の議員定数について</li> <li>・令和4年度第2回組合議会定例会提出議案について</li> <li>・その他</li> </ul>		<p>栗原宜行</p>
	10月27日	<p>第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稲敷地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について</li> <li>・工事請負契約について</li> <li>・令和3年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算について</li> <li>・令和3年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計歳入歳出決算について</li> <li>・令和4年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）</li> </ul>	<p>原案同意</p> <p>原案可決</p> <p>原案認定</p> <p>原案認定</p> <p>原案可決</p>	<p>難波千香子 海野 隆 栗原宜行</p>

<p>稲敷地方広域市 町村圏事務組合</p>	<p>10月27日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専決処分の報告について（和解に関することについて）</li> <li>・ 専決処分の報告について（和解に関することについて）</li> </ul>		<p>難波千香子 海野 隆 栗原宜行</p>
----------------------------	---------------	--	--	--------------------------------

請 願 文 書 表

令和4年第4回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 出所 者氏 者名	紹氏 介議 員員 名名	議決 結果
4	令和 4年 11月 24日	<p>1. 件 名 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願</p> <p>2. 主 旨 請願の主旨</p> <p>学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策の対応も含め、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>昨年度、改正義務標準法が施行され、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられました。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級などの実現が不可欠です。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。</p> <p>こうした観点から、政府予算編成において裏面の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。</p> <p>2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進</p>	<p>茨城県水戸市笠原町 978 - 46 茨城教育会館2階 茨城県教職員組合 執行委員長 中山 幸男 他 174 名</p>	<p>高野 好央</p>	

		すること。 3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。			
--	--	--	--	--	--

令和4年12月20日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会総務常任委員会  
委員長 海野 隆

### 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

#### 記

1. 審査期日 令和4年12月9日（金）午前10時00分～午前10時45分
2. 審査委員 海野 隆  
難波千香子  
野口 雅弘  
飯野 良治  
高野 好央  
石引 大介
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの  
議案第86号  
議案第87号  
議案第88号  
議案第89号  
議案第90号  
議案第91号  
議案第92号  
議案第93号  
議案第95号  
議案第96号 内 総務常任委員会所管事項
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和4年12月20日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会民生教育常任委員会  
委員長 紙井 和美

### 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

#### 記

1. 審査期日 令和4年12月9日（金）午後2時00分～午後2時55分
2. 審査委員 紙井 和美  
久保谷 実  
柴原 成一  
川畑 秀慈  
平岡 博  
栗原 宜行
3. 審査結果
  - ・原案通り可決したもの  
議案第96号 内 民生教育常任委員会所管事項  
議案第97号  
議案第98号  
議案第99号
  - ・採択したもの  
請願第4号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和4年12月20日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会産業建設常任委員会  
委員長 吉田 憲市

### 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

#### 記

1. 審査期日 令和4年12月12日（月）午前10時00分～午前10時27分
2. 審査委員 吉田 憲市  
栗田 敏昌  
久保谷 充  
樋口 達哉
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの  
議案第94号  
議案第96号 内 産業建設常任委員会所管事項  
議案第100号  
議案第101号  
議案第102号  
議案第103号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り